

事業概要

2019年度



町田市保健所

目 次

I	保健所のあらまし		
1	保健所の沿革	5	7 難病対策
2	管内の概況	6	8 保健師活動
3	管内人口	7	9 健康づくり推進
4	施設の概要	10	10 食育推進
5	保健所の組織及び分掌事務	11	11 保健栄養
6	決算状況	13	12 健康福祉会館事業
7	研修・教育	15	13 成人保健指導事業
8	各種協議会	17	14 障がい者等歯科保健推進対策事業
II	保健総務		15 歯科口腔健康診査
1	健康危機管理	21	16 高齢者歯科口腔機能健診
2	統計調査	22	17 高齢者予防接種事業
3	医務	24	18 予防接種事業
4	薬事	26	19 母子健康診査事業
5	地域医療システム推進事業	29	20 母子保健指導事業
6	救急医療対策事業	31	21 歯科衛生士活動
7	災害医療救護活動支援	38	22 栄養士活動
8	医療安全支援センター	40	V 生活衛生
9	歯科保健普及対策・摂食嚥下機能対策	42	1 動物管理
III	健康推進		2 環境衛生
1	地域保健普及啓発	49	3 食品衛生
2	自殺総合対策事業	51	VI 統計表
3	健康づくり推進	52	VII 附属機関等
4	がん検診等	55	1 保健所運営協議会
5	成人健診事業	60	2 町田市感染症の診査に関する協議会
IV	保健予防		3 町田市大気汚染障がい者認定審査会
1	感染症予防	67	4 町田市食育推進計画策定及び 推進委員会
2	結核対策	72	5 町田市地域精神保健福祉連絡協議会
3	エイズ・性感染症対策	76	6 町田市難病保健医療福祉調整会
4	各種健診・検査	77	7 町田市自殺総合対策連絡協議会
5	医療費助成制度	78	
6	精神保健福祉	81	

凡 例

- 1 文中使用した統計数字は、原則として2019年度末又は2019年度中のものによるが、暦年表示の妥当なものは、2019年中又は2019年末現在のものによった。また、静態的時点表示の妥当なものは各時点のものによった。
- 2 表中の表章記号は次のとおりである。

計数のない場合	—	数値微差(0.05未満)の場合	0.0
計数不明又は不適當の場合	…	減を表す場合	△
計数のありえない場合	・		
- 3 表中の割合単位は注記が無い限り「%」とする。

I 保健所のあらし

1 保健所の沿革

年月	出来事	
1948. 1		保健所法全面改正
1948. 10	保健所法(22. 9. 5 法律 101 号)の公布に伴い、東京都南多摩保健所が発足(町田保健所の前身)	
1955. 7	東京都南多摩保健所のうち、町田町・鶴川村・忠生村・塚村の1町3村を管轄する東京都町田保健所が新設された 管轄人口 57,622 人	
1958. 2	町田町・鶴川村・忠生村・塚村が合併し町田市となる	
1971. 5	鶴川地区に、東京都町田保健所鶴川保健相談所が新設された	
1974. 10	町田保健所木造庁舎の老朽化に伴い、鉄筋コンクリート2階建ての現庁舎に改築し、開所した	
1985. 10	鶴川保健相談所を人口増加に伴う保健需要に見合う施設とするため全面改築 改築に際し、鶴川市民センター等との合同庁舎とする	
1994. 7		地域保健法制定
1996. 7	「保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例」公布 多摩地域の保健所は、再編整備計画により12保健所となる 当保健所は「町田保健所」の名称で存続が決定 保健所機能強化のため増改築整備工事(研修棟整備)着工	
1997. 2	増改築工事(研修棟)竣工	
1997. 3	保健所再編整備の一環として、鶴川保健相談所が閉鎖となる	
1997. 4	鶴川保健相談所を町田市に移譲	地域保健法全面施行
2001. 10	「多摩地域の保健サービスの再構築に向けて」発表	
2003. 5		健康増進法施行
2004. 4	多摩地域の都保健所再編 八王子保健所、町田保健所は保健所政令市移行に備え存置	
2006. 7	「町田市の保健所政令市移行に関する検討会」設置	
2008. 5	「町田市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」設置	
2009. 4	市職員派遣研修開始	
2010. 8		地域保健法施行令改正 「町田市が保健所政令市として指定される」
2010.12	市議会第四回定例会にて、町田市保健所条例制定(23.4.1 施行)町田市保健所設置決定	
2011. 4. 1	町田市保健所発足 企画部門として保健企画課の設置 市保健所として動物管理行政を開始(これにより、環境保全課で行っていた動物管理業務が移譲される) 保健企画課、生活衛生課、保健対策課の3課体制となる 保健所政令市移行により、健康課より健康づくり推進事業が移譲される	
2012. 7	保健企画課が町田市役所市庁舎7階に移転	
2013. 4	生活衛生課医薬指導係から医務薬務係へ名称を変更 保健対策課感染症係と地域保健係を統合し、地域保健第一係・第二係へ名称を変更	
2015. 4	組織改正によりいきいき健康部が保健所といきいき生活部になる 保健所は保健総務課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課の4課体制となる	

2 管内の概況

町田市は、東京都心から南西 30 ～40km に位置し、半島のように神奈川県に突き出ている。

東西 22.3km、南北 13.2km、面積は 71.55km² で、北部は八王子市と多摩市、東、西及び南部は川崎市、相模原市、横浜市、大和市と隣接し、神奈川県と隣接する距離が長くなっている。

人口は、1965 年代から始まった住宅公団、公社及び大手不動産業者等による大型団地の建設に伴い急増し、1982 年 5 月には 30 万人を突破し、2020 年 1 月 1 日現在 428,821 人(外国人登録人口含む)で八王子市について 2 番目に多い市である。

交通は、小田急線・東急田園都市線・JR横浜線・京王相模原線が走り、首都圏の環状線(国道 16 号線)と放射線(国道 246 線・東名高速道路)が通っている。

町田市は「東京都保健医療計画(2018 年 3 月改定)」において、八王子市、日野市、多摩市及び稲城市とともに、「南多摩保健医療圏」に属しています。

所管区域図

町田市



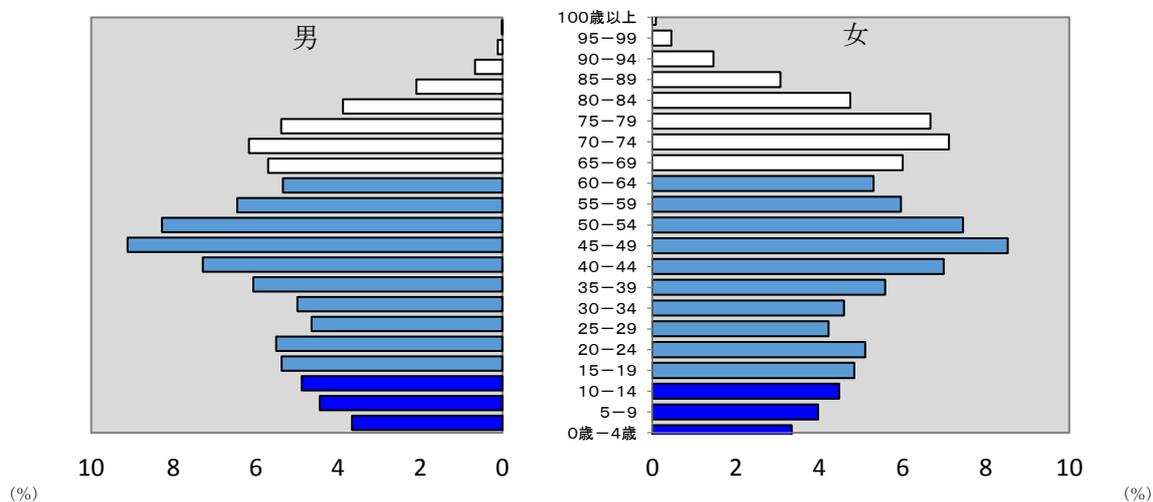
3 管内人口

(1) 性・年齢別人口及び年齢階級三区分割合(表 3-1)

2020年1月1日住民登録人口

年齢	管内			
	総数	男	女	構成比
総数	428,821	209,938	218,883	100.0
0歳-4歳	14,996	7,678	7,318	3.5
5-9	18,022	9,323	8,699	4.2
10-14	20,054	10,246	9,808	4.7
15-19	21,881	11,280	10,601	5.1
20-24	22,715	11,545	11,170	5.3
25-29	18,981	9,737	9,244	4.4
30-34	20,522	10,461	10,061	4.8
35-39	24,936	12,715	12,221	5.8
40-44	30,583	15,293	15,290	7.1
45-49	37,800	19,144	18,656	8.8
50-54	33,703	17,387	16,316	7.9
55-59	26,584	13,535	13,049	6.2
60-64	22,819	11,199	11,620	5.3
65-69	25,110	11,963	13,147	5.9
70-74	28,513	12,941	15,572	6.6
75-79	25,895	11,295	14,600	6.0
80-84	18,531	8,140	10,391	4.3
85-89	11,117	4,391	6,726	2.6
90-94	4,607	1,399	3,208	1.1
95-99	1,240	238	1,002	0.3
100歳以上	212	28	184	0.0
不詳	0	0	0	0.0
年少人口 (0-14)	53,072	27,247	25,825	12.4
生産年齢人口 (15-64)	260,524	132,296	128,228	60.8
老年人口 (65歳以上)	115,225	50,395	64,830	26.9

(2) 人口ピラミッド(表 3-2)



(3)町別世帯数・人口(表 3-3)

2020年1月1日住民登録人口

町名	世帯数	人口		
		総数	男	女
町田市総数	197,711	428,821	209,938	218,883
相原町	6,965	15,031	7,313	7,718
旭町	2,487	4,895	2,497	2,398
大蔵町	4,068	9,104	4,554	4,550
小川	5,633	13,713	6,769	6,944
小野路町	2,027	3,817	1,963	1,854
小山ヶ丘	4,489	11,815	5,730	6,085
小山田桜台	1,564	3,478	1,675	1,803
小山町	7,613	18,530	9,371	9,159
金井(丁目)	4,641	11,226	5,539	5,687
金井町	3,628	8,010	3,965	4,045
金森	6,633	14,456	6,947	7,509
金森東	3,343	7,241	3,461	3,780
上小山田町	1,803	4,787	2,409	2,378
木曾西	3,442	8,313	4,040	4,273
木曾東	8,264	14,946	7,245	7,701
木曾町	157	352	173	179
高ヶ坂	4,836	10,497	5,223	5,274
下小山田町	1,744	3,814	1,863	1,951
真光寺(丁目)	2,293	5,436	2,654	2,782
真光寺町	697	1,564	811	753
函師町	3,570	8,410	4,246	4,164
忠生	3,484	7,284	3,616	3,668
玉川学園	7,942	16,351	7,733	8,618
つくし野	2,787	6,554	3,113	3,441
鶴川	6,237	12,462	6,011	6,451
鶴間	3,817	8,804	4,265	4,539
常盤町	2,059	4,721	2,405	2,316
中町	5,569	10,044	4,961	5,083
成瀬	4,226	9,676	4,725	4,951
成瀬が丘	2,314	4,531	2,225	2,306
成瀬台	3,393	7,973	3,825	4,148
西成瀬	2,247	5,241	2,557	2,684
根岸(丁目)	930	2,154	1,062	1,092
根岸町	321	714	354	360
能ヶ谷	4,819	10,782	5,197	5,585
野津田町	4,178	10,413	5,145	5,268
原町田	8,764	14,714	7,294	7,420
東玉川学園	1,447	3,357	1,652	1,705
広袴(丁目)	1,453	3,402	1,719	1,683
広袴町	445	1,001	491	510
本町田	12,434	25,066	12,187	12,879
南大谷	4,877	11,173	5,521	5,652
南つくし野	2,390	5,670	2,730	2,940
南成瀬	4,880	10,477	5,164	5,313
南町田	4,815	11,039	5,372	5,667
三輪町	3,192	6,701	3,538	3,163
三輪緑山	2,287	5,209	2,476	2,733
森野	6,929	13,180	6,228	6,952
薬師台	1,078	2,797	1,342	1,455
矢部町	700	1,656	860	796
山崎(丁目)	396	811	388	423
山崎町	7,404	15,429	7,334	8,095

(4)年次別人口の推移(表 3-4)

各年 10 月 1 日(国勢調査及び推計人口)

年次	町田市	東京都	全国
2010 年	424,669	13,159,388	126,381,728
2011 年	425,173	13,191,203	126,180,135
2012 年	425,155	13,225,551	125,957,139
2013 年	426,410	13,301,154	125,704,434
2014 年	426,448	13,398,087	125,431,416
2015 年	426,999	13,515,271	125,319,299
2016 年	428,203	13,636,222	125,020,252
2017 年	429,070	13,742,906	124,648,471
2018 年	428,589	13,843,403	124,218,285
2019 年	429,058	13,942,856	123,731,176

資料 全国人口(日本人)については、総務省統計局による人口推計
東京都人口については、東京都総務局統計部による人口推計
2010 年、2015 年は国勢調査による。

4 施設の概要

(1) 町田市保健所中町庁舎

ア 施設の概要

所在地 東京都町田市中町二丁目 13 番 3 号
敷地面積 2,176.84 m²

(m²)

	本館		研修棟	
竣工	1974年9月28日		1997年2月14日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建		鉄骨造2階建 (1階ピロティ)	
内訳	地階	167.24	ピロティ	駐車場 研修室等
	1階	614.58		
	2階	599.73		
	塔屋	44.46		
	《附属施設》			
	犬舎	7.50		
	車庫	42.80		
計		1426.01		376.23

(2) 健康福祉会館

ア 施設の概要

所在地 東京都町田市原町田五丁目 8 番 21 号
敷地面積 1,817.14 m²

(m²)

竣工	1989年3月25日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階建	
内訳	地階	769.74
	1階	998.25
	2階	929.91
	3階	892.41
	4階	787.11
	PH	51.62
計		4429.04

(3) 鶴川保健センター

ア 施設の概要

所在地 東京都町田市大蔵町 1981 番地4
敷地面積 430.29 m²

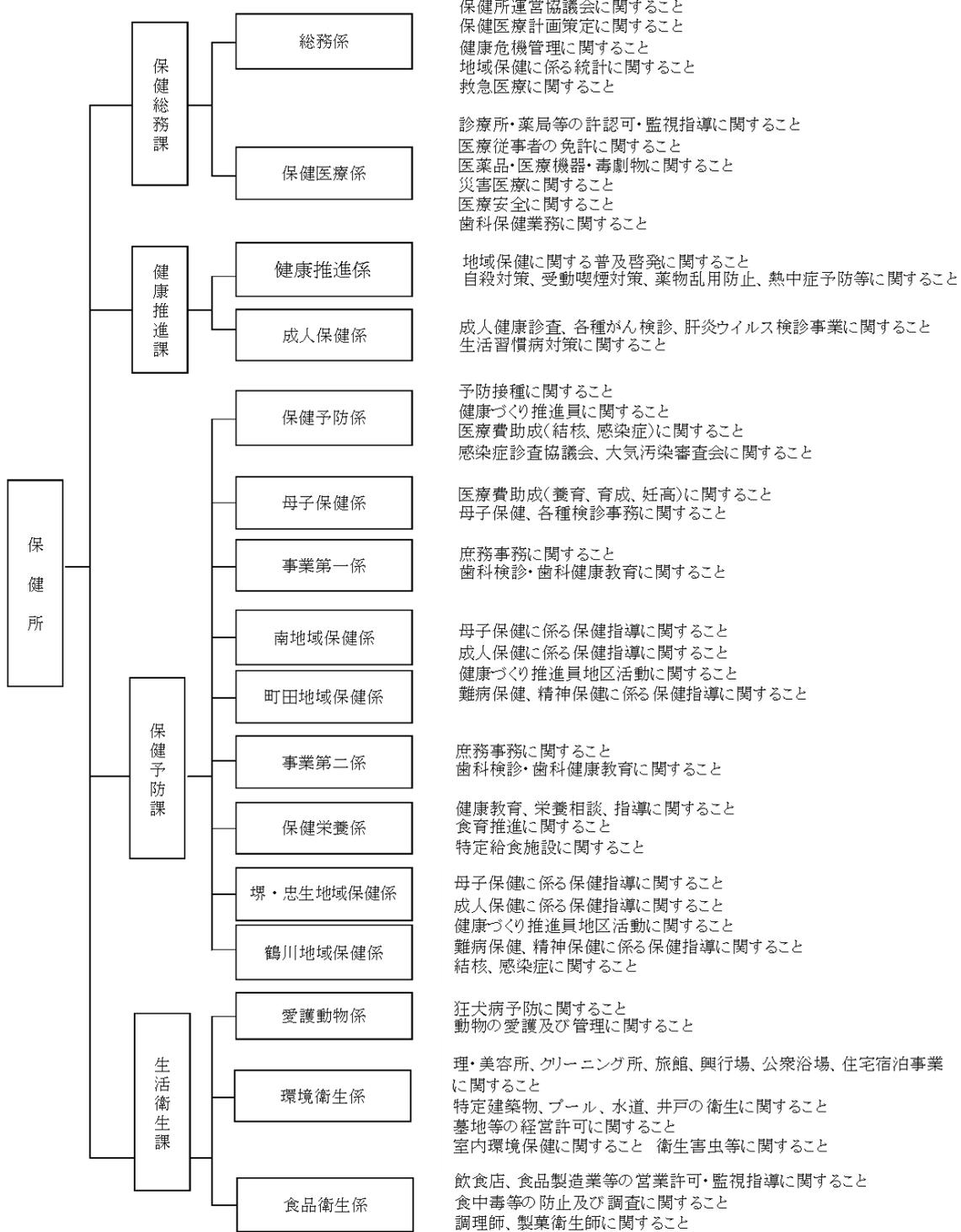
(m²)

竣工	1985年10月15日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造・地下 1階付2階建の1階の一部	
内訳	地階	
	1階	370.29
	2階	
計		370.29

5 保健所の組織及び分掌事務

(1) 保健所の組織図

(2019年4月1日現在)



(2)職員配置表(表 5-1)

2019年4月1日現在

	総数		保健 所長	保健総務課		健康推進課		保健予防課		生活衛生課	
	職員	嘱託		職員	嘱託	職員	嘱託	職員	嘱託	職員	嘱託
総数	119	40	1	12	4	11	2	73	33	22	1
医師	3		1					2			
歯科医師	1			1							
事務	38	11		5	2	9	1	19	7	5	1
保健師	45	11		1		2	1	42	10		
看護師		5			1				4		
保育士		1							1		
心理相談員		1							1		
精神保健福祉士		2							2		
栄養士	6	5						6	5		
歯科衛生士	5	2		1				4	2		
薬剤師	6	1		1	1					5	
獣医師	8			1						7	
衛生技術	7			2						5	
放射線技師		1							1		

6 決算状況

2019年度歳入決算

款項目節	予算現額	収入済額
12. 分担金及び負担金	22,468,000	27,595,341
1. 負担金	22,468,000	27,595,341
3. 衛生費負担金	22,468,000	27,595,341
1. 保健所費負担金	4,580,000	3,677,279
2. 予防接種費負担金	17,888,000	23,918,062
13. 使用料及び手数料	37,478,000	34,256,500
1. 使用料	1,496,000	1,636,220
3. 衛生使用料	1,496,000	1,636,220
1. 健康福祉会館使用料	1,496,000	1,636,220
2. 手数料	35,982,000	32,620,280
3. 衛生手数料	35,982,000	32,620,280
1. 犬登録手数料	16,173,000	15,988,260
5. 保健所許可手数料	19,779,000	16,602,820
6. 諸証明手数料	30,000	29,200
14. 国庫支出金	71,647,000	75,461,617
1. 国庫負担金	17,488,000	16,631,211
2. 衛生費国庫負担金	17,488,000	16,631,211
1. 未熟児養育医療給付費負担金	9,112,000	8,839,577
2. 感染症対策費負担金	2,060,000	2,334,114
3. 結核患者入所医療療養費負担金	4,461,000	3,601,582
4. 医療給付費負担金	1,855,000	1,855,938
2. 国庫補助金	53,995,000	58,660,581
1. 総務費国庫補助金	675,000	675,000
8. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助	675,000	675,000
3. 衛生費国庫補助金	53,320,000	57,985,581
2. 感染症対策費補助	25,558,000	31,093,000
3. 特定疾患等対策費補助	140,000	192,000
4. 結核患者医療療養費補助	661,000	643,581
5. 地域保健対策費補助	543,000	543,000
6. 子ども・子育て支援交付金	15,790,000	16,275,000
7. 健康増進対策費補助	5,323,000	3,934,000
8. 母子保健衛生費補助	5,305,000	5,305,000
3. 委託金	164,000	169,825
3. 衛生費委託金	164,000	169,825
1. 衛生統計調査委託金	164,000	169,825
15. 都支支出金	180,070,449	171,536,198
1. 都負担金	33,829,449	33,114,159
2. 衛生費都負担金	33,829,449	33,114,159
2. 健康増進事業費負担金	28,346,449	28,354,058
3. 医療給付費負担金	927,000	340,313
4. 未熟児養育医療給付費負担金	4,556,000	4,419,788
5. 感染症流行予測調査費負担金	0	0
2. 都補助金	133,872,000	127,240,717
2. 民生費都補助金	0	848,942
22. 子ども家庭支援包括補助事業費補助	0	848,942
3. 衛生費都補助金	133,872,000	126,391,775
1. 救急医療対策費補助	4,000,000	4,000,000
2. 予防接種事故対策費補助	2,730,000	2,258,775
3. 医療保健政策包括補助事業費補助	46,550,000	44,107,000
4. 訪問看護事業費補助	1,154,000	1,131,000
5. 食育推進活動支援事業費補助	850,000	850,000
6. 子ども・子育て支援交付金	15,790,000	16,275,000
9. 出産・子育て応援事業費補助	40,877,000	36,565,000
10. 在宅療養推進事業費補助	10,000,000	10,000,000
11. 地域自殺対策強化交付金	2,179,000	2,179,000
12. 受動喫煙防止対策促進事業費補助	9,742,000	9,026,000
3. 委託金	12,369,000	11,181,322
3. 衛生費委託金	12,369,000	11,181,322
2. 保健衛生事務委託金	12,369,000	11,181,322
16. 財産収入	3,240,000	3,240,000
1. 財産運用収入	3,240,000	3,240,000
1. 財産貸付収入	3,240,000	3,240,000
1. 土地建物貸付収入	3,240,000	3,240,000
20. 諸収入	264,000	1,152,593
4. 受託事業収入	0	3,092
3. 衛生費受託事業収入	0	3,092
1. 石綿健康被害救済給付事務受託収入	0	3,092
6. 雑入	264,000	1,149,501
3. 雑入	264,000	1,149,501
3. 衛生費雑入	264,000	1,119,364
2. 光熱水費使用料	0	92,339
6. 講習会等参加費	0	115,400
18. 後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業費補助金	0	82,042
20. 航空機常時測定装置設置料	0	11,613
32. 実習生受入謝礼	264,000	260,000
39. 後期高齢者医療制度歯科健康診査事業等補助金	0	574,590
42. 委員謝礼過年度戻入金	0	13,500
43. 医療費過年度戻入金	0	17
合計	315,167,449	313,242,249

2019 年度歳出決算

歳出

(円)

款項目節	予算現額	支出済額	不用額
4. 衛生費	2,419,030,000	2,210,326,006	208,703,994
1. 保健衛生費	2,419,030,000	2,210,326,006	208,703,994
1. 保健総務費	251,178,604	247,403,369	3,775,235
1. 報酬	810,000	567,360	242,640
8. 報償費	768,000	503,440	264,560
9. 旅費	584,676	541,701	42,975
11. 需用費	4,236,505	3,107,101	1,129,404
消耗品費	1,159,930	1,117,909	42,021
印刷製本費	383,000	329,508	53,492
修繕料	123,540	123,540	0
医薬材料費	2,570,035	1,536,144	1,033,891
12. 役務費	1,776,944	459,147	1,317,797
13. 委託料	225,427,179	224,682,728	744,451
14. 使用料及び賃借料	78,000	77,232	768
18. 備品購入費	582,100	581,460	640
19. 負担金補助及び交付金	13,658,200	13,626,200	32,000
23. 償還金利息及び割引料	3,257,000	3,257,000	0
2. 健康推進費	451,482,000	387,615,930	63,866,070
4. 共済費	14,000	5,806	8,194
7. 賃金	1,994,000	1,888,734	105,266
8. 報償費	1,154,000	821,000	333,000
9. 旅費	58,000	41,532	16,468
11. 需用費	9,221,000	8,208,551	1,012,449
消耗品費	495,000	476,491	18,509
印刷製本費	8,726,000	7,732,060	993,940
12. 役務費	10,517,000	7,856,107	2,660,893
通信運搬費	10,478,000	7,817,939	2,660,061
広告料	8,000	7,876	124
保険料	31,000	30,292	708
13. 委託料	428,500,000	368,770,200	59,729,800
14. 使用料及び賃借料	0	0	0
23. 償還金利息及び割引料	24,000	24,000	0
3. 保健予防費	1,655,813,396	1,530,912,558	124,900,838
1. 報酬	5,617,000	4,953,256	663,744
4. 共済費	89,992,000	88,708,370	1,283,630
7. 賃金	40,568,000	37,145,007	3,422,993
8. 報償費	19,541,000	17,760,581	1,780,419
9. 旅費	917,000	815,799	101,201
11. 需用費	66,858,380	57,829,045	9,029,335
12. 役務費	4,561,000	4,163,472	397,528
13. 委託料	1,319,920,342	1,231,957,686	87,962,656
14. 使用料及び賃借料	788,000	618,605	169,395
15. 工事請負費	0	0	0
18. 備品購入費	217,000	179,496	37,504
19. 負担金補助及び交付金	52,409,674	43,638,947	8,770,727
20. 扶助費	34,242,000	22,996,993	11,245,007
22. 補償・補填及び賠償金	0	0	0
23. 償還金利息及び割引料	20,182,000	20,145,301	36,699
20. 生活衛生費	60,556,000	44,394,149	16,161,851
8. 報償費	438,000	376,400	61,600
9. 旅費	541,000	349,307	191,693
11. 需用費	11,294,000	8,769,268	2,524,732
消耗品費	3,142,000	2,740,781	401,219
印刷製本費	1,823,000	1,591,973	231,027
光熱費	4,068,000	3,003,820	1,064,180
修繕料	1,941,000	1,170,546	770,454
飼料費	320,000	262,148	57,852
12. 役務費	7,167,000	3,342,320	3,824,680
通信運搬費	1,126,000	922,140	203,860
手数料	6,022,000	2,402,430	3,619,570
保険料	19,000	17,750	1,250
13. 委託料	34,875,000	27,805,774	7,069,226
14. 使用料及び賃借料	415,000	393,866	21,134
18. 備品購入費	175,000	158,760	16,240
19. 負担金補助及び交付金	5,646,000	3,198,454	2,447,546
22. 補償・補填及び賠償金	1,000	0	1,000
23. 償還金利息及び割引料	4,000	0	4,000

7 研修・教育

(1) 研究報告

2019 年度公益財団法人富徳会研究助成歯科衛生学研究者助成部門

口腔機能評価を組み込んだ歯科口腔健診に基づく地域在住高齢者の口腔健康状態の分析
(保健総務課歯科衛生士)

(2) 人材育成研修-圏域での取り組み

南多摩保健医療圏では、政令市保健所も多摩地域の保健所としてネットワークを築いていけるよう、南多摩保健所が事務局となり、圏域 5 市(八王子市、町田市、多摩市、日野野市、稲城市)の連絡会や人材育成研修会を実施しており、町田市保健所も企画運営に協力している。

新任期保健師向け人材育成研修実施状況(表 7-1)

日程	内容	参加者数
9 月 12 日	プロの保健師であるために 「地域で求められる保健師であるために」 講師：南多摩保健所地域保健推進担当課長	9 月 12 日 全体 22 町田 6
9 月 20 日	「個別支援のためのアセスメント」 講師：公益財団法人東京都医学総合研究所 「事例検討」	9 月 20 日 全体 22 町田 6

中堅期保健師向け人材育成研修実施状況(表 7-2)

日程	内容	参加者数
11 月 18 日	「事業評価がよくわかるようになる！保健師のための研修」 講師：帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科准教授	全体 延 18
11 月 29 日		町田 延 3

南多摩保健医療圏地域保健・医療・福祉推進研修(人材育成研修:栄養士)実施状況(表 7-3)

日程	内容	出席者数
9 月 3 日	講演 「液体ミルク(乳児用調製液状乳)とは? ~その特徴と活用方法について“赤ちゃん防災プロジェクト”より～」 講師 公益社団法人 日本栄養士会 常務理事	全体:146 町田:30

食育シンポジウム実施状況(表 7-4)

日程	内容	出席者数
2020年 2月28日	<p>【第一部：基調講演】</p> <p>「多摩地域の食文化とその継承～地域で親しみ受け継ぐ和食～」</p> <p>講師：ふるさとの食を拓く会 代表</p> <p>【第二部：シンポジウム】</p> <p>『日本の伝統食が育む和のこころ～和食文化の継承と食育について考える～』</p> <p>コーディネーター：ふるさとの食を拓く会 代表</p> <p><取組報告></p> <p>1「病院における取組」</p> <p>医療法人社団三友会 あげぼの病院 管理栄養士</p> <p>2「保育園における取組」</p> <p>八王子ふたば保育園 園長</p> <p>3「農家における取組」</p> <p>石坂ファームハウス</p> <p><意見交換会></p>	<p>新型コロナ ウイルス感 染症の影響 で中止</p>

(3) 実習生指導

公衆衛生を担う人材の育成のため、大学等の依頼に基づき保健師学生や管理栄養士学生等の実習生を受け入れ、保健所事業の説明、公衆衛生活動の実践指導や体験参加等を実施している。

実習生指導状況(表 7-5)

対象	学校名	実習期間	受入 日数	実習生数		指導内容
				実	延	
保健師学生	杏林大学	4週間	39日	5人	98人日	健診・家庭訪問・面接・電話相談・健康教育・グループ活動の見学
管理栄養士学生	実践女子大学	7日	14日	8人	56人日	特定給食施設指導、食育推進、母子健康教育、成人健康教育、課題研究
	お茶の水女子大学	7日	21日	12人	84人日	
医学生	北里大学	1日	7日	14人	27人日	公衆衛生医師の役割、保健所業務の説明及び見学
歯科衛生士学生	アポロ歯科衛生士専門学校	2日	4日	8人	16人日	公衆衛生における歯科衛生士と保健所業務の説明、健診の見学

8 各種協議会

(1) 町田市主催

ア 保健所運営協議会

地域保健法に基づき、地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所運営協議会を設置、開催している。

保健所運営協議会(表 8-1)

日程	内容	参加者数
2020年 3月19日	・「まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)」の進捗について ・町田市保健所の2019年度の主な事業報告及び2020年度の主な事業計画について	新型コロナウイルス感染症の影響で中止

(2) 東京都南多摩保健所主催

南多摩保健医療協議会及び各部会や南多摩健康危機管理対策協議会が設置されており、南多摩保健医療圏域内における保健医療施策の協議や情報の共有を図っている。また、圏域内の保健・医療・福祉関係者への支援研修として、南多摩地域保健医療福祉フォーラムが開催されており参画している。

ア 南多摩地域保健医療協議会

南多摩地域保健医療協議会(表 8-2)

日程	内容
7月25日	南多摩地域保健医療協議会 ・地域保健医療推進プランのベースラインについて ・地域保健医療推進プランの取り組み状況調査について
2020年 1月20日	南多摩地域保健医療協議会 健康づくり部会 1 地域保健医療推進プランの事業実施状況について 2 地域保健医療推進プラン推進に係る各機関からの取組報告 3 その他
2020年 2月4日	南多摩地域保健医療協議会 地域医療・地域包括ケア部会 1 地域保健医療推進プランの事業実施状況について 2 地域保健医療推進プラン推進に係る各機関からの取組報告 3 その他
2020年 2月6日	南多摩地域保健医療協議会 健康安全部会 1 地域保健医療推進プランの事業実施状況について 2 地域保健医療推進プラン推進に係る各機関からの取組報告 3 その他

イ 南多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン

南多摩保健医療圏（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）に暮らす住民一人ひとりの健康増進と健康危機に対応する基本的な取組と今後の方向を示すものとして、「南多摩保健所医療圏地域保健医療推進プラン」を作成している。

「南多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン」（平成 25 年度～平成 29 年度）に基づいて取組を行った。

(3)その他主催

ア 町田市保健医療協議会

町田市医師会主催による、町田市の保健医療行政の向上を目的とした協議会である。2019 年度は 7 月に開催され、町田市内の保健衛生に関する事項について協議を行った。

町田市保健医療協議会構成機関(表 8-3)

事務局	機関
○	町田市医師会
	町田市歯科医師会
	町田市薬剤師会
	町田消防署
	八王子労働基準監督署町田市署
	町田市
	町田市保健所

町田市保健医療協議会開催状況(表 8-4)

日程	内容	場所
7月18日	(1)医療情報連携システム(EHR)についての市の情報収集状況と見解について (2)フレイル対策における骨粗鬆症の評価について (3)生後1ヶ月健診の公費助成について (4)子宮頸がんワクチン(HPV ワクチン)定期予防接種に関する対応の改善について (5)学校検診の精度管理と委託検査会社の選定について (6)保育園に保育園歯科医を配置されたい (7)各歯科健診に関わる受診票を事前に通知されたい (8)高齢者歯科口腔機能健診対象年齢の引下げをされたい (9)セルフメディケーション講義のすすめ (10)町田市医療連携における情報通信技術(ICT)活用のための整備状況について	町田市医師会館

Ⅱ 保 健 総 務

1 健康危機管理

地域保健法及びその他関係法令等に基づき、重篤な感染症や集団食中毒の発生、毒劇物の混入や化学剤、生物剤による集団健康被害など、市民や地域に健康被害がおよぶ恐れがあるさまざまな健康危機を、未然に防止するとともに、発生した場合には被害を最小限に食い止めるため、各関係機関等と連携調整し、健康危機への対応を図り、健康危機による被害の回復を含めた健康危機管理体制を構築している。

そのため、町田市健康危機管理委員会を開催し、各関係機関との健康危機管理体制について検討を行うとともに、所内における研修を実施している。

(1) 町田市健康危機管理委員会

医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の原因により市民の生命及び健康の安全を脅かす健康危機事態に対する管理体制を確保するため関係機関から推薦された委員で構成する町田市健康危機管理委員会を設置している。

2019年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催していない。

(2) 研修

「町田市保健所健康危機管理ガイドライン」に基づいて、保健所職員が的確な対応を行えるよう、また、新型インフルエンザ等対策について、所内において共通の認識を持てるよう、研修を実施している。

実施状況（表 1-1）

日程	内 容	参加者数
-	「町田市保健所健康危機管理ガイドライン」及び食中毒対策、感染症等対策について	新型コロナウイルス感染症の影響で中止

2 統計調査

保健衛生行政の的確な推進及び各種行政効果を把握するために、その基礎資料となる各種統計調査を実施している。

(1) 基幹統計

統計法に基づく基幹統計として各種調査を実施している。

ア 人口動態調査

人口動態調査は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出をもとに、人口の動態事象を数理的に把握し、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査では、各届出をもとに市区町村が調査票を作成し、保健所が審査のうえ、東京都を經由し厚生労働省へ提出している。

イ 医療施設(動態・静態)調査

医療施設調査は、医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、毎年実施し医療法による届出や処分に基づく動態調査、3年周期で行い一部を除くすべての病院・診療所を対象とした静態調査がある。

前回の静態調査は2017年度に行った。

ウ 患者調査

患者調査は、病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、3年周期で行い、層化無作為で抽出された医療施設を利用する患者を客体として実施している。

前回調査は2017年度に行った。

エ 国民生活基礎調査

国民生活基礎調査は、国民の保健、医療、福祉、年金等、国民生活の基礎事項について、世帯面から総合的に把握し、行政施策の基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としている。

この調査は、国勢調査地区から層化無作為にて抽出された調査地区内すべての世帯及び世帯員を客体として実施している。

2019年度は、6月6日を調査日とし、町田市内では対象となった6地区の調査を行った。

(2) 一般統計

統計法に基づく一般統計として各種調査を実施した。

ア 社会保障・人口問題基本調査(第8回世帯動向調査)

前回調査(2014年)以降における世帯の変化の実態と要因を明らかにするとともに、時系列での精緻なデータを蓄積することによって、今後の日本の世帯数の将来推計を実施するための基礎資料を得ること。

2019年度は町田市内では該当地区はなかった。

イ 受療行動調査

医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は3年周期で行い、前回調査は2017年度であったが、町田市内では該当地区はなかった。

ウ 地域保健・健康増進事業報告

地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的としている。

エ 国民健康・栄養調査

国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として栄養摂取状況調査、身体状況調査、生活習慣病調査を行っている。

2019年度は、町田市内では11月6日を期日として栄養摂取状況調査、11月7日を期日として身体状況調査、11月1日～30日に生活習慣調査を対象となった1地区で行った。

オ 歯科疾患実態調査

歯科保健状況を把握し、8020運動(歯科保健推進事業等)の種々の対策の効果についての検討や、健康日本21において設定した目標の達成度の判定を行い、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は5年周期で行い、前回調査は2016年に行った。

カ 乳幼児栄養調査

全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を調査し、授乳・離乳の支援、乳幼児の食生活の改善のための基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は10年周期で行い、前回調査は2015年に行った。

3 医 務

(1) 施設関係

診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所などの施設について許可及び諸届出の受理を行っている。これらの施設に対しては、新規開設時や変更時を中心に必要に応じて実地調査を行っている。また、入院施設を有する有床診療所については概ね3年毎、衛生検査所については東京都との実施計画に基づき定期的に監視指導を行っている。

ア 施設数及び立入件数(表 3-1)

		施設数	新規件数	廃止件数	諸届	立入件数
2017		1,241	90	60	497	113
2018		1,242	85	84	491	110
2019		1,264	88	66	452	97
病院		20	1	1	54	1
診療所		341	29	17	160	33
(内訳)	有床	11	1	-	11	5
	無床	330	28	17	149	28
歯科診療所		233	12	14	115	25
(内訳)	有床	-	-	-	-	-
	無床	233	12	14	115	25
助産所		4	-	-	-	-
(内訳)	入所あり	1	-	-	-	-
	入所なし	3	-	-	-	-
施術所	あ・は・き	221	20	16	76	24
	柔	134	6	8	37	10
出張施術業務者		257	19	6	-	-
歯科技工所		51	1	4	3	1
衛生検査所		3	-	-	7	3

(注)1 施術所について「あ:あん摩マッサージ指圧、は:はり、き:きゅう、柔:柔道整復」

2 病院からの申請、諸届については、東京都への経由事務である。

イ 診療所病床数及び助産所入所数(表 3-2)

年度	総数	診療所	歯科診療所	助産所
2017	130	128 (-)	-	2
2018	129	127 (-)	-	2
2019	148	146 (-)	-	2

(注)一般診療所:()内は療養病床再掲

(2) 救急医療機関

救急医療機関は、病院又は診療所からの申し出に基づき、救急病院等を定める省令で定める基準に該当する施設を都知事が認定し告示しており、3年毎の更新制となっている。

保健所が医療機関からの申出書を受け付けたときは、実地調査を行い、調査書を作成した上で、申出書に添付して管轄の消防署へ書類を送付している。

救急医療機関(表 3-3)

名称	所在地	電話番号
あけぼの病院	中町 1-23-3	042-728-1111
町田市民病院	旭町 2-15-41	042-722-2230
多摩丘陵病院	下小山田町 1491	042-797-1511
町田慶泉病院	南町田 2-1-47	042-795-1670
町田病院	木曾東 4-21-43	042-789-0502
鶴川記念病院	三輪町 1059-1	044-987-1311
南町田病院	鶴間 4-4-1	042-799-6161
おか脳神経外科	根岸町 1009-4	042-798-7337
ふれあい町田ホスピタル	小山ヶ丘 1-3-8	042-798-1121

(3) 医療従事者免許

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係職種免許の新規、籍(名簿)訂正、書換交付、再交付等の申請の受理及び経由事務を行っている。

医療従事者免許受付件数(表 3-4)

年度	区分	総数	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	視能訓練士	作業療法士	理学療法士	その他免許
2017	総数	424	36	12	73	14	3	179	27	8	18	-	2	21	30	1
2018	総数	440	42	16	102	23	3	158	19	2	15	-	5	17	38	-
2019	総数	477	34	12	80	25	6	203	16	13	16	2	2	29	39	-
	新規	287	24	8	46	10	3	119	6	9	10	-	1	20	31	-
	籍訂正 ・書換	164	6	2	30	15	3	78	8	3	5	1	-	6	7	-
	再交付	17	-	-	3	-	-	6	1	1	1	-	1	3	1	-
	除籍(まっ 消)	8	4	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
その他	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-

4 薬 事

(1) 医薬品等施設関係

薬局、医薬品販売業、麻薬小売業者、医療機器販売業などの施設について許可及び諸届の受理を行っている。これらの施設に対しては立入検査を実施し、店舗の構造設備、管理状況、医薬品の取扱いなどについて監視指導を行っている。また、医薬品等の一斉監視指導を実施し、医薬品等の適正な流通を確保するために夜間監視及び収去検査を行った。

ア 施設数及び立入件数(表 4-1)

		施設数	新規	廃止	更新	諸届	立入 件数	
2017 年度		1,573	177	91	134	1,361	780	
2018 年度		1,602	93	76	70	1,518	621	
2019 年度		1,792	241	51	116	1,542	523	
医薬品	薬 局	174	9	7	24	824	65	
	販 売 業	卸売販売業	18	-	1	3	16	8
		店舗販売業	70	8	4	4	245	18
	薬局製剤製造業		5	-	-	2	-	2
	薬局製剤製造販売業		5	-	-	2	-	2
	麻薬小売業者		137	10	7	48	304	61
高度管理医療機器等販売業		193	23	12	21	106	42	
高度管理医療機器等貸与業		102	16	5	12	47	19	
管理医療機器販売業		770	130	15	.	-	139	
管理医療機器貸与業		318	45	-	.	-	167	

イ 医薬品等試験検査(表 4-2)

年度	品 目	検体数	検査項目	検査結果(検体数)	
				適	不適
2017	総数	5		5	-
2018	総数	5		5	-
2019	総数	5		5	-
	一般用医薬品	1	承認規格	1	-
	生薬・漢方製剤	1	承認規格	1	-
	化粧品	2	化粧品基準	2	-
	医療機器	1	品目仕様	1	-

(注) 収去品の検査は東京都健康安全研究センターに依頼した。

ウ 講習会

2019年10月に東京都南多摩保健所、八王子市保健所と合同で、薬局を対象とした南多摩保健医療圏薬事講習会を開催した。「臨床検査値の読み方」をテーマに、薬局を経営する法人の顧問(薬剤師)が講演を行い、市内の99施設が出席した。

(2) 毒物劇物

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者の登録及び諸届の受理並びに申請に基づく実地調査を行っている。また、農薬、シアン、トルエンなどを取り扱う事業者に対しては一斉監視指導を実施し、保管管理状況、譲渡手続きなどの確認を行った。

施設数及び立入件数(表 4-3)

		施設数	新規	廃止	更新	諸届	立入件数	
2017年度		198	3	9	9	26	49	
2018年度		195	6	9	8	19	56	
2019年度		195	3	3	12	21	22	
毒物 劇物	販売業	一般販売業	68	2	2	10	17	14
		特定品目販売業	-	-	-	-	-	-
		農業用品目販売業	9	-	-	2	3	6
	業務上 取扱者	届出	2	1	1	.	1	2
		非届出	116	-	-	.	.	-

(3) 家庭用品

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、日常で使用する家庭用品による健康被害を防止することを目的に、市内の小売店等で販売されている家庭用品を試買し、含有している有害物質について検査を行っている。

2019年度は、繊維製品(ベビー服、下着等)及び家庭用化学製品(家庭用洗剤等)を合計13品目購入し、民間試験検査機関で試験検査を実施した。

家庭用品試買試験検査(表 4-4)

年度	品目	検体数	延検査 項目数	検査結果(検体数)	
				適	不適
2017	総数	20	30	20	-
2018	総数	20	32	20	-
2019	総数	13	24	13	-
	繊維製品	8	10	8	-
	家庭用化学製品	5	14	5	-

(4) 不正大麻・けし撲滅

麻薬の原料が採れるけしや、幻覚物質を含む大麻は、法律で栽培等が禁止されている。

しかし、けしや大麻は自生していることがあるため、市内を巡回し、栽培が禁止されているけしや大麻を発見した場合は、抜き取りや関係機関への情報提供を行っている。

また、栽培が禁止されているけしや大麻は所持も禁止されているため、市民が発見した場合は、抜き取らずに保健所に通報するよう普及啓発を行っている。2019年度は、市関連施設でのポスター掲示のほか、市庁舎に懸垂幕を掲出し、不正けしの撲滅を訴えた。

5 地域医療システム推進事業

(1) 地域医療システム推進事業(医科)

町田市医師会の協力のもと、市民に対するかかりつけ医制度の推進や健康づくり・医療知識の普及を目的に、インターネットによる最新の医療機関情報や市民向けの医療情報の提供、各種講演会を実施した。

講演会開催状況(表 5-1)

日程	内容	参加者数
9月28日	市民健康づくり講演会 ・“むせる”って歳のせい？～飲み込む力を高める嚥下トレーニング～ 講師:神鋼記念病院 医師 嚥下トレーニング協会 トレーナー	149
2020年 3月1日	まちだ市民セミナー(市民公開講座) ・知っておきたい性のはなし～子どもたちを守るために～ 講師:筑波大学大学院 産婦人科医	中止

(2) 地域医療システム推進事業(歯科)

町田市歯科医師会の協力のもと、市民に対するかかりつけ歯科医制度の推進や歯科医療知識の普及を目的に、インターネットによる最新の歯科医療機関情報や市民向けの歯科医療情報の提供、口腔ケアに関する講演会等を実施した。

講演会開催状況(表 5-2)

日程	内容	参加者数
6月2日	第36回ぼくとわたしのデンタルケア ・歯科医師によるむし歯、歯並び相談等	180
2020年 2月16日	市民公開講座 ・口腔機能の維持向上と食べる喜び ー誤嚥性肺炎予防もお口からー 講師:静岡県三島市開業歯科医師	152

(3)薬の相談事業

町田市薬剤師会の協力のもと、家庭における健康の保持・増進を目的に、薬に関する相談や講演会等を実施した。

薬の相談、講演会等の開催状況(表 5-3)

日程	内容	参加者数
8月31日	市民公開講座 ・薬物乱用防止 ～薬物の魔の手は近くに～ 講師:薬剤師会薬剤師	24
11月10日	お薬相談(総合健康づくりフェア) ・薬剤師会薬剤師によるお薬相談	32
	子ども薬剤師体験(総合健康づくりフェア) ・お菓子をを使った調剤体験	135
2020年 2月8日	市民公開講座 ・睡眠薬!私に必要?ずっと飲んで大丈夫? ・ジェネリック医薬品について分かりやすく説明します! 講師:薬剤師会薬剤師	86

6 救急医療対策事業

(1) 当番病院・当番医

市民が休祝日や夜間でも安心して医療が受けられるように、町田市医師会の協力のもと、休祝日と平日・土曜日の時間外及び夜間の救急患者に対する診療の確保を図っている。

ア 救急病院による休祝日救急診療

開始年度	1969年度
診療科目・開設数	3か所(内科系1・外科系2)(病院 ^{※1})
診療日・時間	日曜・祝休日・年末年始(12/29～1/3) AM9:00～翌日 AM9:00

イ 救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療

開始年度	1979年度
診療科目・開設数	内科系1か所(病院 ^{※2})
診療日・時間	平日(年末年始除く)PM7:00～翌日 AM8:00 土曜日(祝休日・年末年始除く)PM1:00～翌日 AM8:00

ウ 当番医による休祝日急病診療(初療)

開始年度	1969年度
診療科目・開設数	内科系3か所(診療所)
診療日・時間	日曜・祝休日・年末年始(12/29～1/3) AM9:00～PM5:00

^{※1}救急病院による休祝日救急診療の実施医療機関は、あけぼの病院、おか脳神経外科、多摩丘陵病院、町田慶泉病院、町田市民病院、町田病院、南町田病院及びふれあい町田ホスピタルの8医療機関。

^{※2}救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療の実施医療機関は、あけぼの病院、多摩丘陵病院、町田慶泉病院、町田市民病院、町田病院、南町田病院及びふれあい町田ホスピタルの7医療機関。

救急病院による休祝日救急診療状況(年度・月別) (表 6-1)

月 年度	患者数	前年比	内訳				診療 日数	診療 施設数
			内科	小児科	外科	他科		
2017	7,496	△ 273	3,945	352	3,052	147	72	216
2018	8,370	874	4,099	370	3,693	208	73	219
2019	7,583	△ 787	3,567	272	3,566	178	76	228
月	4	575	240	39	287	9	6	18
	5	1,078	512	48	479	39	9	27
	6	373	136	16	206	15	5	15
	7	549	245	35	245	24	5	15
	8	470	186	6	255	23	5	15
	9	664	282	30	337	15	7	21
	10	478	177	10	289	2	6	18
	11	553	258	29	246	20	6	18
	12	989	560	17	406	6	7	21
	1	1,065	642	26	385	12	8	24
	2	465	211	6	235	13	6	18
	3	324	118	10	196	0	6	18

救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療状況(年度・月別) (表 6-2)

月 年度	患者数	前年比	内訳				診療 日数	診療 施設数
			内科	小児科	外科	他科		
2017	3,465	△ 227	2,600	180	615	70	290	290
2018	3,432	△ 33	2,606	112	678	36	292	292
2019	3,297	△ 135	2,345	198	690	64	290	290
月	4	242	163	12	61	6	24	24
	5	209	148	11	45	5	22	22
	6	308	210	29	63	6	25	25
	7	276	194	7	70	5	26	26
	8	355	255	27	69	4	26	26
	9	265	189	12	60	4	23	23
	10	259	172	17	63	7	25	25
	11	243	176	17	47	3	24	24
	12	373	273	26	67	7	24	24
	1	284	230	12	38	4	23	23
	2	273	198	17	51	7	23	23
	3	210	137	11	56	6	25	25

当番医による休祝日急病診療(初療)状況(年度・月別) (表 6-3)

月 年度	患者数	前年比	内訳				診療 日数	診療 施設数
			内科	小児科	外科	他科		
2017	6,472	△ 437	4,941	1,036	92	403	72	216
2018	6,432	△ 40	5,022	942	48	420	73	219
2019	6,262	△ 170	4,990	720	96	456	76	228
月	4	461	405	28	15	13	6	18
	5	998	774	125	44	55	9	27
	6	251	103	29	0	119	5	15
	7	195	150	19	3	23	5	15
	8	328	270	40	13	5	5	15
	9	366	252	99	7	8	7	21
	10	380	308	60	4	8	6	18
	11	364	303	24	3	34	6	18
	12	1,190	932	96	0	162	7	21
	1	1,236	1,108	121	6	1	8	24
	2	361	277	68	0	16	6	18
	3	132	108	11	1	12	6	18

(2) 急患センター

休祝日等の歯科の急病患者に対する応急診療と障がい者や有病高齢者のための診療を行うため、東京都町田市歯科医師会の協力のもと、「休日応急歯科・障がい者歯科診療所」を開設し、診療を行っている。

ア 休日歯科応急診療

開始年度 1977 年度
 診療科目・開設数 歯科 1 か所固定(健康福祉会館1階)
 診療日・時間 日曜・祝休日・年末年始(12/29～1/3) AM9:00～PM5:00

イ 障がい者歯科診療所

開始年度 2007 年度
 診療科目・開設数 歯科 1 か所固定(健康福祉会館1階)
 診療日・時間 水曜・木曜(祝休日・年末年始除く) AM9:00～PM5:00

休日歯科応急・障がい者歯科診療状況(年度・月別) (表 6-4)

月 年度	休日歯科急病診療			障がい者歯科診療			
	患者数	前年比	診療 日数	患者数	前年比	診療 日数	
2017	482	△ 18	72	2,460	△ 25	99	
2018	470	△ 12	73	2,514	54	100	
2019	519	49	76	2,515	1	100	
月	4		6	206		8	
	5		7	211		8	
	6		4	217		8	
	7		6	224		9	
	8		5	225		9	
	9		7	205		8	
	10		5	244		10	
	11		6	195		8	
	12		8	208		8	
	1	102		8	194		8
	2	22		5	201		8
	3	17		6	185		8

ウ 休日・準夜急患こどもクリニック

休祝日等や準夜帯の小児初期急病患者に対する診療を実施するため、町田市医師会の協力のもと、「休日・準夜急患こどもクリニック」を開設し、診療を行っている。

開始年度 2002 年度
 診療科目・開設数 小児科 1 か所固定(健康福祉会館1階)
 診療日・時間 日中帯(日曜・祝休日・年末年始)AM9:00～PM5:00
 準夜帯(毎日)PM7:00～PM10:00

休日・準夜急患こどもクリニック診療状況（年度・月別）（表 6-5）

月 年度	日中帯		準夜帯		日中帯 +準夜帯 患者数	
	患者数	診療 日数	患者数	診療 日数		
2017	5,111	72	5,947	365	11,058	
2018	4,629	73	5,378	365	10,007	
2019	4,251	76	5,109	366	9,360	
月	4	294	6	417	30	711
	5	455	9	470	31	925
	6	182	5	420	30	602
	7	300	5	491	31	791
	8	218	5	443	31	661
	9	331	7	410	30	741
	10	306	6	354	31	660
	11	318	6	431	30	749
	12	757	7	647	31	1,404
	1	674	8	478	31	1,152
	2	323	6	381	29	704
	3	93	6	167	31	260
年齢	0歳	426		525		951
	1～5歳	2,358		2,856		5,214
	6～15歳	1,473		1,722		3,195
住所	市内	4,082		4,927		9,009
	市外	175		176		351

二次救急医療機関紹介件数（表 6-6）

年度	日中帯			準夜帯			日中帯+準夜帯		
	市民 病院	市民病院 以外	計	市民 病院	市民病院 以外	計	市民 病院	市民病院 以外	計
2016	66	6	72	153	20	173	219	26	245
2017	62	7	69	143	16	159	205	23	228
2018	65	3	68	158	10	168	223	13	236

(3) 自動体外式除細動器(AED=Automated External Defibrillator)

ア 自動体外式除細動器(AED)の設置

(目的)市民が多く利用する施設にAEDを設置し、救命態勢の強化を図る。

(概要)2004年7月1日から医療従事者以外にもAEDの使用が認められたことを受け市の施設でAEDの設置を進めている。毎年、庁内AEDの設置情報の集約を行っており、2019年10月1日現在、庁内197施設に289台のAEDが設置されている。

自動体外式除細動器(AED)庁内設置 (表 6-7)

町田市庁舎	5	町田リサイクル文化センター	2
町田市民病院	12	クリーンセンター (2センター)	2
町田市民ホール	1	排水浄化センター	1
町田市民フォーラム	1	ひなた村	1
健康福祉会館	1	大地沢青少年センター	1
町田市保健所 (市庁舎7階 貸出用)	2	自然休暇村	1
町田市保健所 (中町庁舎)	1	ひかり療育園	1
国際版画美術館	1	子どもセンター (5施設)	5
生涯学習センター (中央公民館)	1	子どもクラブ (3施設)	3
中央・さるびあ・金森図書館	3	障がい者通所施設 (4施設)	4
町田市民文学館	1	教育センター	3
博物館	1	市立保育園 (5園)	5
地域センター (市民センター等 14施設)	14	公立小学校 (42校)	84
スポーツ施設等 (13施設)	22	公立中学校 (20校)	41
公園等 (5施設)	5	和光大学ポプリホール鶴川	1
デイサービスセンター等 (8センター)	8	高齢者福祉センター (6センター)	6
学童保育クラブ (41クラブ)	41	町田市子ども発達センター	1
町田新産業創造センター	1	小野路宿里山交流館	1
原町田一丁目駐車場	1	町田シバヒロ	1
自由民権資料館	1	わくわくプラザ町田	1
プラザ町田	1	計 (貸出用2台含む)	289

イ 自動体外式除細動器(AED)の一般貸出しの実施

スポーツ競技や行事などを開催する市内の団体を対象に自動体外式除細動器(AED)の貸出しを行い、行事開催中の救命態勢の強化を図っている。

開始年度	2007年7月
対象	市民が参加するスポーツ競技などの行事
貸出条件	貸出期間中、一定の有資格者※を配置していること。 ※AEDの操作を含む普通救命講習会等の修了者・医師・看護師・保健師・救急救命士のいずれか
申込み	貸出希望期間の2か月前から7日前までに、書類を提出。また電話予約も受付。受渡しは各市民センターでも可。町田市ホームページ・広報まちだに掲載。

年度別貸出状況(表 6-8)

年度	貸出回数
2017	14
2018	10
2019	12

ウ 普通救命講習会の実施

市内公共施設への自動体外式除細動器(AED)の設置に伴い、救命救急知識とAED操作方法の習得を目的に、消防署と共催で一般市民を対象に救命講習会を実施している。

開始年度	2005年度
対象	市内在住、在勤、在学で18歳以上(高校生は除く)の方
実施会場	健康福祉会館
申込み	町田市ホームページ・広報まちだに掲載。イベントダイヤルによる申込。

講習実施状況(表 6-9)

年度	参加人数	開催日程
2017	127	
2018	162	
2019	162	
2019内訳	22	4月20日
	34	6月22日
	34	9月7日
	36	12月14日
	36	2020年2月15日

7 災害医療救護活動支援

災害対策基本法及び町田市防災会議条例に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に「町田市地域防災計画」(以下「防災計画」という。)を策定している。防災計画では、災害発生時に行う職務を対策部ごとに定めており、保健所は、健康対策部に属し、保健医療の調整本部を設置して、医療救護活動及び保健衛生活動の受援・活動を行う。

このうち、医療救護活動については、町田市医師会、町田市歯科医師会、町田市薬剤師会、町田市接骨師会との連携のもと、応急医療救護、医療器材・薬品等の調達等の業務を担うことになる。こうした計画を踏まえ、2019年度は、以下の訓練及び会議を行っている。

(1) 医療救護活動訓練一覧(表7-1)

日程	内容	参加者数
8月1日	2019年度町田市総合水防訓練(図上訓練) ○台風へ備え、態勢を検討 ○台風により発生した事象に対する対応 ○参加機関:健康対策部救護統括班・保健衛生班職員	15
10月20日	2019年度町田市総合防災訓練 ○多摩地域直下で震度6強の地震が発生したとの想定で、災害時医療救護体制の検証 ・災害拠点連携病院あけぼの病院での医療救護活動訓練 ・救護統括班本部訓練 ○参加機関:・町田市医師会(町田市災害医療コーディネーター、医師、看護師、市内病院事務及び事務局)・町田市歯科医師会・町田市薬剤師会・町田市接骨師会・防災課職員・健康対策部 救護統括班職員	台風被害のため 中止

(2)防災通信訓練一覧(表7-2)

日程	内容
7月24日	第1回 災害時情報共有ツール(EMIS、BCPortal、東京都防災行政無線、業務用MCA無線)を活用した訓練 市内医療機関・保健総務課職員
2月19日	第2回 災害時情報共有ツール(EMIS、BCPortal、東京都防災行政無線、業務用MCA無線)を活用した訓練 市内医療機関・保健総務課職員

主催：東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課

(3)南多摩医療圏通信訓練(表7-3)

日程	内容
8月27日	第1回 広域災害救急医療情報システム(EMIS)、IP無線等を活用した訓練 ・参加機関(町田市災害医療コーディネーター・町田市医師会事務局・災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院・防災課職員・保健総務課職員)

主催：地域災害拠点中核病院東京医科大学八王子医療センター

(4)会議一覧(表7-4)

日程	内容	参加者数
11月12日	2019年度 第1回災害時医療配備計画に関する連絡会 ○災害時の医薬品配備について ○参加機関:町田市医師会(町田市災害医療コーディネーター、医師、事務局)・町田市薬剤師会・保健所長・保健総務課職員	13
1月14日	2019年度 第2回災害時医療配備計画に関する連絡会 ○災害時の医薬品配備リストについて ○参加機関:町田市医師会(町田市災害医療コーディネーター、医師)・町田市薬剤師会・保健総務課職員	12

8 医療安全支援センター

医療に関する市民(患者・家族)からの苦情や相談への対応、市民への医療安全に関する普及・啓発、診療所等の医療提供施設への助言・情報提供を行うことで、市民及び医療提供施設双方への支援を行い、市民が安心して医療サービスを利用できる体制をつくることを目的に、医療法第6条の13に基づき、町田市医療安全支援センターを設置している。

(1) 医療安全相談窓口

ア 相談日時

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日

午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

※相談専用電話を設け、主に電話で相談に対応

(来所、メールフォーム、FAX、手紙での相談も可能)

イ 相談内容

市民又は市内の医療機関を受診された方からの医療に関する相談

ウ 相談対象

市民の方又は市内の医療機関を受診された方、市内の医療機関の方

エ 相談員

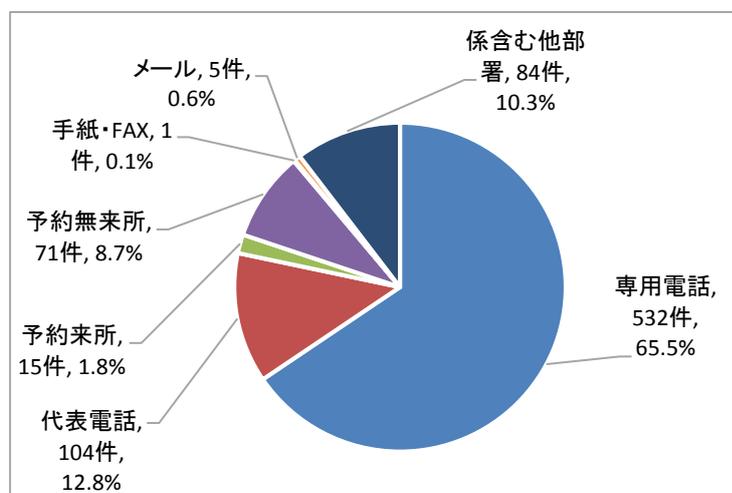
保健所保健総務課保健医療係職員、嘱託職員(医療職が交代当番制で対応)

オ 実績

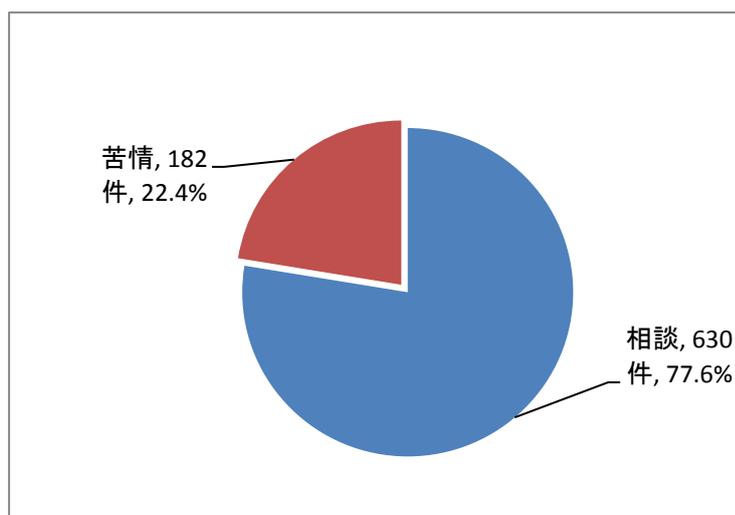
(ア) 相談日数、件数(表 8-1)

相談日数	相談件数	平均対応時間(分)
190	768	13.7

(イ) 相談方法(図 8-1)



(ウ)相談方法(図 8-2)



(エ)相談・苦情内容と割合(表 8-2)

医療機関の案内	41.8
医療行為・医療内容	6.3
コミュニケーション	11.5
健康・病気に関すること	16.1
医療費	8.6
その他(薬に関すること等)	15.8

(2)医療安全推進協議会

市民からの相談等に適切に対応するために、医療サービスを利用する方、学識経験を有する方、医療関係団体の代表を構成員とする協議会を開催した。

開催状況(表 8-3)

開催日	内容
2020年 2月17日	医療安全支援センターの運営方針及び業務内容に関することや個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に関することの協議

(3)医療安全施策の普及・啓発

医療安全についての知識を普及するために、医療関係者向けに講演会を開催した。また、「いきいき健康だより」を活用して、医療安全に関する情報提供を行った。

講演会の実施状況(表 8-4)

日程	内容	参加者数
11月27日	医療従事者が知っておきたい日常診療に関わる法律 ～患者トラブルを起こさないために～ 講師:仁邦法律事務所 所長	54 (市内医療機関の医療関係者)

9 歯科保健普及対策・摂食嚥下機能対策

園児、児童及び生徒や、高齢者・障がい者等の口腔の健全を保ち、健康増進に寄与することを目的に、歯科保健担当職員等に対して、歯科保健に関する研修会を行っている。また、保育園・幼稚園等の歯科健康診査の結果を情報収集し、歯科衛生士が分析した結果を各園に情報発信、助言している。

摂食嚥下機能支援事業は、町田市内の要介護高齢者や障がい児(者)の摂食嚥下障害を未然に防ぐことを目的とし、歯科医師等の専門職による口腔機能評価や患者の機能改善のための診断、指導方法を習得するための人材育成研修会を町田市歯科医師会に委託し、3回実施した。

(1) 保育園・幼稚園歯科保健情報の収集・分析・発信

ア 歯科健康診査結果(町田市保育園・幼稚園等合計)

乳歯の状況(表 9-1)

クラス		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍数		611	1,219	1,443	3,002	3,119	3,195	12,589
受診者数①+②		533	1,093	1,325	2,835	2,962	3,008	11,756
①むし歯がある子	ア 未処置あり	0	23	82	243	414	539	1,301
	イ 処置完了	0	0	10	81	125	286	502
②むし歯のない子		533	1,070	1,233	2,511	2,423	2,183	9,953
乳歯むし歯の本数	総数 ウ+エ	0	62	248	883	1,929	2,883	6,005
	ウ 未処置歯	0	62	194	662	1,219	1,559	3,696
	エ 処置歯	0	0	54	221	710	1,324	2,309

永久歯の状況(表 9-2)

クラス		4歳児	5歳児	合計
永久歯が生えている子③+④		81	1,026	1,107
③永久歯のむし歯がある子	ア 未処置が歯ある子	2	10	12
	イ 処置完了している子	0	9	9
④永久歯のむし歯がない子		79	1,007	1,086
永久歯の内容	総数 ウ+エ+オ	176	3,520	3,696
	ウ 未処置歯 本数	2	17	19
	エ 処置歯 本数	0	13	13
	オ むし歯未経験歯本数	174	3,490	3,664

イ 歯科健康診査結果(町田市保育園合計)

乳歯の状況(表 9-3)

クラス		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍数		611	1,178	1,355	1,206	1,220	1,236	6,806
受診者数①+②		533	1,058	1,243	1,100	1,141	1,126	6,201
①むし歯がある子	ア 未処置あり	0	23	77	133	189	225	647
	イ 処置完了	0	0	10	20	46	100	176
②むし歯のない子		533	1,035	1,156	947	906	801	5,378
乳歯むし歯の本数	総数 ウ+エ	0	62	237	453	840	1,190	2,782
	ウ 未処置歯	0	62	186	356	557	692	1,853
	エ 処置歯	0	0	51	97	283	498	929

永久歯の状況(表 9-4)

クラス		4歳児	5歳児	合計
永久歯が生えている子③+④		55	572	627
③永久歯のむし歯がある子	ア 未処置が歯ある子	2	7	9
	イ 処置完了している子	0	4	4
④永久歯のむし歯がない子		53	561	614
永久歯の内容	総数 ウ+エ+オ	131	2,234	2,365
	ウ 未処置歯 本数	2	11	13
	エ 処置歯 本数	0	9	9
	オ むし歯未経験歯本数	129	2,214	2,343

ウ 歯科健康診査結果集計表(町田市幼稚園合計)

乳歯の状況(表 9-5)

クラス		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍数		0	41	88	1,796	1,899	1,959	5,783
受診者数①+②		0	35	82	1,735	1,821	1,882	5,555
①むし歯がある子	ア 未処置あり	0	0	5	110	225	314	654
	イ 処置完了	0	0	0	61	79	186	326
②むし歯のない子		0	35	77	1,564	1,517	1,382	4,575
乳歯むし歯の本数	総数 ウ+エ	0	0	11	430	1,089	1,693	3,223
	ウ 未処置歯	0	0	8	306	662	867	1,843
	エ 処置歯	0	0	3	124	427	826	1,380

永久歯の状況(表 9-6)

クラス		4歳児	5歳児	合計
永久歯が生えている子③+④		26	454	480
③永久歯のむし歯がある子	ア 未処置が歯ある子	0	3	3
	イ 処置完了している子	0	5	5
④永久歯のむし歯がない子		26	446	472
永久歯の内容	総数 ウ+エ+オ	45	1,286	1,331
	ウ 未処置歯 本数	0	6	6
	エ 処置歯 本数	0	4	4
	オ むし歯未経験歯本数	45	1,276	1,321

(2)研修会・講習会

研修会・講習会(表 9-7)

日程	内容	対象者	参加者数
11月14日	むし歯の基礎知識と口の機能の維持方法 講師:町田市歯科医師会歯科医師	市民	32
8月27日	障がい者の食べる機能の理解と対応 講師:講師:日本大学松戸歯学部障害者歯科学講座 専任講師、歯科医師	障がい者 施設職員等	29
10月11日	おいしく楽しく安全に～要介護高齢者の食事介助～ 講師:東京都立心身障害者口腔保健センター、歯科 医師	高齢者 施設職員等	27
10月21日	若年者の歯の外傷について 講師:日本大学松戸歯学部小児歯科学教室診療教 授、歯科医師	学校歯科 保健担当者	50
2020年 1月23日	乳幼児期のむし歯を予防するために保育園・幼稚園 にできること 講師:鶴見大学歯学部小児歯科学講座助教、歯科医 師	保育園・ 幼稚園職員	24

(3) 摂食嚥下機能支援事業

研修会・講習会(表 9-8)

日程	内容
7月4日	摂食嚥下研修会 「口腔機能低下症の概念」 講師：日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック院長、歯科医師
7月25日	摂食嚥下研修会 「機能低下症の診断法」 講師：日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック助教、歯科医師

Ⅲ 健康推進

1 地域保健普及啓発

(1)薬物乱用防止

薬物乱用の根絶を図るために、東京都薬物乱用防止推進町田地区協議会と連携し、地域社会に根ざした効果的な薬物乱用防止の啓発活動として、薬物乱用防止普及啓発イベントや講演会を行っている。また、中学生対象の薬物乱用防止ポスターと標語を募集し、会長賞や佳作、市長賞を設け、入賞作品は「広報まちだ」や「みんなの健康だより」に掲載する他、ポスターカレンダーの作成や市内運行バスでの車内掲示を行っている。

イベント・講演会開催状況(表 1-1)

日程	内容	対象	出席者数 (来場者数)
6月17日 ～ 6月21日	(1)中学生による薬物乱用防止ポスター・標語の優秀作品の展示 (2)パネルの展示(薬物の種類やその影響など) (3)薬物標本の展示、啓発用DVDの上映 (4)PRパンフレット、啓発グッズの配布	市民	345
7月31日	・薬物乱用の再犯防止(社会を明るくする運動内での講演) 講師:警視庁警部 蜂谷 嘉治 氏	協議会会員 市職員等	275

市内中学生からの薬物乱用防止ポスター・標語の募集(表 1-2)

募集年度	ポスター部門		標語部門	
	応募数	応募学校数	応募数	応募学校数
2017	252	11	41	2
2018	319	10	322	2
2019	425	9	248	3

(2)受動喫煙対策

受動喫煙の健康への影響等について日本禁煙学会専門指導者の防煙教育講座や懸垂幕や庁用車への「世界禁煙デー」等の掲示による普及啓発を行った。

また、町田市医師会と連携し、禁煙外来クリニックの周知を行っている。

たばこの煙による健康被害等についての講座(表 1-3)

日程	対象	出席者数	開催場所
2019年11月1日	生徒	100	真光寺中学校

(3) 普及啓発活動

ア 情報紙「みんなの健康だより」の発行

市民の健康づくりや公衆衛生に関する意識の向上に寄与することを目的に、健康をキーワードにしたニュースや季節に沿ったトピックを掲載した情報紙として 2011 年度から発行している。

みんなの健康だより発行状況(表 1-4)

	29 号	30 号	31 号
発行時期	2019 年 7 月 1 日	2019 年 11 月 1 日	2020 年 3 月 1 日
発行部数	130,000		
配布方法	・新聞折込による各戸配布 ・市関連施設での配布 ・市公式ホームページでの掲載		

イ 冊子「みんなの健康ハンドブック」の発行

「みんなの健康だより」で紹介した健康情報などをまとめ、年間を通じて活用できる冊子として 2014 年度から発行していたが、2018 年度を最後に発行は終了した。

ウ 冊子「町田市ウォーキングマップ」の発行

歩きながら気軽に健康づくりができるよう、市内のおすすめ散歩コースを掲載した「町田ウォーキングマップ」を発行した。市内の観光スポットや公園、歴史的・文化的スポット等、市内全域に渡る 15 コースを紹介しているほか、健康づくりの視点も踏まえ、歩行距離・時間や消費エネルギー量、ウォーキングの効果等も記載している。26,000 部作成し、市関連施設や健康づくりフェアで配布した。

2 自殺総合対策事業

自殺者数の減少を目標に、自殺対策の推進を図っている。

(1) 広報・普及啓発

様々な分野における相談先について盛り込んだリーフレット「悩みの相談先一覧」を 10,000 部作成し、市内施設へ設置した。また、自殺対策強化月間である 9 月と 3 月に合わせて鉄道事業者と協働した普及啓発キャンペーンを町田市内全 10 駅で行った。「広報まちだ」及び「みんなの健康だより」にも自殺対策の情報を掲載した。

(2) 相談・支援の充実(総合相談会の実施)

複数の相談機関が1つの場所に集まることで、各相談機関の連携協力関係を高め、包括的な相談・支援体制を構築することを目的に「総合相談会」を 2019 年 9 月 5 日に開催した。(3 月 5 日は新型コロナウイルス感染症の影響で中止)

(設置窓口:こころの悩み・女性の悩み・労働問題・法律関連・生活困窮・求職・高齢者)

(3) 連携体制の構築

ア 町田市自殺対策推進協議会

町田市の自殺の現状について共通認識を持ち、連携・協力して総合的な対策を推進するために、関係機関、市民・遺族代表、行政機関で組織している。2019 年度は、2 回(4 月・9 月)実施された。

イ 町田市自殺対策推進庁内連絡会

町田市の自殺の現状についての共通認識を持ち、連携・協力して総合的な対策を推進するために、主に直接市民と窓口でかかわる部署を中心に、2019 年度は、2 回(4 月・9 月)実施された。

(4) ゲートキーパーの養成

自殺について、気づき・つなぐ人を養成するため関係機関と連携して、ゲートキーパー養成講座を実施した。2019 年度は、5 回の講座を実施し、合計 785 名が参加した。

主な開催内容 (表 2-1)

日程	内容	対象	出席者数
7 月 12 日	地域ネットワーク向けゲートキーパー養成講座 講師:NPO 法人 OVA 代表理事 伊藤 次郎 様	地域で活動されている方々	57
9 月 11 日	自殺対策ミュージカル(大学生の自殺と社会復帰がテーマ) 講師:NPO 法人社会貢献ミュージカル振興会	市民	507
2019 年 12 月 5 日	教職員向けゲートキーパー養成講座 講師:NPO 法人 OVA 代表理事 伊藤 次郎 様	教職員	50

3 健康づくり推進

(1) 健康づくり推進に関する民間協定

民間企業のノウハウを活かし、効果的に市民の健康づくりを推進するため、民間企業と協定を結び取り組んでいる。

協定の主な内容は以下のとおりである。

民間協定(表 3-1)

がん予防	協定名	がん予防普及啓発及びがん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定
	協定内容	(1) がん予防の普及啓発 (2) がん検診の案内・周知及び受診勧奨
	締結先	2018年10月9日:第一生命保険株式会社
生活習慣予防	協定名	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定
	協定内容	(1) 生活習慣病予防のための講演会の実施 (2) リーフレット等の資料の無償提供 (3) 各種健康づくりイベントの協力
	締結先	2018年10月1日:協和キリン株式会社、中外製薬株式会社
熱中症予防	協定名	健康づくり及び地域活性化と市民サービスの向上に向けた連携に関する協定
	協定内容	(1) 熱中症対策講演会の講師派遣 (2) 普及啓発ポスターの無償提供
	締結先	2017年3月22日:大塚製薬株式会社
受動喫煙防止	協定名	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定
	協定内容	(1) 防煙教育等における講師派遣 (2) リーフレット等の資料の無償提供
	締結先	2017年3月22日:ファイザー株式会社

(2) 総合健康づくりフェア

“いきいきと自分らしく生きる”ことを目指し、一人ひとりの健康づくりが推進されるよう情報発信・交流・体験を通して健康づくりを体感できるイベントとして開催している。

○ 第14回総合健康づくりフェア

2019年度は、「健康づくりの応援団、集めました！」をテーマとし、子どもから高齢者まで楽しめるよう、自分の現在の身体・健康状況を知ることや、明日からの健康づくりのヒントが得られることを目的とした体験型のブース企画を主軸に出展した。

概要(表 3-2)

日程	11月10日(日)10:00～16:00
実施会場	ぽっぽ町田
事務局	健康推進課
関係各課	文化振興課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、保険年金課、高齢者福祉課、道路維持課、保健給食課
協力団体等	一般社団法人日本禁煙学会、一般社団法人町田市薬剤師会、永楽堂薬局、ASVペスカドーラ町田、FC町田ゼルビア、大塚製薬株式会社、株式会社ココカラファインヘルスケア、協和キリン株式会社、公益財団法人東京都予防医学協会、昭和薬科大学(地域連携薬局イノベーション講座)、第一生命保険株式会社、中外製薬株式会社、東京都福祉保健局保健政策部健康推進課、特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話、徳永薬局株式会社、まちだ丘の上病院、まちだサポーターズ、町田市老人クラブ連合会、まち・ひと・くらし研究会、薬樹株式会社(50音順)
内容	車椅子に乗ってバドミントン体験、オリンピック・パラリンピック関連のパネル掲示、トレーニング体験、こころの健康チェック、町トレ体験、お菓子を使った調剤体験、お薬相談、乳がんに関するクイズや展示、視触診モデル体験、立ち上がりテスト、咀嚼力測定、簡単健康チェック(体脂肪率、骨量、血管年齢測定)等
来場者数	4,530

出展状況(表 3-3)

ブース名	内容	出展者
パラバドミントンにチャレンジ！ タイムアタック！	車椅子に乗ってバドミントン、オリンピック・パラリンピック関連のパネル掲示	オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課
ASVペスカドーラ町田 健康増進 トレーニング体験会	ASVペスカドーラ町田のトレーナーによるトレーニング直接指導	ASVペスカドーラ町田、 スポーツ振興課
みんなでチャレンジ☆スポーツ輪 投げ！	輪投げ体験、老人クラブの健康づくりに関する活動紹介	町田市老人クラブ連合会 高齢者福祉課、
ほっこり！こころの休息タイム	指にぎり、ツボ押し体験、心の健康チェック	特定非営利活動法人東京多摩 いのちの電話、大塚製薬株式会社
クラフトパンチでオリジナルハガキ を作ろう！	色紙を動物などの形に切り抜き、自由に貼り付けて、自分だけのオリジナルハガキを作成	文化振興課博物館
DNA の模型を作ろう！ ～チューブとモールを使った二重 らせん～	カラフルなDNA の模型作り、白衣を着て記念 撮影	協和キリン株式会社
ピンクリボン in Machida 2019	乳がんに関するクイズや展示、視触診モデル 体験、オリジナルポーチ(ピンクリボンとゼル ビアのコラボレーション)のプレゼント	健康推進課
子ども薬剤師体験	チョコやラムネなどのお菓子を使った調剤体 験	一般社団法人町田市薬剤師会
おくすり相談	お薬やアレルギー対応法の相談	一般社団法人町田市薬剤師会
フレイル&オーラルフレイルって 何？	立ち上がりテスト、咀嚼力測定	高齢者福祉課 保健予防課
食べて元気！学校給食を見てみよ う	学校給食レシピの配布、給食実物展示、豆 つかみゲーム	保健給食課
簡単健康チェック！	体脂肪率、骨密度、血管年齢、肺年齢などを 測定	保険年金課、健康推進課、昭和 薬科大学(地域連携薬局イノベ ーション講座)、第一生命保険株 式会社、東京都福祉保健局保 健政策部健康推進課、一般社 団法人日本禁煙学会
大人も子どもも楽しめる☆街路樹 のリサイクル体験工房！	木のメモスタンド作り	道路維持課

4 がん検診等

がんの早期発見・早期治療・予防を目的として、各種がん検診を実施している。

(1) 胃がんリスク検診(ABC検診)

概要(表 4-1)

対象者	30 歳以上
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	2019 年 5 月 31 日～2020 年 2 月 29 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は1回のみ
検診内容	問診・血液検査(ヘリコバクター・ピロリ抗体、血清ペプシノゲン)
一部負担金	800 円 ※ただし、30・40 歳(年度末年齢)、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付

胃がんリスク検診年度別受診状況(表 4-2)

年度	受診者数 (X)	受診率	一次検診結果内訳人数			
			A	B	C	D
2017	6,575	5.8	4,371	1,470	665	69
2018	5,812	5.4	4,015	1,182	553	62
2019※	3,461	3.0	2,500	595	314	52

年度	要精密検査		精密検査		精密検査結果内訳実人数			除菌者数
	人数 (Y)	率 (Y/X)	受診者数 (Z)	受診率 (Z/Y)	異常認め ず	胃がん者 数	その他	
2017	2,204	33.5	1,573	71.4	116	22	1,435	1,139
2018	1,797	30.9	1,438	80.0	115	16	1,307	1,051
2019※	961	27.8	662	68.9	41	9	612	486

・2019※は 2020 年 8 月 31 日現在のデータ。精密検査結果を 2021 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性がある。

(2)子宮頸がん検診

概要(表 4-3)

対象者	20歳以上で偶数年齢となる女性
関連する法律・例規	健康増進法第19条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	通年
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診(18医療機関)。受診回数は年度内1回
検診内容	問診・視診・内診・細胞診
一部負担金	1,000円。※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付、予防接種スケジュール管理システム(わくわくワクチン)に子宮頸がん検診の案内を掲載

子宮頸がん検診年度別受診状況(表 4-4)

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常 認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果 内訳実人数		
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	子宮頸がん 確定者数	その他
2017	11,145	16.5	19.7	10,889	256	2.3	164	64.1	58	4	12
2018	11,788	16.9	20.4	11,542	246	2.1	204	82.9	60	5	19
2019※	8,074	16.0	19.3	7,866	208	2.6	134	64.4	31	1	17

- ・受診率(1)は70歳以上受診者を含む値となっている。
- ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70歳以上受診者を除く値となっている。
- ・2019※は2020年8月31日現在のデータ。精密検査結果を2021年3月31日まで追跡するため、修正の可能性はある。

(3) 乳がん検診

概要(表 4-5)

対象者	40 歳以上の偶数年齢となる女性
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	通年
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関(市内 6 か所)または、市外実施医療機関(5 か所)へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内 1 回
検診内容	問診・マンモグラフィ
一部負担金	2,000 円。※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付

乳がん検診年度別受診状況(表 4-6)

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常 認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果 内訳実人数		
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	乳がん 確定者数	その 他
2017	7,609	17.3	23.4	6,665	944	12.4	795	84.2	288	17	473
2018	7,845	17.5	23.9	6,969	876	11.2	764	87.2	280	24	440
2019※	7,413	17.1	23.1	6,716	697	9.4	580	83.1	195	22	342

- ・受診率(1)は 70 歳以上受診者を含む値となっている。
- ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70 歳以上受診者を除く値となっている。
- ・2019※は 2020 年 8 月 31 日現在のデータ。精密検査結果を 2021 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性がある。

(4) 大腸がん検診

概要(表 4-7)

対象者	40 歳以上の方
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	2019 年 5 月 31 日～2020 年 2 月 29 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内 1 回
検診内容	問診・免疫便潜血検査 2 日法
一部負担金	800 円。※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示

大腸がん検診年度別受診状況(表 4-8)

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常 認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果 内訳実人数		
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	大腸がん 確定者	その 他
2017	21,817	14.1	8.9	19,962	1,855	8.5	1,368	73.7	244	97	1,025
2018	22,038	14.1	8.7	20,266	1,772	8.0	1,432	80.8	277	89	1,066
2019※	21,794	13.8	8.3	19,945	1,849	8.5	1,402	75.8	237	90	1,075

- ・受診率(1)は 70 歳以上受診者を含む値となっている。
- ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70 歳以上受診者を除く値となっている。
- ・2019※は 2020 年 8 月 31 日現在のデータ。精密検査結果を 2021 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性がある。

(5)前立腺がん検診
概要(表 4-9)

対象者	50 歳以上 70 歳以下の男性
関連する 法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	2019 年 5 月 31 日～2020 年 3 月 31 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内 1 回
検診内容	問診・血液検査(PSA検査)
一部負担金	1,000 円。※ただし、生活保護受給世帯者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示

前立腺がん検診年度別受診状況(表 4-10)

年度	受診者数 (A)	受診率	異常 認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果 内訳実人数		
				人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	前立腺 がん	その 他
2017	3,074	5.5	2,930	144	4.7	85	59.0	26	20	39
2018	2,874	5.1	2,712	162	5.6	122	75.3	31	27	64
2019※	2,728	4.8	2,581	147	5.4	98	66.7	22	18	58

- ・2019※は 2020 年 8 月 31 日現在のデータ。精密検査結果を 2021 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性がある。

(6) がん予防普及啓発活動

市民が、がんに関する知識や技術を得ることにより、よりよい健康を目指し、健康づくり活動の動機付けを得ることができるよう、がん予防普及啓発活動を実施している。(表 4-11)

年度	内容
2019	<p>【通年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等でのポスター掲示 ・町内会自治会へのがん検診案内チラシの回覧(7月) ・みんなの健康だよりで胃がんリスク・大腸がん検診記事を掲載 ・FC 町田ゼルビアのホームゲーム時にアナウンスとキャッチフレーズ掲示 ・働く世代へ向けたがん検診勧奨チラシを作成、町田商工会議所ニュースへ封入等 ・アフラック・第一生命保険株式会社・朝日生命保険相互会社との協定の締結によるチラシ配付、個別訪問等での周知 ・二十祭まちだで子宮頸がん検診啓発ティッシュの配布 <p>【10月乳がん予防月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FC 町田ゼルビアの試合日に乳がん予防啓発ブースを出展(台風接近に伴い中止) ・金森図書館・忠生図書館での特集コーナー設置 ・市職員のピンクリボンストラップ着用 ・市庁舎への懸垂幕・ライトアップ、庁舎施設案内モニター・まちビジョン・子育てサイトトップ画面スライダーの掲示、母子健康アプリ通知、庁用車にマグネットシート貼付 ・神奈中バス・市民バスの車内、市関連施設でのポスター掲示 ・朝日生命保険相互会社との協定の締結による啓発チラシ配布 <p>【女性の健康週間(3月1日～8日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなの健康だよりで乳がん・子宮頸がん検診の受診勧奨記事を掲載 ・金森図書館での特集コーナーの設置 <p>【イベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合健康づくりフェアで乳がん予防啓発ブースを出展及び、東京都予防医学協会(協賛)が子宮頸がん予防啓発ブースを出展

5 成人健診事業

(1)健康手帳の交付

特定健康診査・特定保健指導の記録、その他健康保持のために必要事項を記載し、自らの健康管理に役立てることを目的として交付している。

概要(表 5-1)

対象者	交付希望者
関連する法律・例規	健康増進法第 17 条第 1 項
交付方法	健康推進課窓口等で交付
手帳交付冊数	77

(2) 成人健康診査(健康増進健康診査)

糖尿病・高血圧症・脂質異常症等の原因となる内臓脂肪症候群に着目した生活習慣病の予防を目的として、健康診査を実施している。

概要(表 5-2)

対象者	40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者 18 歳～39 歳までの町田市民及び 40 歳～74 歳までの被用者保険の被保険者並びに被扶養者で、職場・学校等で健診の機会のない方
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条の2、町田市成人健康診査実施要領
受診期間	40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者 2019 年 5 月 31 日～2020 年 2 月 29 日 18 歳～39 歳・40 歳～74 歳までの被用者保険の被保険者並びに被扶養者 2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申込みのうえ受診 受診回数は期間内1回 40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者には受診券を発行 40 歳以上の生活保護等受給者で寝たきり状態の方は、往診による受診も可能
基礎的な 診査項目	・問診 ・身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) ・理学的検査 ・血圧測定 ・尿検査(糖・蛋白) ・血液検査(AST(GOT)・ALT(GTP)・ γ -GT(γ -GTP) HDL コレステロール・LDL コレステロール・中性脂肪 ・血糖値 ・ヘモグロビン A1c)
詳細な 診査項目	医師の判断により、必要に応じて実施 ・腎機能検査(尿素窒素・クレアチニン・尿酸・eGFR) ・貧血検査(白血球、赤血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット) ・心電図検査 ・眼底検査 ・胸部エックス線検査直接撮影
一部負担金	500 円(住民税非課税世帯及び生活保護等受給者は無料)
周知方法	40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者に受診券送付 「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載 19 歳の対象者に個別受診勧奨はがきを送付

受診状況(表 5-3)

区分	18歳～39歳			40歳以上の 生活保護等受給者		
	男性	女性	総数	男性	女性	総数
性別・総数	2,505	2,997	5,502
対象者数	2,505	2,997	5,502
受診者数	1,007	1,269	2,276	640	898	1,538
受診率	25.5	29.9	28.0

※18歳～39歳の対象者数は不明。学校・職場等で健診機会を持つ方の人数は市では把握できないため。

年度別受診状況

18歳～39歳(表 5-4)

年度	受診者数	メタボリック判定			
		基準該当者数	予備群 該当者数	非該当者数	判定不能者数
2017	2,290	90	151	2,013	36
2018	2,456	89	180	2,154	33
2019	2,276	101	195	1,948	32

40歳以上の生活保護等受給者(表 5-5)

年度	対象者数	受診者数	受診率	メタボリック判定			
				基準該当者 数	予備群 該当者数	非該当者数	判定不能者 数
2017	5,436	1,507	27.7	454	191	850	12
2018	5,522	1,538	27.9	439	203	891	5
2019	5,502	1,538	28.0	456	201	874	7

被用者保険追加健康診査(表 5-6)

年度	受診者数
2017	3,923
2018	4,045
2019	3,698

(3) 肝炎ウイルス検診

自身の肝炎ウイルス感染状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障がい回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として、肝炎ウイルス検診を実施している。

概要(表 5-7)

対象者	40歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方 保健指導については感染している可能性が極めて高い方及び陽性者
関連する法律・例規	健康増進法第19条の2
受診期間	2019年4月1日～2020年3月31日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申込みのうえ受診 受診回数は1回のみ 成人健康診査と同時又は単独で実施
検診項目	問診・血液検査(B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査)
一部負担金	無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載。医療機関にポスター掲示 40歳～70歳の5歳刻み年齢の対象者に個別受診勧奨はがきを送付

年度別受診状況(表 5-8)

年度	受診者数	感染の可能性が極めて高い方 または 陽性者	
		B型	C型
2017	6,463	B型	23
		C型	14
2018	5,917	B型	21
		C型	12
2019	5,379	B型	19
		C型	3

(4) 特定保健指導

町田市特定健康診査を受診された方のうち、生活習慣病の発症リスクが一定基準を超えて高い方を対象とする事業。2019年4月にいきいき生活部保険年金課に移管。

(5) 健康教育講座

生活習慣病の理解、疾病の予防について考えることを目的に講座を実施している。

概要(表 5-9)

関連する法律・例規	健康増進法第17条
内 容	理学療法士等による講話
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載 市関連施設へのポスター掲示等

実績(表 5-10)

日程	内 容	実施回数	参加者数
11月14日	なるほど納得！糖尿病 ～食べて、動いて、健康ライフ～ 講師 (運動) 東京医科大学八王子医療センター 糖尿病・内分泌・代謝内科 理学療法士・健康運動指導士 (栄養) 府中腎クリニック/南大沢パレオ腎クリニック 管理栄養士	1	55

IV 保 健 予 防

1 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、関係機関と連携をとりながら感染症対策を行っている。

（1）感染症発生時の活動

ア 感染症法に基づく感染症の発生対応

感染症の予防及びまん延防止のため、患者の人権等に配慮しながら、関係機関と連携のうえ、患者・感染者に対する調査及び指導、関係者に対する健康診断等を実施している。

感染症発生状況（表 1-1）

項 目		2017 年度	2018 年度	2019 年度	
感染症発生届出件数		129	255	207	
疾 患 別 再 掲	二類				
	結核	56	44	55	
	新型コロナウイルス感染症			6	
	三類				
	腸管出血性大腸菌感染症	22	9	17	
	四類	E 型肝炎	1	3	1
		A 型肝炎	2	3	1
		デング熱	1	1	-
		レジオネラ症	6	2	5
	五類	アメーバ赤痢	4	-	4
		カルバペネム耐性腸内細菌感染症	4	15	21
		急性脳炎	1	-	6
		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	4	-	1
		後天性免疫不全症候群	2	1	1
		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-	1	2
		侵襲性肺炎球菌感染症	11	2	2
		水痘（入院例）	1	1	1
		梅毒	11	24	7
		破傷風	1	-	-
百日咳		1	131	67	
風しん		1	15	7	
麻しん	-	3	3		
就業制限通知件数		40	28	38	
健康診断勧告・措置件数		446	475	312	
入院勧告・措置人数		17	17	20 ※1	
診査協議会開催回数		39	35	32	
移送件数		1	-	4 ※2	
消毒等依頼件数		-	-	-	

※五類感染症は全数届出疾患についての数

※百日咳は 2018 年 1 月 1 日に定点把握疾患から全数把握疾患に変更

※1 結核 13 コロナ 7(HP 上は 6 人（市外病院からの届け出のため）)

※2 移送件数 すべてコロナのうち 1 件は当日キャンセル

健康診断実施状況（一類感染症～三類感染症）（表 1-2）

年度	健診実施 実人員	健診実施実人数内訳		陽性数計 (陽性実人員数)	陽性数内訳		
		患者・ 関係者	海外 帰国者		一類 感染症	二類 感染症	三類 感染症
2017 年度	144	144	-	9	-	-	9
2018 年度	33	33	-	4	-	-	4
2019 年度	36	36	-	1	-	-	1

※結核については、表 2-4 参照

イ 積極的疫学調査

相談等として持ち込まれた感染症疑いを含む事例について、感染症法第 15 条の規定に基づき、感染症の発生状況及びその原因を明らかにするための調査を行うとともに、まん延防止のための指導等を行っている。

積極的疫学調査実施状況 (表 1-3)

類型	感染症名	調査対象件数						合計	
		高齢者施設	障害者施設	保育所	学校・幼稚園	医療機関	その他の施設		個人
二類	結核（コッホ疑い含む）	7			1	13	7	71	99
三類	腸管出血性大腸菌感染症	1		2	3		2	29	37
四類	E型肝炎							1	1
	A型肝炎						1	2	3
	デング熱							1	1
	レジオネラ症						1	4	5
五類 (全数)	アメーバ赤痢							4	4
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症					3		22	25
	急性脳炎				1			6	7
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症							1	1
	後天性免疫不全症候群							1	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症							2	2
	侵襲性肺炎球菌感染症							2	2
	水痘（入院例）				4			1	5
	梅毒							9	9
	百日咳							65	65
その他	風しん	1				2		21	24
	麻しん				2	5	2	49	58
	RSウイルス感染症			2					2
五類 (定点)	インフルエンザ	4		25	6	4	1		40
	感染性胃腸炎	7		21	6				34
	手足口病			21					21
	流行性角結膜炎			6	2				8
その他	不明熱	1							1
	アデノウイルス			1					1
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎			1					1
指定感染症	新型コロナウイルス感染症（確定例）					4	3	7	14
合計		21	0	79	25	31	17	298	471

※ 疾患名は疑い含む

ウ インフルエンザ様疾患の状況

インフルエンザ流行の早期探知と対応のため、「インフルエンザの防疫対策について（1973年9月20日付衛情第102号、厚生省公衆衛生局保健情報課長通知）」に基づき、保育所、幼稚園、小学校、中学校及びその他の学校において、インフルエンザの施設別発生状況を報告している。

インフルエンザ様疾患による学級閉鎖状況（延べ数）（表 1-4）

年 度		総数	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
2017	学校数	2	-	-	-	-	2	-	-
	学年数	11	-	-	-	-	9	2	-
	学級数	231	-	2	11	4	148	64	2
2018	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-
	学年数	10	-	-	-	-	10	-	-
	学級数	153	-	-	-	2	123	28	-
2019	学校数	0	0	0	0	0	0	0	0
	学年数	8	0	1	0	3	4	0	0
	学級数	95	4	0	10	48	22	11	0

※学校数は、学校閉鎖のあった校数を、学年数は、学年閉鎖のあった学年の数を、学級は、学級閉鎖のあった学級の数を示す

（2）平常時の活動

感染症の発生予防及びまん延防止を目的として、施設及び市民からの各種相談を受けると共に、発生動向調査の結果を還元、その時期に多い感染症の情報等の提供を行っている。また、関係機関を対象とした講演会等の啓発活動も行っている。

ア 感染症発生動向調査

地域における感染症の発生の状況及び動向の把握を目的として、感染症法第14条に基づく、感染症発生動向調査事業を実施している。

具体的には、東京都感染症発生動向調査事業の一環として、市内の定点医療機関から五類感染症の発生状況報告（小児科定点・インフルエンザ定点・眼科定点からは週単位、性感染症定点からは月単位）を受け、集計した情報を東京都や国の発生動向と併せ、毎週「町田市感染症週報」として医師会等市内関係機関に還元している。町田市感染症週報は、ホームページに掲載し、広く市民にも周知している。定点医療機関数は、小児科定点8箇所、インフルエンザ定点15箇所（うち8箇所は小児科定点を兼ねる）、眼科定点1箇所、性感染症定点1箇所である。

イ 感染症流行予測調査

感染症に関する感受性(集団免疫)の現状及び病原体の検索等の調査を行い、予防対策の効果的な運用を図るとともに、長期的視野に立ち感染症の流行を予測することを目的として全国一斉に行われる調査である。2018年度は、町田市民病院の協力を得て42名実施した。

ウ 普及啓発事業

地域における感染症の発生予防とまん延防止を目的として、感染症を中心とした健康情報を毎週ホームページに更新し、インフルエンザなどの流行時期には、「広報まちだ」にも注意喚起の記事を併せて掲載している。また、関係機関等からの依頼により健康教育を実施するほか、各種会議の場を活用し、感染症発生時・平常時の対策についての知識を広めている。

健康教育実施状況 (表 1-5)

実施月日	テーマ	対象者	参加人数
2019/8/7、 8/8	高齢者施設における結核説明会	当該施設職員	24
6月20日	公立小中学校養護教諭部会における健康教育	市立小中学校養護教諭	55
10月23日	町田市感染症セミナー	高齢者施設等職員	25
11月5日	町田市知的障がい者グループホーム等連絡会における健康教育(感染性胃腸炎及びインフルエンザ予防)	障がい者施設等職員	12
10月30日	公立保育園保健検討会における感染症予防に関する講話	市立保育園職員	7

2 結核対策

感染症法に基づき医療機関から送付される発生届により、感染症発生状況を把握している。この章では、感染症の中でも特に発生数の多い結核（二類感染症）について記載する。

結核に罹患した患者に対しては、家庭訪問や結核病院への訪問、また面接相談などにより必要な支援及び指導を行うとともに、療養にかかる公費負担業務、患者の家族や接触者に対する健康診断・健康相談等を実施している。

(1) 結核登録者の状況

				医療形態								
				2017年総数	2018年総数	2019年総数	入院	他疾患入院	外来	医療なし	不明	
登録者総数				137	131	103	3	3	15	81	1	
登録患者数 (2019. 12. 31)	活動性結核	活動性肺結核	総数	25	30	18	3	2	11	1	1	
			喀痰塗抹陽性	総数	7	16	9	3	-	5	1	-
				初回治療	6	16	9	3	-	5	1	-
				再治療	1	0	0	-	-	-	-	-
			その他菌陽性	15	11	8	-	1	6	-	1	
		菌陰性他	3	3	1	-	1	-	-	-		
	活動性肺外結核	4	9	5	-	1	4	-	-			
	不活動性結核		96	92	80	-	-	-	80	-		
	不明		12	0	0	-	-	-	-	-		
	潜在性結核感染症（別掲）				31	25	27	0	3	16	8	0
新登録者総数				49	46	29	6	3	17	3	0	
新登録患者数 (2019. 1. 1～ ～ 2019. 12. 31)	活動性結核	活動性肺結核	総数	42	35	22	5	1	14	2	-	
			喀痰塗抹陽性	総数	16	16	10	5	-	5	-	-
				初回治療	15	16	10	5	-	5	-	-
				再治療	1	0	0	-	-	-	-	-
			その他菌陽性	20	16	11	-	1	8	2	-	
		菌陰性他	6	3	1	-	-	1	-	-		
活動性肺外結核	7	11	7	1	2	3	1	-				
潜在性結核感染症（別掲）				29	19	25	0	5	20	0	0	

年齢階級別結核登録者数 (表 2-2)

			年 齢											
			総数	0-4	5-9	10-14	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-	
登録者総数			103	1	-	-	-	5	9	11	12	10	55	
登録患者数 (2019. 12. 31)	活動性結核	活動性肺結核	総数	18	-	-	-	-	1	-	2	4	1	10
			喀痰塗抹陽性	総数	9	-	-	-	-	-	-	2	-	-
		初回治療	9	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	7
		再治療	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他菌陽性	8	-	-	-	-	1	-	-	4	1	2	
		菌陰性他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		活動性肺外結核	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4
	不活動性結核	80	1	-	-	-	3	9	9	8	9	9	41	
	不明	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
潜在性結核感染症 (別掲)			27	1	-	1	-	2	-	5	6	7	5	
新登録者総数			29	-	-	-	-	1	-	3	4	1	20	
新登録患者数 (2019. 1. 1~ ~2019. 12. 31)	活動性結核	活動性肺結核	総数	22	-	-	-	-	-	-	2	4	1	15
			喀痰塗抹陽性	総数	10	-	-	-	-	-	-	2	-	-
		初回治療	10	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	8
		再治療	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他菌陽性	11	-	-	-	-	-	-	-	4	1	6	
	菌陰性他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
活動性肺外結核	7	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	5		
潜在性結核感染症 (別掲)			25	1	-	1	-	1	-	4	7	5	6	

(2) 結核患者に対する医療等に関わる診査

次の事項に関わる審議等を行うため、感染症の診査に関する協議会を定例で月 2 回、開催している。また、感染症法第 20 条に基づく入院勧告が必要な場合で定例会に間に合わないときには、その都度、緊急会を開催している。

ア 感染症法 18 条第 1 項による感染症のまん延を防止するため必要がある場合の就業制限の通知に関すること

イ 感染症法第 19 条第 1 項によるまん延防止のための入院勧告の報告、同法第 20 条第 1 項による入院勧告及び同条第 4 項による入院勧告期間の延長に関すること

ウ 一般患者に対する結核医療費等の公費負担 (感染症法第 37 条の 2) に関すること

感染症の診査に関する協議会の状況（表 2-3）

年度	開催回数		就業制限通知件数				入院勧告及び 入院期間延長勧告 件数			感染症法第 37 条の 2 の 規定に基づく申請件数			
	定例 会	緊急 会	諮問	診査結果		諮問	診査結果		諮問	診査結果			
				適	不適		適	不適		適	不適	保留	
2017	39	24	15	40	40	-	44	44	-	109	109	-	-
2018	35	24	11	45	45	-	60	60	-	87	87	-	-
2019	31	23	8	38	38	-	65	65	-	68	68	-	-

（3）結核患者に対する療養支援

新たに結核登録のあった患者のうち、確実な治療終了にいたるまでに保健師等の支援が必要な者に対して、感染症法第 53 条の 14 に基づく DOTS（直接服薬確認療法）事業を実施している。

なお、保健師の結核患者に対する療養支援としての家庭訪問や電話・来所相談の実績については、後述の「8 保健師活動」のうち表 8-1 に記載。

（4）結核健康診断等の状況

感染症法第 17 条に基づき結核患者の家族及び関係者に対する健康診断を実施している。この健康診断の実施にあたり、必要に応じて説明会を開催している。

また、感染症法第 53 条の 2 第 3 項に基づき、胸部エックス線健康診断を実施している。この健診は、結核を早期に発見し及びそのまん延を防止するとともに、これを結核予防のための啓発の機会とし、もって市民の健康の保持及び増進に寄与するために実施することとなった。対象は、16 歳以上で町田市在住、在勤、在学者のうち胸部エックス線検査を受ける機会のない者で、保健所長が結核予防対策上必要であると認める者である。

結核健康診断等実施状況 (表 2-4)

	検査対象人数	検査内容						結核有所見		
		(延べ検査件数)	ツベルクリン反応検査	QFT検査	T-SPOT検査	エックス線直接撮影	喀痰検査	結核患者	潜在性結核感染症	要観察者
2017年度総数	433	455	13	27	197	218	0	1	5	11
2018年度総数	526	550	94	285	15	156	0	1	11	20
2019年度総数	351	399	4	225	9	161	0	0	14	8
定期外健診	291	339	0	225	9	101	0	0	14	8
患者家族健診	39	41	0	31	0	10	0	0	1	1
接触者健診	252	298	4	194	9	91	0	0	13	7
その他の健診	60	60	0	0	0	60	0	0	0	0
管理健診	32	32	0	0	0	32	0	0	0	0
胸部エックス線健診	28	28	0	0	0	28	0	0	0	0

3 エイズ・性感染症対策

HIV 感染症は、適切な治療によりエイズの発症を抑えることができることから、発症前の早期発見が重要である。早期発見につとめるとともに予防等に関する普及啓発活動にも力を入れている。

(1) エイズ相談・HIV抗体検査

保健所を会場に、月1回のHIV抗体検査と性感染症（梅毒、クラミジア、淋菌）検査を実施している。また、2018年度からHIV抗体迅速検査と梅毒検査を、駅前でアクセスの良い、町田市文化交流センターで年1回実施している。

エイズ相談状況 (表 3-1)

年度	相談件数								
	総 数			電 話			来 所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2017	720	465	255	101	74	27	619	391	228
2018	725	467	258	129	95	34	596	372	224
2019	756	449	307	139	94	45	617	355	262

HIV抗体検査実施状況 (表 3-2)

年度	HIV抗体検査						性感染症検査								
	保健所			休日・迅速検査			梅毒血清検査			クラミジア抗体検査			淋菌検査		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2017	270 (1)	167 (1)	103	71	47	24	263 (4)	164 (4)	99	247 (14)	153 (3)	94 (11)	247 (2)	153	94 (2)
2018	284 (1)	175 (1)	109	20	14	6	276 (2)	171 (2)	105	265 (27)	166 (8)	94 (19)	265 (2)	166	99 (2)
2019	305 (2)	174 (2)	131	29	21	8	301 (3)	171 (3)	130	283 (25)	161 (7)	122 (18)	283 (3)	161 (2)	122 (1)

※ () は陽性者数

(2) 普及啓発活動

市内大学と連携し、学生に対して、HIV・エイズ及び性感染症の感染予防等に関する正しい知識の普及啓発活動を行っている。

また、成人式（二十祭まちだ）において学生が作成した普及啓発ちらしを配布している。

隣接している相模原市とは市民の生活圏が重なっているため、検査希望者の利便性向上の観点から、両市で行っている検査日程等を互いに周知している。

4 各種健診・検査

(1) ウイルス肝炎相談・検査

予防や検査、療養に関する普及啓発活動、電話及び来所による健康相談、肝炎ウイルス検査及び陽性と判定された方への治療勧奨等を実施している。

(肝炎ウイルス検査の、40歳以上の市民は表 5-10 参照)

ウイルス肝炎検査実施状況 (表 4-1)

年度	B型・C型肝炎 両ウイルス検査受診者数			B型肝炎ウイルス 検査受診者数			C型肝炎ウイルス 検査受診者数		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2017	7(1)	3	4(1)	1	1	-	-	-	-
2018	14	7	7	-	-	-	-	-	-
2019	7	2	5	-	-	-	-	-	-

※ () 内はB型肝炎ウイルス陽性者数

(2) エックス線検査

感染症法に基づき健康診断に伴うエックス線検査を行っている。

(実施状況は、表 2-4 を参照。)

(3) 風しん抗体検査

19歳以上の町田市民で、1. 妊娠を予定または希望する女性 2. 1. の配偶者等同居者 3. 妊婦の配偶者等同居者を対象(昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を除く)のうち、1. 過去に風しん抗体検査を受けたことがある方 2. 明らかに予防接種記録のある方 3. 検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方を除いた方に、市内の指定医療機関にて風しん抗体検査費用の助成を実施している。

風しん校庭検査実施状況 (表 4-2)

年度	受診者数	低抗体価者数
2017	297	96
2018	1558	513
2019	772	281

(4) 風しんの追加的対策に係る抗体検査

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に、全国の指定医療機関で風しん抗体検査を実施している。※2019年度～2021年度の3年度間に限り実施

風しんの追加的対策に係る抗体検査実施状況 (表 4-3)

年度	受診者数
2019	3,797

5 医療費助成制度

長期の療養又は多額の医療費を必要とする下記疾病等について、患者本人及びその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行っている。

(1) 医療費助成制度

ア 結核医療（一般医療）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者以外の患者（通院患者、結核以外の疾患による入院患者など）に対し、承認された結核医療の費用について、自己負担が5%になるよう助成する。

イ 結核医療（入院勧告又は入院措置）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の所得税総額により、一部自己負担がある。

ウ 自立支援医療（育成医療）

身体上の障がいを有し、手術等により確実な治療効果が期待できる方のうち、18歳未満で、世帯の住民税額が一定額未満又は障がい重度かつ継続の方に対し、承認された医療機関の医療費の自己負担分から、一部負担金及び食事療養標準負担額を控除した額を助成する。

エ 療育給付

結核に罹患し、入院を必要とする満18歳未満の患者に対し、入院医療に要する費用の助成を行うとともに、学習及び療養生活等に必要な物品を現物支給する。なお、入院先が指定療育機関であるときにこの助成を受けられる。

オ 養育医療

出生時体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱であって、一定の症状を示す方に対し、入院医療に要する費用を負担する。なお、世帯員の住民税額により一部自己負担があるが、その分は乳幼児医療費助成制度で助成している。

カ 感染症医療

感染症法の一類感染症、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症のため、入院勧告又は入院措置により入院した患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の所得税総額により、一部自己負担がある。

キ 大気汚染関連疾病

気管支ぜん息及びその続発症（18歳未満は、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症も含む。）にり患し、東京都内に引続き1年以上住所を有し、喫煙をしていない方で、医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方に対し、認定疾病にかかる医療に関する給付について、その自己負担分を助成する。ただし、他の法令等による給付により自己負担が生じない方を除く。

なお、2015年4月1日に制度改正があり、18歳以上の新規認定が廃止された。これにより、18歳以上は、2014年度までの認定者（2015年3月31日までに申請し、認定された方）の更新申請のみが認められることになった。また、生年月日が1997年4月1日以前の方については、2018年4月1日以降の診療分から、認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、月額6,000円までが自己負担となった。

ク 妊娠高血圧症候群等

妊娠高血圧症候群及びその関連疾病等に該当し、前年分の所得税総額が3万円以下の世帯に属する方又は入院見込み期間が26日以上の方で、医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方に対し、認定された疾病の医療給付にかかる自己負担分を助成する。

ただし、生活保護受給者等他の法令等の給付により自己負担が生じない方を除く。また、食事療養標準負担額は除く。

ケ 光化学スモッグ障がい者医療申請等受付業務

東京都内に住所を有する方で、東京都の区域内において、光化学スモッグの影響によると思われる健康障がいを受けた方のうち、入院治療を要した方で、医療保険に加入している方について、認定された被害に係る医療に関する自己負担額を助成する。

なお、2018年度新規の届出は0件となっている。

コ 石綿健康被害者認定申請等の受付業務

石綿が原因で、労働者災害補償法等で補償されない中皮腫や肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の健康被害を受けられて療養中の方、これらの疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し、医療費等の救済給付を支給する。

サ 骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血管細胞を提供された方、及びその方が勤務する事業所に対し、助成金を交付する。2016年から助成を開始し、2018年度は1件、2019年度は7件（本人5件、事業所2件）となっている。

(2) 医療費公費負担・助成・給付認定数

医療費助成の実績は以下のとおりである。

疾病別医療費公費負担・助成・給付認定数（表 5-1）

疾 病 名	2017 年度	2018 年度			2019 年度		
	認定件数	申請 件数	認定 件数	レセプト 請求件数 (のべ件 数)	申請 件数	認定 件数	レセプト 請求件数 (のべ件 数)
総 数	1,558	1,097	1,096	919	170	170	803
結核医療	164	132	132	643	82	82	575
一般患者(感染症法 37 条の 2)	109	87	87	592	68	68	538
入院勧告(感染症法 37 条)	55	45	45	51	14	14	37 ※2
自立支援医療(育成医療)	14	17	17	62	16	16	60
療育給付	0	0	0	-	0	0	0
養育医療	83	75	75	211	69	69	165
感染症医療	0	0	0	-	0	0	- ※3
大気汚染関連疾病	1,295	871	871	-	0	0	-
慢性気管支炎	0	0	0	-			
気管支ぜん息	1,295	871	871	-			
ぜん息性気管支炎	0	0	0	-			
肺気しゅ	0	0	0	-			
四種疾病の続発症	0	0	0	-			
妊娠高血圧症候群等	2	1	1	3	3	3	3
光化学スモッグ障がい者医療	0	0	0	-	0	0	-
石綿健康被害救済給付 ※1	-	1	-	-			

※1 石綿健康被害救済給付の認定は、独立行政法人環境再生保全機構で行なっている

※2 1人再勧告がいたため、勧告人数より1人多い

※3 コロナについて。3月時点では申請をもらっていなかった。4月以降申請があったので2020年度に計上。レセプトは2ヶ月遅れで来るので2020年度から発生する

6 精神保健福祉

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）」に基づき、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、社会福祉施設、社会復帰施設などの関係機関との緊密な連携の下、精神障がい者の早期発見及び早期治療を促し、その社会復帰、地域生活の継続を支援している。特に、未治療・治療中断で医療につながりにくい困難事例や、薬物依存などの嗜癖問題、思春期相談などの専門的な対応に取り組んでいる。また、関係機関の技術の向上の支援を行うとともに、地域住民の精神保健の向上を図っている。

(1) 管内概況

ア 医療保護入院届出数

年度		2017	2018	2019	
総数		812	839	817	
内訳	症状性を含む 器質性精神障害	小計	437	469	444
		認知	417	452	426
		認知以外	20	17	18
	精神作用物質使用による 精神及び行動の障害	小計	17	29	17
		アルコール使用	11	26	13
		薬物使用	1	0	2
		その他の使用	5	3	2
	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害		235	250	258
	気分（感情）障害		108	64	69
	神経症性障害、ストレス関連障害等		5	4	4
	成人の人格及び行動の障害		3	0	1
	知的障害（精神遅滞）		5	18	23
	その他の精神障害		2	3	0
	てんかん		0	0	0
その他		0	2	1	

イ 精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請または通報受理数

精神障がいのため、自身を傷つけ、又は、他人に害を与えるおそれのある場合には、警察官等から保健所に通報が行われる。これを受理し、東京都に経由事務として連絡することとなっている。その後、東京都が必要に応じ診察・入院の決定を行っている。

精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請または通報受理件数（表 6-2）

年度	総数	第 22 条 (一般人の申請)	第 23 条 (警察官の通報)	第 26 条の 2 (精神病院管理者の届出)
2017	59	-	59	-
2018	60	-	60	-
2019	83	-	83	-

(2) 個別支援活動

ア 精神保健福祉相談・訪問指導（保健師による）

保健師が面接及び電話による相談を随時行っている。また、必要に応じ、家庭等に訪問して生活環境や本人・家族の状況を把握し、相談・指導を行っている。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（保健師による）（表 6-3）

年度		2017	2018	2019	
精神保健福祉相談 (訪問以外の面接・電話相談等)	実人員				
	内訳	延べ人員	4,544	5,192	5,379
		社会復帰	135	366	288
		老人精神保健	50	127	117
		アルコール	96	236	152
		薬物等	62	37	44
		児童・思春期	607	706	543
		心の健康づくり	333	397	586
		一般精神保健	3,261	3,323	3,649
精神保健福祉訪問指導	実人員		368	431	528
	内訳	延べ人員	1,246	1,332	1,351
		社会復帰	5	9	24
		老人精神保健	23	34	19
		アルコール	66	57	23
		薬物等	15	10	4
		児童・思春期	147	168	119
		心の健康づくり	85	91	101
		一般精神保健	905	963	1,061

※一般相談は、摂食障害、てんかん、その他を含む

イ 精神保健福祉相談・訪問指導（専門医による）

精神障がいを早期に発見し、適切な治療を受けられるよう専門医による相談を行っている。また、関係機関支援の一環としての相談役も担っている。2019年度は一般相談、酒害相談を月1~2回、思春期相談を隔月で回行った。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（専門医による）（表 6-4）

年度		2017	2018	2019	
精神保健福祉相談	実施回数	38	33	39	
	実人員	60	44	33	
	内 訳	延べ人員	65	48	40
		社会復帰	2	1	-
		老人精神保健	1	1	-
		アルコール	3	5	1
		薬物依存	-	-	-
		児童・思春期	15	9	8
		心の健康づくり	-	-	1
		一般精神保健	44	32	30
精神保健福祉訪問指導		実施回数	3	3	5
	実人員	3	3	12	
	内 訳	延べ人員	3	3	12
		社会復帰	-	-	-
		老人精神保健	-	-	-
		アルコール	-	-	-
		薬物依存	-	-	-
		児童・思春期	1	1	-
		心の健康づくり	-	-	-
		一般精神保健	2	2	12

※ここでの「一般精神保健」では、その多くが未治療・医療中断ケースであり、警察官通報で把握したケースも含まれている

ウ ひきこもり相談員による相談

年 度	ひきこもり 相談員数	実施回数	実人員 (訪問・面接)	延人員	
				訪問	面接
2017	4	117	29	48	63
2018	3	115	33	60	119
2019	3	98	40	49	130

エ 専門グループワーク

思春期のひきこもりに関する相談の増加に伴い、ひきこもりの子をもつ親を対象としたグループワーク（略称 思春期親グループ）及びひきこもりの状態にある本人を対象としたグループワーク（略称 本人グループ）を行っている。

本人グループ実施状況 (表 6-6)

年 度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2017	44	6	169
2018	44	6	183
2019	42	6	174

思春期親グループ実施状況 (表 6-7)

年 度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2017	11	6	42
2018	11	7	34
2019	10	5	25

オ 精神障がい者社会適応訓練事業

個人や企業などの協力事業所に委託して社会生活への適応や就業に向けて必要な訓練を行う事業である。2019年度の事業利用者はいなかった。

カ ケースカンファレンス

精神障がい者に係わる保健・医療・福祉等の関係者と複雑困難事例に対してケースカンファレンスを開催し、個別ケア支援の充実を図っている。

ケースカンファレンス実施状況 (表 6-8)

テ ー マ	回数	参加人員	参加者
医療中断・未治療等を含む一般精神保健	88	686	保健医療福祉関係者等
虐待等を含む児童思春期精神保健	11	93	保健医療福祉及び学校教育関係者等
アルコール問題等を含む酒害・薬物精神保健	1	6	保健医療福祉関係者等
その他	102	853	保健医療福祉関係者等
総 計	202	1,638	

(3) 普及啓発活動

ア 精神保健福祉講演会開催状況

精神疾患・精神障がいについての知識を普及し、住民の理解を得るために、講演会を主催するとともに、他機関や住民組織からの依頼に応じて、職員を派遣している。また、ホームページや「みんなの健康だより」を活用して、精神保健に関する情報提供を行っている。

講演会・健康教育の実施状況 (表 6-9)

月 日	テ ー マ	参加人員	対 象 者
5月14日	保健所における精神業務について	17	さるびあ会会員
7月30日	保健所保健師の役割と業務内容	15	障がい者支援センター職員
11月19日	事例を通じて支援者を知る、つながる	108	堺第2地域ケア推進会議参加者

(4) 地域支援体制の整備

ア 地域精神保健連絡協議会・専門部会

地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、地域精神保健福祉連絡協議会と専門部会を設置し、管轄内の課題を協議している。

会議実施状況 (表 6-10)

月 日	会議名	議題	参加者数
12月19日	地域精神保健福祉連絡協議会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 ①保健所における精神科医療機関連携について (アンケート結果報告) ②精神科医療機関聞き取り調査 (報告) ③23条通報の検討結果とその後 (報告) ④個別事例検討 「措置入院を繰り返している事例」 「措置入院後地域支援を継続している事例」 	12
2020年 2月13日	地域精神保健福祉連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 ①町田市精神保健福祉事業について <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所における精神保健福祉事業について ・ 障がい福祉課における精神保健福祉事業について ②町田市地域精神保健福祉連絡協議会専門部会報告 ③東京都における措置入院者退院後支援ガイドラインについて 	17

イ 精神保健にかかる連絡会

精神保健に係る障がい福祉課との連絡会を定期的実施している。

会議実施状況（表 6-11）

月日	内容	参加機関	参加者数
7月4日	・障がい福祉課、保健予防課の業務について ・意見交換等	地域福祉部障がい福祉課 保健所保健予防課	9
2020年 1月20日	・障がい福祉課、保健予防課の業務について ・意見交換等	地域福祉部障がい福祉課 保健所保健予防課	7

ウ ひきこもりネットワーク会議

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を構築していくためにひきこもりネットワーク会議を開催している。

ひきこもりネットワーク会議の実施状況（表 6-12）

月日	内容	参加機関数
7月2日	・今年度のネットワーク会議について ・事業内容共有シートの更新	16
2020年 1月7日	・事業内容共有シートの共有 ・事例検討 就労グループから提出	18

エ ひきこもりネットワーク会議代表者会

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援機関の代表者との打合せ会を実施し、ネットワーク会議の内容検討等を行っている。

ひきこもりネットワーク会議代表会の実施状況（表 6-13）

月日	内容	参加機関数
6月4日	・今年度の会議内容について	4
2020年 2月18日	・次年度計画	4

7 難病対策

難病は、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ長期の療養生活が必要となるため、患者及び家族は、疾病の特殊性から医療面、経済面、生活面等に様々な問題を抱えている。そのため「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、「難病患者療養支援事業」として、保健師等による訪問指導等を実施し、医療・福祉との連携のもと、安心安全な療養生活の支援を行っている。

2013年4月1日より「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」になり、障がい者の定義に難病が追加された。また2015年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号、以下難病法）」が施行され、難病について、「原因不明、治療法未確立、希少性の高い疾患で長期療養を必要とする疾患」と定義された。

(1) 個別支援活動

ア 訪問等相談

保健師等が在宅難病患者や家族に対して、療養上の問題や介護負担などの相談を受け、必要に応じ家庭訪問等を行っている。

特殊疾病対策事業訪問等相談実施状況 (表 7-1)

年度	総数	相談件数				関係機関連絡
		家庭訪問	所内相談	電話相談	その他の相談	
2017年度総数	1,200	271	22	312	15	580
2018年度総数	1,268	289	27	300	21	631
2019年度総数	1,071	236	29	343	10	453
保健師	1,070	235	29	343	10	453
作業療法士	1	1	—	—	—	—
歯科衛生士	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

イ 在宅療養支援計画策定・評価事業

在宅難病患者（医療処置を必要とする者等）に対し、個々の実態に応じた保健医療福祉の連携による総合的な在宅療養支援を効果的に行うため、在宅療養支援計画策定・評価会議を開催している。支援計画に基づく療養支援の評価に加え、在宅難病患者のうち24時間人工呼吸器使用者に対して、災害時個別支援計画を策定し、更なるケアの質の確保に努めている。

在宅療養支援計画策定・評価会議開催状況 (表 7-2)

年度	回数	報告検討事例の件数	参加者総数
2017	4	17	59
2018	4	15	63
2019	4	6	80

ウ 医療機器貸与事業及び訪問看護

難病患者とその家族の療養環境の充実と安定した生活の確保を図ることを目的として在宅療養難病患者に対して、吸引器及び吸入器を貸与するとともに、必要に応じて訪問看護を行っている。なお、2019年度の本事業の新規申請はなかった。

保健師と訪問看護師による日常的な連絡調整・相談、支援状況の共有や課題の検討等を行っている。

医療機器貸与実施状況 (表 7-3)

年度	貸与患者数	機器の種類		訪問看護 導入患者数	訪問回数
		吸引器	吸入器		
2017	6	6	2	3	138
2018	6	6	2	3	145
2019	5	5	2	2	96

エ 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対し、訪問看護を実施することにより患者の療養環境整備等を行っている。診療報酬による算定とは別に訪問看護を実施する訪問看護ステーション等と委託契約を締結し、主治医の指示書に基づき、訪問看護を実施する。2019年度の利用は4件となっている。

オ 在宅難病患者一時入院制度のコーディネート

在宅難病患者の安定した療養生活を確保するため、介護者の疾病や事故等により、一時的に介護が困難になった場合に、一時的に入院を受け入れる制度で、都内に15病院、20床が確保されている。期間は原則として1回30日、年間90日までである。(2020年3月31日現在)

一時入院制度利用状況 (表 7-4)

年 度	利用者数	利用延日数
2017	3	94
2018	1	30
2019	1	59

(2) 普及啓発活動

ア 難病講演会

療養者・家族が疾病について正しい理解を持ち療養生活が送れること、また、地域の支援関係者が疾病の正しい理解を深め、質の高い療養支援を提供できることを目的として専門医等による講演会を開催している。

難病講演会実施状況 (表 7-5)

年度	月 日	実施場所	内 容	対 象 者	参加者数
2017	10月4日	健康福社会館	筋ジストロフィー患者・家族向け講座	筋ジストロフィー患者・家族	11
	2018年 1月30日	健康福社会館	地域でALS患者の在宅療養を支える	患者、家族、難病患者のケアに携わる保健医療福祉関係者等	89
2018	10月18日	健康福社会館	地域でALS患者の在宅療養を支える ～『精一杯、生きる』を支えるために～	難病患者のケアに従事する 保健医療福祉関係者等	89
2019	10月31日	健康福社会館	ALSの患者と家族を支える 人のための講演会・交流会	市内ALS患者家族及び地域 支援者	67

(3) 在宅療養支援地域ケアネットワーク

難病対策を円滑に推進し、在宅難病患者の療養生活の支援するため、地域の支援機関とのネットワークの連携及び強化を目指している。

ア 町田市難病対策地域協議会

従来、町田市難病保健福祉調整会議を開催してきたが、2019年度は法第32条による町田市難病対策地域協議会を設置した。在宅難病患者の療養生活を支援するため、医療機関、訪問看護ステーション、患者家族会等の関係機関との連携を深め、地域の課題を明らかにし、地域全体のケア体制の整備を図ることを目的として開催している。

2019年度は2020年2月20日に開催し、2018年度難病保健医療福祉調整会議（協議会準備会）で検討した「在宅人工呼吸器使用難病患者の災害対策」について協議を行った。

イ 訪問看護ステーション連絡会

在宅療養環境及び支援の質の向上を図るため、市内にある訪問看護ステーションの代表者が参加し情報共有を図る会議に、連携の一機関として参加している。

ウ 在宅難病患者訪問診療事業

東京都が東京都医師会に委託し、地区医師会ごとに、寝たきり等で通院が困難な在宅難病患者に対して適切な医療を確保するために、訪問診療を実施している。町田市医師会が訪問診療班(専門医・主治医等)を編成して訪問診療をしており、保健師は医師会からの依頼に基づき随時参加している。

8 保健師活動

保健・医療・福祉の住民ニーズは、多様化・複雑化かつ増大しており、健康増進・疾病予防から、治療・リハビリテーション・地域ケアなど、広範な地域保健支援活動が求められている。これらの課題に対応するため保健師は、感染症対策、結核対策、母子保健、成人保健、難病対策、精神保健等の事業企画・運営と個別支援活動を併行して行い、地域のネットワークづくりやケアシステムの構築を図っている。

また市民にとってより密着した地域保健活動の展開と感染症や震災発生時の対応の強化、新たな健康課題への対応等を充実していくことを目指している。

保健師の活動体制については地区担当制とし、市民や関係機関からの相談は、地区担当保健師が窓口となり対応している。また会議や健診等の事業は、係を超えた業務分担制で実施している。

(1) 市民の受療状況

市民は、神奈川県への交通の便が良いことから県域を越えて医療機関を利用していることが多い。

精神医療では市内に入院病床のある精神科病院が6箇所あるため神奈川県民の入院も多い。一方、難病医療においては市民が市外の医療機関を利用することが多い。特に神経系難病の在宅療養者は、人工呼吸器が必要になるなど、病状が進行してくると、専門医療機関がある神奈川県内の医療機関を利用する割合が高くなる。結核医療も、南多摩保健医療圏域外や神奈川県内の医療機関を利用している市民が多い。

(2) 個別支援活動

本人、家族、医療機関、福祉機関、教育機関などから相談や依頼のあった方、また結核・感染症などの発生届、医療費公費負担申請、その他各種健診・健康相談等で必要のある方に対して、個別支援活動を実施している。

保健師地区活動状況 (表 8-1)

年度	区分	対応件数	感染症	結核	エイズ	精神保健福祉	心身障害	長期療養児	生活習慣病等 成人	難病	公害・アレルギー等 その他	妊産婦	乳児	(内訳)			幼児	その他
														低体重児	新生児	一般乳児		
2017	家庭訪問	4,344	69	295	2	1,246	80	14	66	268	1	656	1,143	53	488	602	493	11
	所内相談	3,303	11	199	10	1,114	2	0	45	22	4	1,642	144	34	25	85	103	7
	電話相談	9,072	369	1,025	35	3,386	132	24	103	312	6	1,652	1,271	38	408	825	726	31
	文書その他の相談	587	67	200	4	44	3	0	0	15	0	73	123	0	62	61	52	6
	関係機関連絡	9,802	745	1,260	26	3,800	260	13	63	580	13	1,055	1,198	102	554	542	762	27
2018	家庭訪問	4,111	74	220	0	1,332	83	11	267	285	2	503	818	33	339	446	446	70
	所内相談	3,796	54	149	26	1,198	10	0	10	27	1	2,041	165	66	10	87	104	13
	電話相談	10,313	736	900	129	3,883	143	19	101	300	25	1,787	1,366	70	558	738	673	251
	文書その他の相談	711	129	201	3	111	34	0	0	21	0	53	124	3	30	91	30	5
	関係機関連絡	10,635	1,161	1,110	1	3,702	484	45	25	631	20	1,494	1,148	69	446	633	758	56
2019	家庭訪問	3,970	75	156	2	1,351	70	20	18	235	8	563	917	46	351	520	454	101
	所内相談	4,015	146	117	646	1,285	5	2	35	29	7	1,498	135	43	32	60	82	28
	電話相談	11,325	1,646	985	139	4,061	115	51	104	343	23	1,656	1,308	114	543	651	716	178
	文書その他の相談	634	116	165	19	43	12	0	3	10	0	159	75	0	23	52	31	1
	関係機関連絡	10,158	1,438	1,336	22	3,352	404	124	21	453	0	1,062	1,134	169	483	482	730	82

保健師地区活動状況 (表 8-2)

年度	区分	再掲1 虐待	内 訳			再 掲 2							
			児童	老人	その他	ひきこもり	発達障害	自殺企図	自殺者の遺族	犯罪被害者	近隣苦情	未治療	医療中断
2017	家庭訪問	84	65	2	17	215	33	14	3	0	56	44	75
	所内相談	35	19	1	15	333	42	15	0	0	27	41	23
	電話相談	33	13	2	18	255	132	21	0	2	106	40	265
	文書等	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1
	関係機関	195	155	2	38	220	137	38	8	0	267	31	366
2018	家庭訪問	50	33	4	13	166	68	10	6	0	30	32	49
	所内相談	37	7	3	27	278	84	6	0	0	13	24	43
	電話相談	25	15	2	8	222	133	10	1	0	110	115	183
	文書等	0	0	0	0	6	0	0	0	0	1	0	1
	関係機関	145	123	10	12	318	161	19	1	0	278	252	384
2019	家庭訪問	134	97	3	34	155	34	29	6	0	14	18	27
	所内相談	54	21	5	28	309	59	11	0	0	18	11	15
	電話相談	93	58	17	18	172	91	14	5	0	44	21	26
	文書等	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	関係機関	258	170	48	40	296	50	34	16	0	58	7	25

表 8-1 及び 8-2 において保健師の個別支援活動を家庭訪問・所内相談・電話相談・関係機関連絡ごとに示している。

地域保健活動の支援対象者は、当初、感染症や母子保健の相談として始まったとしても、背景に精神保健の課題があることが少なくない。警察、民生児童委員、学校関係者や市の窓口から紹介され、複数の関係機関の関わりが必要な困難事例が増えている。また、保健所に関係機関の調整を期待されることが多い。感染症や結核の対応においては、高齢者や社会的弱者、集団施設利用者など、多方面からの支援が必要な事例への対応も増えている。

今後の活動において保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携強化や調整が重要な課題である。

ア 個別支援活動における分野別の傾向等について

(ア) 精神保健福祉

未治療・医療中断や、思春期相談など専門的な相談を実施している。相談の特徴としては、以下の5点があげられる。

- ① 「ひきこもり」に関する相談
- ② 「発達障害」に関する相談
- ③ 未治療・医療中断に関する相談
- ④ 関係機関や近隣住民からの相談

精神疾患が起因すると思われる問題行動に困っているという相談がある。本人はもちろん家族も相談場面に積極的に登場しないことが多い。いかにその対象者にアプローチできるのかが課題である。

- ⑤ 複数の関係機関の関与

庁内関係部署や地域の民生児童委員など、すでに多くの関係機関がかかわっている事例が多い。

(イ) 児童・高齢者虐待の相談（表 8-2 を参照）

精神保健の立場から、当事者や家族への対応や、関係機関の相談支援を求められることが多いが、いずれの事例も単独機関では解決が困難であり、子ども家庭支援センター、児童相談所、高齢者支援センター、高齢者福祉課、障がい福祉課、医療機関など多くの機関が連携しながら支援を行っている。

(ウ) 難病対策

神経筋疾患の中でも特に在宅人工呼吸器装着などの医療依存度が高い療養者を支援することが多い。在宅療養生活における災害対策、主介護者の高齢化、病状進行に伴う様々な意思決定や療養環境調整など、支援にはそれぞれの状況に応じた個別性の高い相談対応が求められ、適宜障がい福祉サービスや介護保険サービスなど、関係機関との地域支援ネットワークを構築しながら支援を行っている。

(エ) 結核対策

結核患者の接触者を対象とした健康診断や相談を行っている。結核患者の年代は他自治体に比べて、20～40 歳代の割合が高い傾向にある。この世代は診断されるまでに学校や職場などで活動していることが多く、必要時職場などの健診も実施している。

また、結核治療は一定期間服薬を確実に継続することが重要である。治療中断や不規則な服薬は、病状悪化や感染拡大の可能性があるため、若年者や外国人など特にリスクの高い患者を中心に、関係機関と連携を図りながら、対象者に合わせた服薬や療養支援を行っている。

(オ) 感染症対策

発生届受理後、または集団感染の情報探知後、迅速に積極的疫学調査を行い、二次感染予防のための指導や対応を行っている。

(3) 保健・医療・福祉等関係機関との連携強化

地域特性や個別性を勘案し、様々な支援サービスを円滑かつ効率的に提供できるように、庁内関連部署及び市内外の保健・医療・福祉など、関係機関との連携を強化し、総合的な地域ケアの検討と調整を行っている（表 8-3）。

精神保健分野では、地域精神保健福祉連絡協議会・専門部会において、非自発的入院者の地域支援について、地域での現状や課題について共有を図り、検討を実施している。

難病保健分野では、2018 年度 協議会準備会を経て、2019 年度は難病対策地域協議会を設置した。市内外の医療機関、保健福祉等の地域支援機関、患者家族会などに参加を依頼し、在宅人工呼吸器使用難病患者の災害対策を主テーマとして協議を行った。

保健・医療・福祉等関係機関との連携会議参加状況（表 8-3）

分野	会議名	回数	主催者	内容
精神	町田市精神障害者さるびあ会総会	1	NPO 法人さるびあ会	情報交換
	障がい者雇用連絡会議	2	ハローワーク町田	情報交換・連携会議
	自殺対策推進市内連絡会	2	健康推進課	検討・連携会議
	高次脳機能障がい関係機関等連絡会	2	ひかり療育園	連携会議
	地域生活移行支援会議 圏域別会議	1	多摩総合精神保健福祉センター	情報交換・連携会議
	多摩地域市町村精神保健福祉担当者業務連絡会	1	多摩総合精神保健福祉センター	情報交換・連携会議
母子	子育て支援ネットワーク連絡会、地域ネットワーク会議	25	子ども家庭支援センター	情報交換
	配偶者からの暴力等担当者連絡会	1	男女平等推進センター	意見交換
	CAPS 合同会議	3	町田市医師会	意見交換
	東京都意見交換会(虐待防止に関する条例)	2	東京都	意見交換
重心	町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会	5	子ども発達支援課	連携会議
難病	難病対策地域協議会	1	保健所	連携会議
	町田市訪問看護ステーション連絡会	3	町田市医師会	情報交換
感染症	感染症対策地域連携会議	2	市内医療機関	感染症対策
その他	看護部長会	1	町田市看護部長会	情報交換、研修会
	老人ホーム入所判定審査会	1	高齢者福祉課	認定審査
	町田市男女平等推進会議	1	市民協働推進課	情報交換、連携会議
	町田地区学校保健連絡会	0	東京都	情報交換、連携会議

9 健康づくり推進

(1) 健康づくり推進員

健康づくり推進員は、市と協力しながら「自分の健康は自分で守る」という意識の向上を図ること及び市民の自発的な健康づくり活動の推進と地域づくりを目指すため、時代にあわせて変化していく健康づくりの意味について、市とともに考えながら地域に根ざした協働活動を行っている。

健康づくり推進員の概要 (表 9-1)

設置根拠	町田市健康づくり推進員設置要領
対 象	主に町内会自治会から推薦を受けた方を市長が委嘱
人 数 (2020年3月 末日時点)	推薦団体数：121 (2017年度：138) 推進員数：162 (2018年度：257)
任 期	2年 (再選及び年度途中の交代可)

年間活動状況 (表 9-2)

行事	開催日	内容	参加者数
総会	5月20日	委嘱状交付式 健康づくり推進員活動紹介 2018年度活動計画 講演「健康づくりの秘訣」 講師：町田市保健所長	144
研修会	6月26日	「町トレで、上がる体力！つながる地域」 講師：理学療法士	87
	7月31日	地域の皆と共に、イキイキと自分らしく暮らす方法 ～Well-Being (幸せ・健康) のサイエンスから学ぼう～	72
情報共有会議	10月2日	各地区の活動状況に関する情報交換	11
実績共有会議	2020年 2月26日	各地区の活動実績に関する情報交換	10

※この他に、各地区（町田地区、南地区、鶴川地区、忠生地区、小山地区、相原地区）において、地区活動を行っている

10 食 育 推 進

食育基本法（第 18 条）に基づく市町村食育推進計画として、2019 年 3 月に策定した「第 2 次町田市食育推進計画」に基づき、広く食育を周知し、市民が食育に関心を持ち実践につながるよう、食育推進ネットワークを構築し、取り組んでいる。

（1）町田市食育推進計画推進委員会

食や食育に関わる機関、団体及び学識経験者を構成員とする委員会で、食育推進事業について、専門的な立場から指導・助言をいただき協議を行っている。

町田市食育推進計画策定及び推進委員会実施状況 （表 10-1）

	年月日	内容
第 1 回	7 月 25 日	第 2 次町田市食育推進計画に基づく取組について
第 2 回	2020 年 2 月 10 日	次年度の食育活動について

（2）町田市食育推進庁内連絡会

庁内関係部署を構成員とする連絡会で、食育推進事業の検討を行っている。

町田市食育推進庁内連絡会実施状況 （表 10-2）

	年月日	内容
第 1 回	5 月 22 日	(1) 第 2 次町田市食育推進計画について (2) 食育リーフレットの掲載内容について
第 2 回	10 月 17 日	第 2 次町田市食育推進計画に基づく取組内容について
第 3 回	2020 年 2 月 21 日	次年度の食育活動について

(3) 食育フェス

食育に関する情報や体験の場を提供することで、市民が食育に関心を持ち、実践につながることを目的としている。2019年度は“きいて！食べて！運動！みんなで楽しむ食と健康”をテーマに、庁内関係部署及び関係機関・団体等の協働により開催した。

食育フェス概要 (表 10-3)

開催日時	6月15日(土) 10時30分～14時15分
実施会場	健康福社会館
事務局	保健予防課保健栄養係
関係部署	保健予防課(歯科)、生活衛生課、子育て推進課、3R推進課、保健給食課
協力団体等	スポーツでつなぐまちだパートナーズ(コナミスポーツ株式会社) 第一生命株式会社、町田市食育ボランティア、町田地域活動栄養士会
開催内容	講演会、体験、試食、クイズ、測定、相談、展示等
来場者数	174名

食育フェス出展状況 (表 10-4)

ブース名	内容	出展者
食育講演会 冷凍王子直伝「時短」「食品ロス削減」のためのフリージング術	ベフロティ株式会社 冷凍生活アドバイザー西川剛史氏による「時短」「食品ロス削減」のための講演と試食	保健予防課
スポーツ教室 「自宅でできる！お手軽トレーニング」	コナミスポーツクラブ株式会社 中島慶太氏による自宅でできるトレーニングの紹介	スポーツでつなぐまちだパートナーズ
健康チェック 血管チェック・ストレスチェック	血管年齢測定やストレスチェック（自律神経測定）	第一生命株式会社
そのまんま料理カードによる食事チェック	料理カードを使用した栄養バランスチェック	町田地域活動栄養士会
かむかむガムテスト	ガムを噛んで噛む力を測定	保健予防課
食品ロスを減らそう	食品ロスや野菜に関するクイズラリー	3R 推進課
まめっ子くんゲーム	お箸を正しく持っているかをゲームで確認	町田市食育ボランティア
まちだすいとんの提供	町田の地域の味「まちだすいとん」を100限定で無料提供	保健予防課
学校給食展示	小学校・中学校給食の実物展示、レシピ配布等	保健給食課

(4) 食育講演会

市民を対象に、食育の周知と推進を図るため、食育フェスの一環として食育講演会を実施している。

食育講演会実施状況 (表 10-5)

テーマ	講師	参加人数
冷凍王子直伝「時短」「食品ロス削減」のためのフリージング術	冷凍生活アドバイザー	64

(5) 食育ボランティアによる共食の普及啓発

2015年、2016年に養成した第1期・第2期食育ボランティアが、食に関するイベントや地域からの依頼で行事食や食文化等の普及啓発活動を実施している。2019年度には第1期食育ボランティアを自主化した。また、第3期食育ボランティアの養成を行った。

食育ボランティア連絡会実施状況 (表 10-6)

日程	内容	参加人数
5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市ボランティア活動災害補償制度について ・今年度の活動予定について ・活動依頼について 	17
7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・食育ボランティア企画活動の検討について ・町田・健康と食を考えるつどいについて ・キラリ☆まちだ祭について 	8
11月19日	勉強会『食で！育む「まちづくり」～協働で紡ぐみんなが主役の食育活動～』 講師：すみだ食育 good ネット顧問	13
2020年 2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告会について ・自主化検討会 	6
2020年 3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度町田市食育ボランティアスケジュールについて ・第2期自主化ごの活動実施について ※新型コロナ感染症予防のため中止	/

食育ボランティア活動実績 (表 10-7)

日程	活動名	内容	場所	活動人数
6月15日	まちだ食育フェス	・まめつかみゲーム「まめっ子くん」	健康福祉会館	6
6月15日	まちだ食育フェス	・まちだすいとん調理実習	健康福祉会館	4
6月28日	子どもセンターまちにおける食育活動	・紙芝居の読み聞かせ	子どもセンター まあち	4
7月9日	生涯学習センターにおける食育活動	・まちだすいとん調理実習、クイズ	生涯学習センター	4
8月16日	ひかり療育園における食育活動	・まちだすいとん調理実習	ひかり療育園	3
9月2日	健康づくり推進員(町田地区)交流会における食育活動	・まちだすいとん調理実習	健康福祉会館	2
10月3日	まちだ・食と健康を考えるつどい	・まめつかみゲーム「まめっ子くん」・野菜クイズ	町田市民ホール	4
10月8日	まちだ名産品販売会における食育活動	・地産地消食育クイズ	町田市役所	2
11月9日	キラリ☆まちだ祭における食育活動	・クイズ「旬の野菜はどれでしょう」 ・アンケート調査	町田シバヒロ	4
11月10日	キラリ☆まちだ祭における食育活動	・クイズ「旬の野菜はどれでしょう」 ・アンケート調査	町田シバヒロ	4
12月15日	グランセリーナ自治会における食育活動	・まちだすいとん調理実習	グランセリーナ自治会	2
12月16日	まち☆ベジ市における食育活動	・この野菜な〜んだゲーム ・アンケート調査	町田市役所	2
2020年 1月22日	自主活動	・本格だしで味わう手打ちうどん	市民フォーラム	8
2月6日	健康づくり推進員(小山地区)交流会における食育活動	・まちだすいとん調理実習	小山市民センター	3
2月8日	さんあーる広場における食育活動	・乾パンDEおしるこ調理	町田シバヒロ	1
2月17日	まち☆ベジ市における食育活動	・食べ物もの知りクイズ	町田市役所	3

(6) 食育ツーリズムの推進

親子が共に食や生産者にふれる機会を増やし、食育に関心を持つことや食に対する感謝の心を育むことを目的に、農業と商業の協働による取組を「食育ツーリズム」として実施している。

食育ツーリズム実施状況 (表 10-8)

開催日	参加人数	実施場所	内容
7月31日	25 (大人11 子ども 14)	南町田ブルーベリー園、 イタリアン「ルーチェ」	野菜・ブルーベリーの収穫体験、イタリアン「ルーチェ」にてパスタ及びピザ作り
1月18日	23 (大人12 子ども 11)	北島牧場、東京みるく 工房ぴゅあ、忠生市民 センター	北島牧場にて搾乳体験、東京みるく工房の見学(バター作り)、忠生市民センターにて独逸屋の店主によるソーセージの調理実習

(7) 6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」の食育活動の強化

6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」にあわせ、主食・主菜・副菜をそろえて食べる機会や、野菜摂取量の増加に向けた食育活動を強化している。

6月の食育月間、毎月19日の「食育の日」の食育活動の実施状況 (表 10-9)

	実施日	内容	実施場所
6月の「食育月間」	①6月3日～6月28日 ②6月20日 ③6月13日～7月11日	①のぼり旗の掲示、パネル展示、リーフレットの配布 ②市庁舎食堂における「まちだすいとん」提供 ③町田市立中央図書館にて食育関連書籍の紹介	①②市庁舎食堂 ③町田市立中央図書館
毎月19日の「食育の日」	4月19日、6月19日、7月19日、8月19日、9月19日、11月19日、12月19日、2月19日、3月19日	①のぼり旗の掲示、パネル展示、リーフレットの配布 ②主食・主菜・副菜を揃えたメニューの提供	市庁舎 食堂

第3期食育ボランティア養成講座（表 10-10）

開催日	内容	講師	参加者数
10/11(金)	食育 ・食育とは（食育基本法、食育ガイド） ・町田市の食育とは（第2次町田市食育推進計画）	保健予防課 管理栄養士	15
	食育ボランティア ・食育ボランティア活動について ・グループワーク		
10/28(月)	共食 ・共食とは（概要） ・家庭や地域で共食を普及するためには	神奈川工科大学 教授	15
	食事マナー ・食事マナーとは（概要） ・食事マナーを習得することで得られる効果（コミュニケーション力、食べ物を大切にする心、健康への影響など）		
11/15(金) (必修)	食の安全（必修） ・食中毒予防 ・食品表示の見方	生活衛生課 食品衛生監視員	13
	噛むこと、口腔機能 ・よく噛むこと（噛ミング30） ・口腔機能について（8020運動） ・町田市の歯科衛生事業	保健予防課 歯科衛生士	
	食品ロスの削減について ・町田市の食品ロスの現状 ・食品ロス削減に向けた町田市の取組	3R 推進課	
12/5(木)	調理実習 ・まちだすいとんについて	保健予防課 管理栄養士	11
	・親子クッキング等の講師になる時の心得及び調理実習	東京家政学院大学 教授	
12/12(木)	行事食・食文化 ・伝統行事を伴う行事食とは（概要） ・一汁三菜、和食の良さ（概要）	合同会社 五穀豊穰代表	13
	今後の活動について ・食育ボランティア登録について ・今後の予定等	保健予防課 管理栄養士	

11 保 健 栄 養

健康増進法に基づき、国民健康・栄養調査、特定給食施設指導及び食品関連事業者支援等を行っている。また、関係部署や関係機関・団体と連携しながら食を通じた健康づくりを推進し、市民を取り巻く食環境の整備を図っている。

(1) 国民健康・栄養調査

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年11月に厚生労働省が実施している調査で、調査内容は、身体状況（身長・体重・血液生化学検査等）、栄養摂取量及び生活習慣・運動の状況等である。

2019年度は、市内の1地区（三輪緑山）が該当であったため、医師、看護師、臨床検査技師、栄養士等による調査班を編成し実施した。

国民栄養調査実施状況 （表 11-1）

調査名		国民健康・栄養調査	
調査地区		三輪緑山	
調査対象	世帯	17	
実施	世帯	3	
	(再掲) 調査 項目別実施 人数	人数	5
		栄養摂取状況	4
		身体状況	5
		生活習慣	5

(2) 連携・調整

食に関わる関係者・関係団体のネットワークを形成し、ライフステージに応じた保健栄養事業を総合的に推進するため、栄養・食生活ネットワーク会議を開催している。

また、市内栄養士の連携・調整を図り、市民の食を通じた健康づくり及び栄養・食生活改善を効果的・効率的に推進するために、栄養業務連絡会を開催している。

関係機関との連絡調整会議の実施状況 (表 11-2)

項目	回数	延べ人数	内容等
栄養・食生活ネットワーク会議	2	30	第1回・講演：「行動を定着させるために必要なこと 野菜レシピ集を活用して野菜を食べよう」 講師：神奈川工科大学教授 第2回・野菜レシピ集（第3弾）を活用した取り組みの報告について
栄養業務連絡会	3	18	<ul style="list-style-type: none"> ・各部署における 2019 年度栄養事業について ・栄養士人材育成プランについて ・食生活改善普及運動について ・災害時の栄養・食生活支援について ・「みんなの健康だより」掲載内容について ・食に関するイベントの開催について

(3) 人材育成

市民の外出・中食の利用が拡大している中、飲食店等において調理業務に携わる方々が市民の食生活に果たす役割は大きい。そこで、調理従事者が栄養や食品衛生に係る知識を習得し、喫食者の健康づくりに配慮できるよう、研修会を開催している。

また、地域で健康づくりを推進するための重要な担い手である地域活動栄養士会（栄養士の資格を活かして、自主的に市民の食生活支援活動を行っている団体）に対し、最新の健康・栄養情報の提供、活動の支援等を行っている。

人材育成実施状況 (表 11-3)

項目	回数	延べ人員	内容等
健康づくり調理師研修会	1	11	講演と調理実習・試食 テーマ 『ムスリム観光客をおもてなし！～ハラール対応のいろは～』 講師 町田調理師専門学校 教員 基本講義 ハラルフード、ヴィーガン、グルテンフリー 実習献立 1 ワカメとみょうがのスープ 2 アチャール 3 ブリとエビとナスのカレー 4 チキンハンバーグトマトソース 5 森の茸のクリームコロッケ 6 イチゴのムース

(4) 特定給食施設等指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は246施設(2020年3月末日)である。管理栄養士・栄養士の配置状況をみると、そのうち管理栄養士のみいる施設は61施設(24.8%)、管理栄養士・栄養士どちらもいる施設は53施設(21.5%)、栄養士のみいる施設は78施設(31.7%)、どちらも配置されていない施設は54施設(22.0%)である。健康増進法第21条第1項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設は、病院6施設である。

これらの特定給食施設等に対して、利用者や家族の健康保持・増進を図ることを目的に、栄養・衛生管理の充実、栄養教育の推進等について各施設の状況に応じた指導を行っている。

給食施設数 (表 11-4)

総 数	246
学 校	59
病 院	19
介護老人保健施設	5
老人福祉施設	31
児童福祉施設	81
社会福祉施設	12
事業所	14
寄 宿 舎	3
矯正施設	-
自衛隊	-
給食センター	-
その他	22

ア 指導状況

巡回(施設を個別に訪問して実地に指導を行う)や来所、電話等による個別指導及び栄養管理講習会、施設種類別給食連絡会等の集団指導を行っている。

栄養管理講習会では、給食施設の管理者、栄養士、調理師等を対象に、行政からの連絡や最新の健康・栄養情報の提供等を行っている。施設種類別連絡会では、各施設における栄養改善の取組の情報交換や研究活動等を行っている。

給食施設指導状況 (表 11-5)

年 度		2017			2018			2019					
区 分		個別指導延べ施設数	集団指導		個別指導延べ施設数	集団指導		個別指導延べ施設数	集団指導				
			(再掲)巡回指導	実施回数		延べ施設数	(再掲)巡回指導		実施回数	延べ施設数	(再掲)巡回指導	実施回数	延べ施設数
	総 数	667	41	25	526	499	51	25	575	485	53	17	408
特定給食施設	1回100食以上又は1日250食以上	380	27		331	279	24		352	287	26		253
	1回300食以上又は1日750食以上	77	1		64	91	13		72	62	6		40
給食施設 その他の	1回100食未満又は1日250食未満	210	13		131	129	14		151	136	2		115

栄養管理講習会実施状況 (表 11-6)

開催日	会場	テーマ	講師	参加施設数	参加人数
5月20日	町田市保健所 中町庁舎 講堂	1 食品衛生に関する最新情報 2 栄養管理報告書について 3 栄養情報提供	保健所食品衛生監視員 保健所栄養指導員	25	26
5月27日	町田市保健所 中町庁舎 講堂	1 食品衛生に関する最新情報 2 栄養管理報告書について 3 栄養情報提供	保健所食品衛生監視員 保健所栄養指導員	66	68
8月20日	町田市保健所 中町庁舎 講堂	「授乳・離乳の支援ガイド」 (2019年版)について	相模女子大学栄養科学 部健康栄養学科教授	45	52
10月7日	町田市庁舎3 階災害対策室	「給食施設における災害対策 について」	日本女子大学家政学部 食物学科	58	61
2020年 1月27日	町田市保健所 中町庁舎 講堂	「妊娠期から高齢期まで、ライ フステージごとの脂質の摂り 方について」	麻布大学生命・環境学 部教授	19	21
2020年 3月5日	町田市保健所 中町庁舎 講堂	「日本人の食摂取基準(2020年 版)の活用」 ※新型コロナウイルス感染症防止のた めに中止	女子栄養大学栄養学部 教授		

イ 給食研究会の育成・支援

給食の運営と技術の向上及び会員相互の親睦を図ることを目的に、市内の病院、高齢者施設等の給食施設からなる「町田集団給食研究会」が組織されている。講演会の開催や優良従業員の表彰等の事業を行い、本研究会の活動・運営を支援に努めている。

ウ 「東京都優良調理師に対する知事賞」及び「特定給食施設等栄養改善知事賞」推薦

市民の保健衛生に貢献した優良な調理師及び特定給食施設を都へ推薦し、公衆衛生の増進を図っている。

[2019年度優良調理師知事賞] 該当者なし

[2019年度特定給食施設等栄養改善知事賞] なごみ第二保育園

(5) 食品関連事業者支援

生活習慣病予防の観点から、外食料理や加工食品等への栄養成分表示が求められている。飲食店等に対しては栄養成分等表示推進を、食品関連事業者等に対しては食品の栄養成分表示の相談を行っている。

ア 外食料理の栄養成分等表示推進

飲食店等において市民が望ましい食を選択し、健康づくりに役立てることができるよう、外食料理の栄養成分表示や食事バランスガイドによる表示の相談を行っている。

イ 食品の栄養成分表示の相談

食品関連事業者に対し、食品に栄養成分表示をする場合の表示方法及び虚偽誇大広告の禁止に係る相談を行っている。

食品関連事業者支援状況 (表 11-7)

年 度	区 分	業者指導件数	
		外食の栄養成分等表示	食品の栄養成分表示・虚偽誇大広告の禁止
2017	個別指導延べ施設数	-	43
	(再掲)巡回指導	-	-
	集団指導 実施回数	1	3
	延べ施設数	21	464
2018	個別指導延べ施設数	-	31
	(再掲)巡回指導	-	-
	集団指導 実施回数	1	2
	延べ施設数	15	399
2019	個別指導延べ施設数	-	59
	(再掲)巡回指導	-	-
	集団指導 実施回数	1	1
	延べ施設数	11	385

12 健康福祉会館事業

健康福祉会館は各種健診・健康教育・健康相談等の保健サービスの充実強化と、高齢者の生きがい教育と社会参加の推進、健やかに老いるための健康づくり等、健康で福祉につながる施策の推進や市民の自主的な健康づくりの拠点となることを目的とした健康、福祉の総合施設である。

(1) 講習室の貸出し

健康福祉会館 4 階の講習室は、市民の自主的な健康づくりの拠点として幅広く利用されている。

講習室の概要 (表 12-1)

面積	281.3 m ² (14.5m×19.4m)	
定員	250 人	
使用時間	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00
	夜間 17:30～22:00	
使用料金	(2019年9月まで)	
	午前	2,350 円
	午後	3,100 円
	夜間	3,100 円
	全日	8,550 円
	(2019年10月から)	
	午前	2,390 円
	午後	3,150 円
	夜間	3,150 円
	全日	8,690 円
関連する法律・例規	町田市健康福祉会館条例 町田市健康福祉会館条例施行規則	
申込方法 その他	原則として使用する日の2か月前から当日まで受け付けている。 窓口申し込みのほか、利用者登録をしている団体は、施設案内予約システムによりインターネット等で申し込みできる。 公的機関が使用する場合の使用料金は、内容により免除	

講習室利用状況 (表 12-2)

月	開館日数	利用件数				利用者数			
		有料	使用料免除	保健所使用	合計	有料	使用料免除	保健所使用	合計
4月	29	48	8	4	60	1,440	824	83	2,347
5月	30	46	10	7	63	1,563	1,030	336	2,929
6月	29	46	11	12	69	1,460	717	614	2,791
7月	31	56	9	8	73	1,731	841	281	2,853
8月	30	50	6	6	62	1,492	398	161	2,051
9月	30	52	4	8	64	1,770	395	202	2,367
10月	30	49	8	9	66	1,585	440	318	2,343
11月	30	51	11	10	72	2,088	1,654	257	3,999
12月	26	47	5	7	59	1,486	300	196	1,982
1月	27	44	9	7	60	1,521	840	205	2,566
2月	27	46	5	11	62	1,440	242	439	2,121
3月	31	24	0	5	29	439	0	120	559
合計	350	559	86	94	739	18,015	7,681	3,212	28,908
月平均	29	47	7	8	62	1,501	640	268	2,409

年度別利用状況 (表 12-3)

年度	開館日数	講習室	
		件数	利用者数
2017	351	841	33,486
2018	349	775	29,807
2019	350	739	28,908

13 成人保健指導事業

成人を対象として、生活習慣病や寝たきりの予防及び健康づくりを目的に、各種講習会、教室、講座、相談を実施している。

(1) 栄養相談

疾病予防や健康増進を図ることを目的に、栄養士による個別相談を行っている。

相談の概要 (表 13-1)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
相談の内容	栄養士による個別相談 年 12 回 要事前申込
実施会場	健康福祉会館・町田市保健所中町庁舎
周知方法	保健予防課チラシ及び町田市ホームページに掲載 町田市成人健康診査実施医療機関から本人へ事業を紹介

※保健師による相談は、希望があれば相談可。

実施状況 (表 13-2)

年度	実施回数	相談者数
2017	12	115
2018	12	117
2019	12	78

(2) 健康教育

成人の健康づくり、生活習慣病予防を目的に、健康福祉会館や地区での集団健康教育（地区健康の集い等）を実施している。

地区健康の集い等の概要 (表 13-3)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	保健師等による講話等 地区組織や健康づくり推進員等の要望からテーマを決めて実施 テーマ:歯周疾患、骨粗しょう症、病態別（肥満・高血圧・心臓病等）、その他健康に関すること 他機関の要望にも対応
実施会場	各地区センター・集会所等

地区健康の集い等の実施状況 (表 13-4)

区分		回数	参加者数	地区組織による活動回数	
地区健康の集い	健康増進等	歯周疾患	10	314	高齢者福祉センター10回
		骨粗しょう症	0	0	
		病態別	0	0	
		一般	2	187	推進員 2
	がん	がん (乳・子宮がん)	0	0	
計		12	501		

(3) 脂質異常症予防講習会

脂質異常症の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。

概要 (表 13-5)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 3 回実施 申込制 脂質異常症予防をテーマに実施 調理実習のみ食材料費として参加費 500 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容 (表 13-6)

区分	内容	対象	実施回数	参加者数
半日コース	保健師・栄養士講話 試食 グループワーク	74 歳以下の 市民	2	27
				32
2 日間コース	保健師・栄養士講話 グループワーク 調理実習 健康運動指導士講話・運動実技 個別相談（希望者のみ）	64 歳以下の 市民	1	46
計			3	105

実施状況（表 13-7）

年度	実施回数	参加者数
2017	3	69
2018	3	47
2019	3	105

（4）糖尿病予防講習会

糖尿病の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。

概要（表 13-8）

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 申込制 糖尿病予防をテーマに実施 調理実習のみ食材料費として参加費 500 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容（表 13-9）

内容	対象	実施回数	参加者数
保健師・栄養士・歯科衛生士講話 健康運動指導士講話・運動実技	64 歳以下の市民	1	9
栄養士講話 調理実習	64 歳以下の市民	1	3

実施状況（表 13-10）

年度	実施回数	参加者数
2017	1	5
2018	1	12
2019	2	12

(5) 測定会

生活習慣の改善及び健康増進を図るためのきっかけづくりとなるよう、保健師・栄養士の講話と測定を実施している。

概要 (表 13-11)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 3 回実施 申込不要 自身の健康状態を振り返り、行動変容のきっかけをつくることを目的に実施
実施会場	健康福祉会館、子どもセンターつるっこ、子どもセンターただ ON
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容 (表 13-12)

内容	対象	回数	参加者数
血管年齢測定	前半の部：女性 後半の部：市民	3	40
骨の健康度測定			23
口の健康チェック			68
しこりチェッカー（乳がん啓発用）			
保健師・栄養士講話			
運動教室（実施 3 回のうち 1 回のみ）			
計			131

実施状況 (表 13-13)

年度	実施回数	参加者数
2017	3	66
2018	3	107
2019	3	131

(6) ヘルスアップクッキング

生活習慣病の予防・改善の動機づけとなるよう、テーマ別の調理実習を実施している。

概要 (表 13-14)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 3 回実施 申込制 食材料費として参加費 500 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容 (表 13-15)

内容	対象	回数	参加者数
デリ・惣菜を使ったアレンジレシピ	市民	1	11
減塩でもおいしい！秋の和食メニュー		1	21
冷凍野菜を活用してもう 1 品！		1	19
計		3	51

実施状況 (表 13-16)

年度	実施回数	参加者数
2017	2	20
2018	3	60
2019	3	51

(7) 親子クッキング

成人事業において介入の難しい子育て世代を対象に子どもと一緒に参加できる運動や調理実習などを行うことで、生活習慣病予防の意識づけとなるよう講習会を実施している。

概要 (表 13-17)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 申込制 保護者が健康を見直す機会をつくることを目的に実施 調理実習は、食材料費として参加費 500 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

概要 (表 13-18)

区分	内容	対象	回数	参加者数
おやつ作りと運動	FC 町田ゼルビア指導員による運動と子どもの身体を育てるおやつ作り	4 歳以上の未就学児とその保護者	1	22
調理実習	手作りナンと夏野菜ドライカレー	小学 1~3 年生のお子様とその保護者	1	25
計			2	47

実施内容 (表 13-19)

年度	実施回数	参加者数
2017	3	45
2018	2	57
2019	2	47

(8) 健康づくり講習会

早期からの生活習慣病予防を目的とし、個々のライフステージや健康度に応じた生活習慣や行動を定着させるための講習会を実施している。

概要 (表 13-20)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 64 歳までの市民を対象とし、若い世代からの健康づくりを促進するためのテーマで実施 食材料費として参加費 500 円を徴収
実施会場	健康福社会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容 (表 13-21)

内容	対象	回数	延参加者数
2 日間のコース制 InBody 測定 保健師・栄養士講話 運動 調理実習	64 歳以下の市民	2	14 8
計			22

実施状況 (表 13-22)

年度	実施回数	延参加者数
2017	2	54
2018	2	21
2019	2	22

14 障がい者等歯科保健推進対策事業

障がい者等の口腔の健全を保ち、健康増進に寄与することを目的に、障がい者等に歯科相談、保健指導を行っている。

(1) 歯科相談・保健指導等実施状況（表 14-1）

年度	実施回数	訪問施設数	実施人数
2017	10	8	213
2018	11	9	234
2019	11	9	238

15 歯科口腔健康診査

歯周疾患等の予防と早期発見・早期治療を目的として、歯科口腔健康診査（問診、口腔内診査、予防指導）を実施している。

（1）事業の概要 （表 15-1）

対象者	実施日現在で 18～70 歳の方
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申し込み 受診回数は年度内 1 回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、予防指導
一部負担金	400 円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、後期高齢者医療被保険者証・高齢受給者証・中国残留邦人等の支援給付受給証明書、妊婦無料クーポン券を持っている方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

（2）年齢別受診状況 （表 15-2）

年度	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
2017	1,735	214	447	1,074
2018	1,574	206	468	900
2019	1,555	198	477	880

（3）年度別受診状況 （表 15-3）

年齢	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
～19	24	6	7	11
20～24	92	17	27	48
25～29	162	20	43	99
30～34	279	37	76	166
35～39	199	24	50	125
40～44	141	26	44	71
45～49	136	16	50	70
50～54	113	12	47	54
55～59	92	13	28	51
60～64	110	10	38	62
65～69	172	14	57	101
70	35	3	10	22
合計	1,555	198	477	880

16 高齢者歯科口腔機能健診

高齢者歯科口腔機能健診を実施することにより、高齢者の口腔機能維持・向上及び全身の健康維持を図ることを目的とする。

問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、歯の清掃状況検査、嚥下機能評価・咀嚼機能評価と、症状に合わせた歯科保健指導（健口体操等）を行っている。

(1) 事業の概要 (表 16-1)

対象者	実施日現在で 71 歳以上の方
関連する法律・条例	健康増進法第 19 条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申込み 受診回数は年度内 1 回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、嚥下機能評価、咀嚼能力評価と、症状に合わせた歯科保健指導(健口体操等)
一部負担金	500 円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、中国残留邦人等の支援給付受給証明書を持参の方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

(2) 年齢別受診人数 (表 16-2)

年度	71-74	75-79	80-84	85-89	90-	計
2017	134	212	143	70	8	567
2018	78	172	128	68	13	459
2019	128	190	114	64	21	517

(3) 年度別受診人数 (表 16-3)

年度	年齢別	異常なし	低リスク	中リスク	高リスク	受診者数
2017	71～74	83	10	27	14	134
	75～84	180	25	106	45	356
	85～	30	5	28	14	77
2018	71～74	48	6	20	4	78
	75～84	159	13	93	35	300
	85～	43	3	23	12	81
2019	71～74	85	8	28	7	128
	75～84	177	18	74	35	304
	85～	39	3	32	11	85

17 高齢者予防接種事業

予防接種法に基づき、インフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種を実施している。また、インフルエンザ予防接種について、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会、稲城市医師会と契約し、南多摩五市相互乗入れを実施している。

(1) 接種の概要 (表 17-1)

○インフルエンザ：

- ・接種日現在、65歳以上の方
- ・接種日現在、60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方

○肺炎球菌：

- ・年度末年齢65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方(未接種者に限る)。
- ・年度末年齢60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方(未接種者に限る)

インフルエンザ	肺炎球菌
予防接種法第2条、第5条	予防接種法第2条、第5条
2019年10月7日～2020年1月31日	2019年4月1日～2020年3月31日
年度内に1回	一人につき1回
2,500円 ※ただし生活保護受給世帯、中国残留邦人等の支援給付受給証明書をお持ちの方は無料	各医療機関の料金から4,000円を引いた額
町田市医師会、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会及び稲城市医師会加入の実施医療機関で接種	町田市医師会加入の実施医療機関で接種

「広報まちだ」(インフルエンザのみ)、「町田市ホームページ」に掲載
各市民センター(インフルエンザのみ)・実施医療機関等にポスター掲示

肺炎球菌は上記に加え、年度末年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方に個別通知

(2) 年度別接種状況 (表 17-2)

年度	実施件数	
	インフルエンザ	肺炎球菌
2017	38,369	7,069
2018	39,895	5,931
2019	43,984	3,629

※インフルエンザは、南多摩五市相互乗り入れ分及び市内施設との契約分を含む

(3) 予防接種助成

指定介護老人福祉施設等に入所されている方に、接種料の一部または全部を助成している。

(4) 助成実施の概要 (表 17-3)

対象者	指定介護老人福祉施設等に入所し、市の委託外医療機関等でインフルエンザまたは肺炎球菌予防接種を受けた方	
	インフルエンザ	肺炎球菌
助成額	一般：2,500円 生活保護等：5,100円	4,000円
関連する法律・例規	町田市施設入所高齢者 予防接種助成金交付要綱	町田市施設入所高齢者 予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による	
周知方法	「広報まちだ」(インフルエンザのみ)、「町田市ホームページ」に掲載	

インフルエンザ年度別助成状況 (表 17-4)

年度	助成件数		
	一般	生保等	合計
2017	66	1	67
2018	68	0	68
2019	60	1	61

※2019年度は5施設と委託契約を結び、助成制度外で接種を実施した

肺炎球菌年度別助成状況 (表 17-5)

年度	助成件数
2017	10
2018	14
2019	13

18 予 防 接 種 事 業

(1) 定期予防接種

予防接種法に基づき、生後 2 か月から小学生までを原則とし、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、定期予防接種を実施している。

接種の概要 (表 18-1)

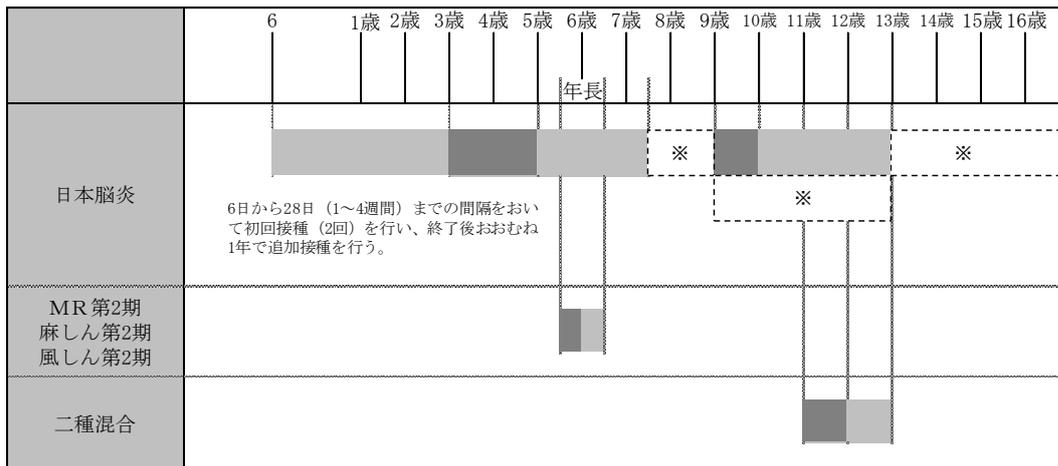
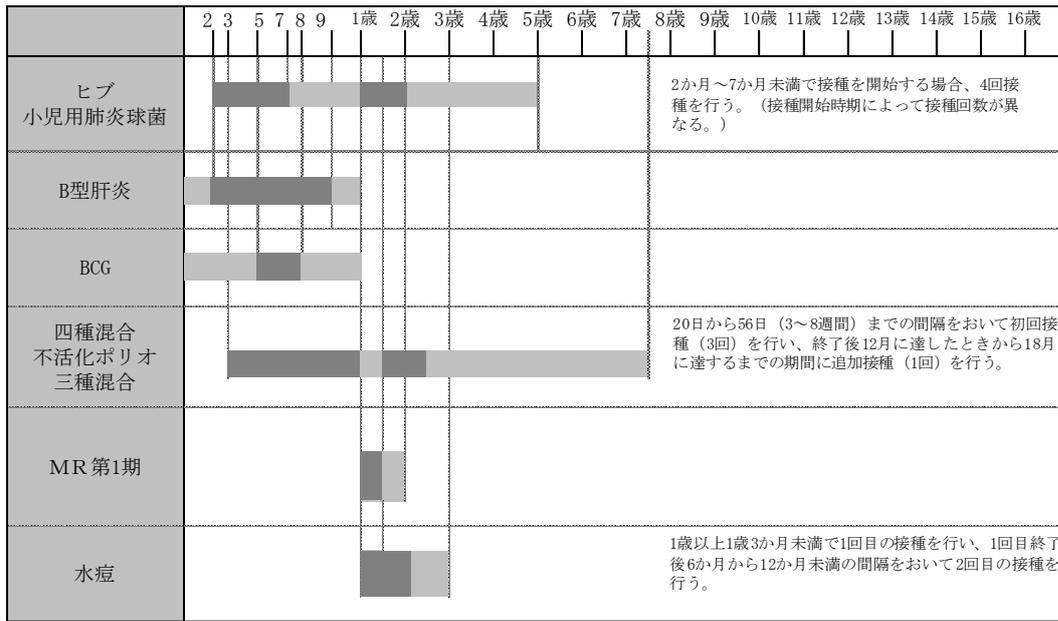
対象者	定期予防接種対象者
関連する法律・例規	予防接種法第 2 条、第 5 条
実施種目	ヒブ、小児用肺炎球菌、B 型肝炎、 四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、不活化ポリオ、 三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、BCG（結核）、 MR（麻しん風しん混合）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、 二種混合（ジフテリア・破傷風）、HPV、風しん第 5 期
実施状況	個別予防接種 町田市医師会加入の指定医療機関で実施
周知方法	最初の接種機会時に、郵送による個別通知（HPVを除く） 町田市ホームページに掲載

接種種目と対象年齢 (表 18-2)

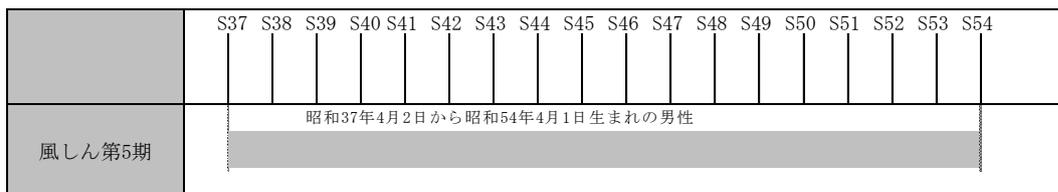
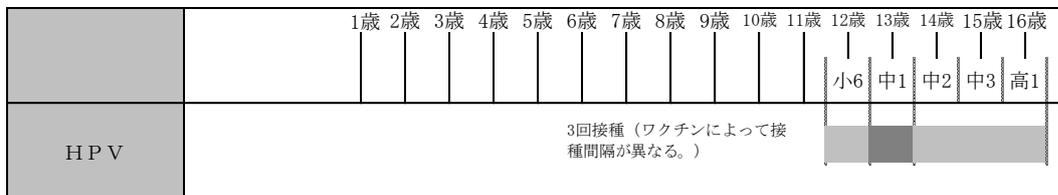
種目		回数	対象年齢
ヒブ		4回※	生後2か月以上5歳未満
小児用肺炎球菌		4回※	
B型肝炎		3回	1歳未満
四種混合 不活化ポリオ 三種混合	第1期	4回	生後3か月以上7歳6か月未満
BCG		1回	1歳未満
MR	第1期	1回	1歳以上2歳未満
麻しん 風しん	第2期	1回	小学校就学前の1年間(4月1日～翌年3月31日) いわゆる幼稚園児等の年長児
風しん	第5期	1回	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
水痘		2回	1歳以上3歳未満
日本脳炎	第1期	3回	生後6か月以上7歳6か月未満
	第2期	1回	9歳以上13歳未満
	特例	1回～4回	2005年の積極的な勧奨差し控えにより機会を逃した ①2000年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、 20歳未満まで定期接種として無料で受けることが可能 ②2007年4月2日～2009年10月1日生まれの方は、 日本脳炎第2期の接種期間中に第1期分を無料で受けることが可能
二種混合	第2期	1回	11歳以上13歳未満
HPV		3回	小学校6年生から高校1年生までの女子

※開始年齢に応じて異なる

定期予防接種 対象年齢早見表 (表 18-3)



※日本脳炎特例：2000年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、20歳未満まで定期予防接種として無料で接種可能。2007年4月2日～2009年10月1日生まれの方は、日本脳炎第2期の接種期間中に第1期分を無料で受けることが可能。



標準的な接種期間 定期的範囲 政令の範囲内にある特例実施年齢

接種者数の年次推移（表 18-4）

予防接種の種類			2017	2018	2019
三種混合	初回	1回目	—	0	0
		2回目	—	0	1
		3回目	—	0	1
	追加		—	1	0
	合計		—	1	2
二種混合		第2期	2,756	3,106	2,938
四種混合	初回	1回目	2,654	2,543	2,416
		2回目	2,679	2,629	2,567
		3回目	2,691	2,629	2,588
	追加		2,995	2,816	2,821
	合計		11,019	10,617	10,392
MR	第1期		2,797	2,758	2,647
	第2期		3,265	3,238	3,127
	合計		6,062	5,996	5,774
麻しん			—	—	—
風しん			—	—	—
風しん第5期			—	—	850
日本脳炎	第1期	1回目	2,962	3,537	3,077
		2回目	2,791	3,524	3,108
		追加	2,666	3,187	3,096
	第2期		2,357	3,466	3,345
	合計		10,776	13,714	12,626
日本脳炎(特例)	第1期	1回目	92	199	114
		2回目	95	217	135
		追加	307	468	314
	第2期		169	258	226
	合計		663	1,142	789
不活化ポリオ	初回	1回目	6	0	0
		2回目	15	2	0
		3回目	35	14	0
	追加		164	32	7
	合計		220	48	7
BCG			2,722	2,552	2,527
ヒブ	初回1回目		2,669	2,493	2,447
	初回2回目		2,664	2,547	2,461
	初回3回目		2,642	2,599	2,464
	追加		2,816	2,759	2,535
	合計		10,791	10,398	9,907
小児用肺炎球菌	初回1回目		2,678	2,494	2,460
	初回2回目		2,667	2,569	2,487
	初回3回目		2,646	2,602	2,533
	追加		2,820	2,729	2,678
	合計		10,811	10,394	10,158
B型肝炎	1回目		2,662	2,481	2,433
	2回目		2,667	2,540	2,464
	3回目		2,753	2,603	2,468
	合計		8,082	7,624	7,365
水痘	1回目		2,811	2,770	2,667
	2回目		2,812	2,684	2,680
	合計		5,623	5,454	5,347
HPV	1回目		18	37	102
	2回目		14	30	84
	3回目		8	20	57
	合計		40	87	243
合計			69,565	71,133	68,925

※相互乗入れ及び市外接種分（助成金対応）を除く

(2) 予防接種助成

里帰りなどの事情により、市外の医療機関で予防接種を受けた方に助成を実施している。

助成実施の概要 (表 18-5)

対象者	特別な事情等により、市外の医療機関で予防接種を受けた方
関連する法律・例規	町田市予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	個別通知を郵送、町田市ホームページに掲載

助成実施状況 (表 18-6)

年度	件数		
	2017	2018	2019
ヒブ	135	106	162
小児用肺炎球菌	135	107	161
B型肝炎	108	78	135
四種混合	95	72	123
三種混合	—	—	—
不活化ポリオ	—	—	—
B C G	11	15	21
MR	23	12	17
麻しん	—	—	—
風しん	—	—	—
水痘	29	16	27
日本脳炎	55	24	31
二種混合	8	2	1
HPV	—	3	1
合計	599	435	679

(3) 相互乗入れ

2015年度から八王子市、日野市、多摩市、稲城市と協定を締結し、南多摩保健医療圏五市相互乗入れを実施している。また、2018年度から相模原市と町田市の二市間において相互乗入れを開始した。

乗入状況（町田市民の他市での接種件数）（表 18-7-1）

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	160	3	46	1	87
小児用肺炎球菌	166	3	49	1	88
B型肝炎	112	4	39	—	62
四種混合	175	1	54	1	86
三種混合	—	—	—	—	—
不活化ポリオ	1	—	1	—	—
BCG	41	—	12	1	23
MR	115	1	27	1	31
麻しん	—	—	—	—	—
風しん	—	—	—	—	—
水痘	93	1	29	2	38
日本脳炎	274	6	48	10	66
二種混合	79	—	6	1	7
HPV	5	—	1	—	—
合計	1,221	19	312	18	488

乗入状況（他市民の町田市での接種件数）（表 18-7-2）

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	34	5	3	26	290
小児用肺炎球菌	34	6	3	25	301
B型肝炎	19	5	3	20	221
四種混合	40	4	4	23	315
三種混合	—	—	—	—	—
不活化ポリオ	—	—	—	—	—
BCG	9	1	1	5	76
MR	24	3	2	1	179
麻しん	—	—	—	—	—
風しん	—	—	—	—	—
水痘	33	3	3	3	168
日本脳炎	59	4	3	9	328
二種混合	2	—	—	—	48
HPV	—	—	—	—	1
合計	254	31	22	112	1,927

(4) 大人の風しん任意予防接種

風しんの流行及びそれに伴う胎児の先天性風しん症候群感染の防止対策として、風しんの任意予防接種への費用助成を実施している。

接種の概要 (表 18-8)

対象者	19歳以上の町田市民で、1. 妊娠を予定または希望する女性 2. 1. の配偶者等同居者 3. 妊婦の配偶者等同居者で、いずれかの条件を満たす方 ※昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を除く
条件	①抗体検査事業の検査結果において低抗体者と判断された場合 ②妊婦健診で低抗体価であった女性が出産後に接種を受ける場合 ③自身で抗体検査を受けたケース等で低抗体価と確認できる場合 ※低抗体価：HI 抗体価：16倍以下、EIA 価：8.0未満
実施期間	2019年4月1日～2020年3月31日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載
自己負担	なし（無料）

年度別接種状況 (表 18-9)

年度	実施件数	
	風しん	MR
2017	134	106
2018	203	583
2019	15	443

(5) MRフォロー予防接種

MR 予防接種を定期の接種回数分受けていない方を対象に、任意予防接種としてフォロー接種を実施している。

接種の概要 (表 18-10)

対象者	①MR ワクチン第 1 期を受けたことがなく、第 2 期を迎える前の方 ②第 2 期の接種期間を経過した 19 歳未満の方で、MR ワクチンの接種回数が 2 回未満の方
接種回数	対象者①：1 回のみ 対象者②：MR 接種を 1 回受けたことがある場合、1 回のみ MR 接種を受けたことが無い場合、2 回まで
実施期間	2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載

年度別接種状況 (表 18-11)

年度	実施件数	
	第 1 期	第 2 期
2017	50	153
2018	135	406
2019	56	172

19 母子健康診査事業

母子保健法に基づき、妊産婦及び乳幼児を対象として、疾病や障がいの早期発見・早期治療を目的に、健康診査・保健指導等を実施している。

(1) 妊婦健康診査

ア 妊婦健康診査

妊婦健康診査は妊産婦及び乳児の死亡率の低下、流産・早産・死産の防止等を図るとともに、妊婦の健康管理を目的として実施している。必要な方には保健指導等も行っている。

健診の概要 (表 19-1)

対象者	妊婦	
関連する法律・例規	母子保健法第 13 条 妊婦健康診査実施要領	
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 都外から転入された方には申し出があった時に交付 東京都内及び相模原市（2004 年 10 月から実施）、横浜市・川崎市・大和市等（2009 年 4 月から実施）近隣市の指定医療機関で個別に受診	
健診内容	妊婦健診 1 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV 抗体(2016 年度から実施)、梅毒血清反応検査、HBs 抗原検査、C 型肝炎(2017 年度までは 2～14 回目)、風疹抗体価検査
	妊婦健診 2～14 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、選択検査(1 項目選択)：クラミジア抗原、経膈超音波、血糖、貧血、B 群溶連菌、NST、HTLV-1
	妊婦超音波検査	超音波検査
	妊婦子宮頸がん検診	子宮頸がん検診
周知方法	冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等	

受診状況 (表 19-2)

区分	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
妊婦健康診査 1 回目	2,422	2,285	137	5.7
妊婦健康診査 2～14 回目	25,843	24,601	1,242	4.8
妊婦健康診査 (妊婦超音波検査)	1,899	1,861	38	2.0
妊婦健康診査 (子宮頸がん検診)	1,936	1,908	28	1.4

年度別受診状況（表 19-3）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2017	2,552	2,395	157	6.2
2018	2,487	2,336	151	6.1
2019	2,422	2,285	137	5.7

○妊婦健康診査 2～14 回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2017	28,651	27,073	1,578	5.5
2018	26,911	25,445	1,466	5.4
2019	25,843	24,601	1,242	4.8

○妊婦健康診査（超音波）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2017	2,179	2,090	89	4.1
2018	2,074	1,994	80	3.9
2019	1,899	1,861	38	2.0

○妊婦健康診査（子宮頸がん）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2017	1,958	1,935	23	1.2
2018	1,960	1,928	32	1.6
2019	1,936	1,908	28	1.4

（2）里帰り出産等における妊婦健康診査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「妊婦健康診査受診票」を使用できない医療機関や助産所で、妊婦健康診査を受診された妊婦に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要（表 19-4）

対象者	①2009年4月1日以降に妊婦健康診査を受診した方 ②妊婦健康診査受診票を使用できない日本国内の医療機関（助産所含む）で妊婦健康診査を受診し、その受診費用を全額自己負担で支払った方 ③妊婦健康診査受診日に町田市の住民であった方
関連する法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込みによる
周知方法	冊子「ぷれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況 (表 19-5)

年度	実施件数	助成額
2017	455	14,715,586
2018	480	14,337,597
2019	449	12,613,514

(3) 新生児聴覚検査

聴覚障害が疑われる新生児等の早期発見及び早期療育を図ることを目的として実施している。

健診の概要 (表 19-6)

対象者	町田市民の方が、出産した新生児		
関連する法律・例規	町田市新生児聴覚検査実施要領		
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 都外から転入された方には申し出があった時に交付 東京都内及び相模原市、大和市、横浜市、川崎市等近隣市の指定医療機関で個別に受診（原則出生した医療機関にて生後 50 日に達する日までに受診） ※2019 年度から東京都共通方式で実施 ※2017 年度～2018 年度は、町田市独自で実施（市内及び近隣市の指定医療機関で生後 1 か月未満に個別で受診）		
健診内容	初回検査	耳音響放射検査（OAE）または自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）	
周知方法	冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等		

年度別受診状況 (表 19-7)

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2017	1,678	1,653	25	1.5
2018	1,661	1,649	12	0.7
2019	1,654	1,641	13	0.8

(4) 里帰り出産等における新生児聴覚検査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「新生児聴覚検査受診票」を使用できない医療機関で新生児聴覚検査を受診された方に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要 (表 19-8)

対象者	①町田市民の方が、出産した新生児 ②原則生後 50 日に達する日まで (2019 年 3 月までに生まれた方は、生後 1 か月未満) に、新生児聴覚検査受診票を使用できない日本国内の医療機関で新生児聴覚検査を受診し、その検査費用を全額自己負担で支払った方 ③新生児聴覚検査受診日に母親が町田市の住民であった方
関連する法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込みによる
周知方法	冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況 (表 19-9)

年度	実施件数	助成額
2017	236	700,560
2018	373	1,099,580
2019	338	1,006,700

(5) 乳幼児健康診査

乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を行い、身体発育・精神発達の重要な時期に健康診査を実施している。1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査は同時に歯科健診も行っている。

また、必要に応じて栄養相談、保育相談、心理相談、歯科保健指導、視能訓練士による検査 (3 歳児健診のみ) を実施し、異常の見られる乳幼児に対しては医療機関紹介、経過観察健診、発達健診などで継続指導を実施している。

健診の概要 (表 19-10)

関連する法律・例規	母子保健法第 12・13 条。町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳児健康診査 (6 か月児・9 か月児) 実施要領 町田市 1 歳 6 か月児健康診査実施要領 町田市 3 歳児健康診査実施要領
一部負担金	なし
周知方法	個別に通知 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

健診の内容・対象 (表 19-11)

区分	対象・内容
3～4 か月児健康診査	対象は 3～4 か月の乳児 通知時期は 3 か月 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで年 60 回実施 内容は診察・身体計測・集団指導・個別相談（栄養・保育・歯科） 小児科医師 3 人（鶴川保健センター、小山市民センター、忠生保健センターは 2 人）出動
6～7 か月児健康診査	対象は 6～7 か月の乳児 通知時期は 5 か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
9～10 か月児健康診査	対象は 9～10 か月の乳児 通知時期は 5 か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
1 歳 6 か月児健康診査	対象は満 1 歳 6 か月を越え満 2 歳に達しない幼児 通知時期は 1 歳 5 か月 医科は町田市内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 歯科は健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで年 54 回実施 歯科医師 2 人出動 歯科健診と同時に保育相談を実施 内容は診察（小児科・歯科）・身体測定・個別相談（栄養・保育・心理）
3 歳児健康診査	対象は満 3 歳を越え満 4 歳に達しない幼児 通知時期は 3 歳 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで医科・歯科の健診を年 60 回実施 内容は診察（小児科・歯科）・身体測定・視力・聴覚・尿検査・集団指導・個別相談（栄養・保育・心理） 小児科医師 3 人、歯科医師 2 人、視能訓練士 1 人（鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターは小児科医師 2 人、歯科医師 2 人、視能訓練士 1 人）出動

3～4 か月児健康診査受信状況 (人) (表 19-12)

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	異常なし	有所見者数
2017	60	2,763	2,707	98.0	2,051	656
2018	60	2,700	2,626	97.3	1,962	664
2019	60	2,595	2,506	96.6	1,889	617

3～4 か月児健康診査結果 (表 19-13)

区分	精密健診	受診 (治療) 勸奨	他 機関 管理中	経過 観察	一時的 指導	合計
有所見延人数	65	123	220	32	254	694
発育	4	1	4	13	32	54
皮膚	5	98	137	0	131	371
頭頸部	5	1	2	2	6	16
顔面口腔	2	1	8	0	5	16
眼	6	3	0	0	4	13
耳鼻咽喉	1	3	7	0	6	17
胸部・腹部	4	6	29	0	16	55
そけい外陰部	3	3	14	0	9	29
背部	1	0	0	0	0	1
四肢	29	2	3	0	2	36
発達・神経	5	3	6	15	10	39
その他	0	2	10	2	33	47

3～4 か月児健康診査結果 (表 19-14)

年度	受診者数	判定内訳							
		問題 なし	問題 あり	疑い	不明	当院で 行う	市で 行う	他機関 管理中	その他
2017	2,647	2,408	136	90	13	843	7	56	4
2018	2,676	2,406	168	95	7	916	8	57	1
2019	2,598	2,380	124	84	10	911	10	54	2

9～10 か月児健康診査受信状況 (表 19-15)

年度	受診者 数	判定内訳							
		問題 なし	問題 あり	疑い	不明	当院で 行う	市で 行う	他機関 管理中	その他
2017	2,675	2,473	129	61	12	818	18	49	3
2018	2,631	2,432	122	69	8	796	14	47	1
2019	2,553	2,360	106	83	4	875	9	39	1

1歳6か月児健康診査受信状況 (表 19-16)

年度	通知件数	受診者数	受診率	判定内訳	
				異常なし	有所見者数
2017	3,062	2,921	95.4	2,742	179
2018	2,902	2,716	93.6	2,526	190
2019	2,905	2,709	93.6	2,515	194

※1歳6か月児歯科健康診査の概要・受診状況は、表 19-30～表 19-35 参照

3歳児健康診査受信状況 (表 19-17)

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	判定内訳	
					異常なし	有所見者数
2017	60	3,303	3,045	92.2	2,383	662
2018	60	3,276	3,040	92.8	2,342	698
2019	60	3,125	2,828	90.5	2,121	707

※3歳児歯科健康診査の概要・受診状況は、表 19-30～表 19-35 参照

3歳児健康診査結果 (表 19-18)

区分	精密健診	受診 (治療) 勸奨	他機関 管理中	経過 観察	一時的 指導	合計
有所見延人数	202	49	247	12	396	906
発育	4	6	8	3	36	57
皮膚	1	28	57	0	33	119
顔面・口腔・頭頸部	0	2	1	1	0	4
眼	153	3	27	2	9	194
耳鼻咽喉	11	8	14	2	54	89
胸部腹部	6	2	14	0	5	27
そけい外陰部	7	5	3	0	8	23
背部四肢	3	4	0	0	1	8
運動	0	0	3	0	2	5
精神	0	1	34	1	59	95
言語	1	0	51	1	101	154
日常習慣	0	1	3	0	33	37
その他	2	3	5	0	41	51
尿蛋白陽性(再掲)	6	0	0	2	14	22

3歳児健康診査（視力・張力）結果（表 19-19）

区分	受診者数	判定内訳				要精密率
		異常なし	要再検査	要精密	その他	
視力	2,828	2,610	1	153	64	5.4
聴力	2,828	2,694	51	11	72	0.4

3歳児健康診査（心理相談）結果（表 19-20）

区分	相談項目延数	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭環境の問題	疾患障害の疑い	その他
要精密	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0
要継続	336	0	31	103	5	70	93	5	11	4	14	0
助言のみ	158	0	13	56	3	47	21	3	8	5	2	0
特になし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	498	0	45	160	8	117	114	8	19	9	18	0

（6）乳幼児経過観察・発達健康診査

一般健康診査の受診結果で要経過観察と判断された子や、運動・精神発達に遅延等が疑われる子に対して定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努めることを目的に、経過観察・発達健康診査を実施している。また、必要に応じて栄養・保育相談を実施し、有所見者に対しては医療機関、療育機関等の紹介をして継続指導を行っている。

健診の概要（表 19-21）

関連する法律・例規	母子保健法第 12・13 条 町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳幼児発達健康診査実施要領 町田市 1 歳 6 か月児健康診査実施要領 町田市 3 歳児健康診査実施要領
-----------	--

健診の内容・対象 (表 19-22)

区分	内容	対象
乳幼児経過観察 健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 12 回実施	各健診の結果、要経過観察と判断された子 また、健診が必要と判断された子
乳幼児発達健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 12 回実施	各健診の結果、運動・精神発達遅延等が疑われ、発達面での経過観察が必要と判断された子 また、健診が必要と判断された子
経過観察健康診査 (心理個別)	予約制 健康福祉会館、各健診会場で実施 1 歳 6 か月児健診で年 36 回 3 歳児健診で 34 回の経過観察を実施 心理相談員出動	1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の結果、心理面で要経過観察と判断された子 また、心理面の健診が必要と判断された子
経過観察健康診査 (心理集団)	予約制 健康福祉会館で実施 年 48 回 (月 2 回、4 か月コース) の経過観察を実施 心理相談員出動	1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の結果、心理面で要経過観察と判断された子 また、心理面の健診が必要と判断された子

乳幼児経過観察健康診査受信状況 (表 19-23)

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数
2017	11	40	31	77.5	15
2018	11	47	43	91.5	5
2019	11	31	31	100.0	4

乳幼児発達健康診査受信状況 (表 19-24)

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数
2017	11	43	41	95.3	5
2018	12	51	47	92.2	8
2019	10	30	24	80.0	5

1歳6か月児経過観察健康診査（心理）実施状況（表 19-25）

年度	1歳6か月経過観察		3歳児経過観察	
	実施回数	来所者数	実施回数	参加者実数
2017	36	359	34	334
2018	36	379	34	349
2019	36	329	34	309

3歳児経過観察健康診査（心理）実施状況（表 19-26）

年度	集団		
	実施回数	参加者実数	参加者延数
2017	48	68	412
2018	48	55	324
2019	38	54	285

（5）妊婦・乳幼児精密健康診査

各健康診査の結果、診断の確定について不十分な点を補うべく、専門医療機関で精密検査を行い、各健康診査の強化を図ることを目的に実施している。

健診の概要（表 19-27）

対象者	各健康診査で精密健康診査が必要と判断された方	
	対象年齢	
	妊婦精密健康診査	なし
	乳幼児精密健康診査	満1歳未満
	1歳6か月児精密健康診査	1歳6か月～満2歳未満
	3歳児精密健康診査	3歳～満4歳未満
関連する法律・例規	母子保健法第12・13条 町田市精密健康診査実施要領	

精密健康診査受診状況（表 19-28）

年度	妊婦精密健康診査			乳児精密健康診査			1歳6か月児精密健康診査		
	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数
2017	0	0	0	68	71	41	1	0	0
2018	0	0	0	77	70	47	1	1	0
2019	0	0	0	68	68	47	2	2	0

年度	3歳児精密健康診査			合計		
	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数
2017	159	158	143	237	229	190
2018	202	136	115	280	207	162
2019	188	188	169	258	258	216

○受診票発行数---年度内に発行した受診票の対象者数

○結果把握数---年度内に把握した結果の数で、年度をまたがっている場合がある

○有所見者数---結果把握数のうち、所見があった方の数

（6）母子歯科健康診査

ア 妊婦歯科健康診査

妊婦の歯科疾患の早期発見・早期治療を図ることを目的に実施している。

健診の概要（表 19-29）

対象者	町田市在住の妊婦（妊婦無料クーポンをお持ちの方）
関連する 法律・例規	母子保健法第13条 町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診方法	妊娠届受理時に配布する「母と子の保健バッグ」に妊婦無料クーポンを封入 歯科口腔健康診査実施歯科医院に直接申し込みをした上で受診
健診の内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、清掃等の状況検査、予防指導
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ぶれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

イ 幼児歯科健康診査

幼児へのむし歯予防の一環として、歯科健康診査とむし歯予防の処置を実施している。
また、保護者のむし歯予防への関心を高めるために、歯科保健指導や歯みがき指導等も実施している。

健診・指導の概要（表 19-30）

事業名一覧	1歳6か月児歯科健康診査 2歳児歯科健康診査 2歳6か月児歯科健康診査 3歳児歯科健康診査 離乳食講習会後期 むし歯予防教室 園児むし歯予防教室
対象者	おおむね8か月児から4歳未満児まで 園児むし歯予防教室は保育園・幼稚園児（0歳児～5歳児）
関連する法律・例規	母子保健法第13条 町田市産婦健康診査実施要領
実施会場	1歳6か月児歯科健康診査と3歳児歯科健康診査は健康福祉会館、鶴川保健センター、忠生保健センター、小山市民センターで実施 2歳児歯科健康診査、2歳6か月児歯科健康診査は健康福祉会館と2016年度より忠生保健センター、2017年度より鶴川保健センターでも実施 園児むし歯予防教室は希望する保育園・幼稚園に歯科衛生士が訪問して実施
周知方法	個別に通知 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

対象者と内容（表 19-31）

事業名	対象者	内容
離乳食講習会後期	8～9か月児	健康福祉会館で年14回、鶴川保健センターで4回実施 歯科衛生士が歯科健康教育を実施
1歳6か月児歯科健康診査	満1歳6か月を越え満2歳に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健センター・小山市民センターで年54回実施 健診、歯科保健指導を実施。歯科医師2人出動
2歳児歯科健康診査	満2歳を越え満2歳6か月に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健センターで年35回実施 健診、歯科保健指導、フッ素塗布を実施 歯科医師2人出動
2歳6か月児歯科健康診査	満2歳6か月を越え満3歳に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健センターで年33回実施 健診、歯科保健指導、フッ素塗布を実施 歯科医師2人出動
3歳児歯科健康診査	満3歳を超え満4歳に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健センター・小山市民センターで年60回実施 健診、歯科保健指導を実施 歯科医師2人出動
むし歯予防教室	1歳6か月児歯科健診終了児 （～2歳未満） 予約制	健康福祉会館、鶴川保健センターで年8回実施 歯科衛生士がむし歯予防指導、歯みがき指導を実施 栄養士が正しい食生活を指導
園児むし歯予防教室	保育園児（0歳児～5歳児）	希望する保育園に歯科衛生士が訪問年73回実施 歯科保健指導、歯みがき指導、歯垢の染め出し等を実施

歯科健康診査受診状況（表 19-32）

区分	実施回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子		
			O1	O2	A	B	C
1歳6か月児歯科健康診査	54	2,692	872	1,794	21	3	2
2歳児歯科健康診査	35	2,372	1,034	1,269	52	12	5
2歳6か月児歯科健康診査	33	2,240	897	1,238	84	19	2
3歳児歯科健康診査	60	2,813	1,674	912	172	47	8
合計	182	10,117	4,477	5,213	329	81	17

※記号の説明

O1：う蝕がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子

O2：う蝕はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にう蝕罹患の不安がある子

A：上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみにう蝕のある子

B：臼歯部、及び上顎前歯部にう蝕のある子

C：下顎前歯部を含む他の部位にう蝕のある子

歯科保健指導等実施状況（表 19-33）

区分	実施回数	受診者数 参加者数	歯科 保健指導	歯みがき 指導	スケーリング (歯石除去)	ポリッシング (色素沈着除去)
離乳食講習会後期	16	317	317	—	—	—
1歳6か月児歯科健康診査	54	2,692	※	871	63	33
2歳児歯科健康診査	35	2,372	※	842	92	89
2歳6か月児歯科健康診査	33	2,240	※	398	61	91
3歳児歯科健康診査	60	2,813	※	249	51	75
むし歯予防教室	8	58	58	58	—	—
園児むし歯予防教室	73	5,436	5,436	2,999	—	—
子育てひろば	5	120	120	—	—	—

※歯科医師、歯科衛生士による個別指導の延べ件数

フッ素塗布受診状況（表 19-34）

区分	むし歯のある子		フッ素塗布		
	総数	総本数	回数	総数	総本数
1歳6か月児	26	86	—	—	—
2歳児	69	208	35	2,177	36,675
2歳6か月児	105	303	33	2,071	39,278
3歳児	227	671	—	—	—
合計	427	1,268	68	4,248	75,953

※フッ素塗布は2歳児と2歳6か月児に実施

年度別受診状況（表 19-35）

1歳6か月児歯科健康診査								
年度	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			
			O1	O2	A	B	C	
2017	54	2,824	825	1,974	21	3	1	
2018	54	2,599	722	1,848	24	3	2	
2019	54	2,692	872	1,794	21	3	2	

2歳児歯科健康診査								
年度	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			フッ素塗布 受診者数
			O1	O2	A	B	C	
2017	35	2,466	977	1,437	46	3	3	2,302
2018	35	2,422	971	1,396	44	8	3	2,269
2019	35	2,372	1,034	1,269	52	12	5	2,177

2歳6か月児歯科健康診査								
年度	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			フッ素塗布 受診者数
			O1	O2	A	B	C	
2017	33	2,330	876	1,353	85	15	1	2,147
2018	33	2,460	914	1,452	76	11	7	2,147
2019	33	2,240	897	1,238	84	19	2	2,071

3歳児歯科健康診査								
年度	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			
			O1	O2	A	B	C	
2017	60	3,032	1,662	1,052	248	54	16	
2018	60	2,026	1,779	1,021	170	48	8	
2019	60	2,813	1,674	912	172	47	8	

むし歯予防教室					園児むし歯予防教室			
年度	回数	参加者数	歯科	歯ブラシ	回数	参加者数	歯科	歯ブラシ
			保健指導	指導			保健指導	指導
2017	24	87	87	87	71	5,488	5,488	2,488
2018	12	80	80	80	72	5,578	5,578	2,799
2019	8	58	58	58	73	5,436	5,436	2,999

※記号の説明 O1：う蝕がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子

O2：う蝕はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にう蝕罹患の不安がある子

A：上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみとう蝕のある子

B：臼歯部、及び上顎前歯部とう蝕のある子 C：下顎前歯部を含む他の部位とう蝕のある子

20 母子保健指導事業

(1) 母親学級

ア 母親学級母性科（母親学級）

妊婦を対象に妊娠中の衛生・栄養・出産の正しい知識・産褥期の注意・新生児の保育等の指導を実施し、母子の健康の増進を図っている。

学級の概要（表 20-1）

対象者	妊娠 16 週～35 週までの初妊婦の方とその夫
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館
学級の内容	A コース（2 日間）助産師、歯科衛生士、栄養士等による講話や実技 B コース（1 日）助産師・保健師による沐浴、妊婦体験、新生児の保育体験 それぞれ年 11 回 申し込み制
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ぶれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

学級の日程（表 20-2）

程 日	内 容	参加者数	
A	オリエンテーション	助産師	
	一 目	こころとからだの変化	妊婦 119
	二 目	歯の衛生	夫 20
	三 目	栄養と食生活	合計 139
B	分娩経過	助産師	妊婦 150
	お産の時のリラックス法		夫 25
	産後のライフスタイル		合計 175
B	オリエンテーション	保健師	妊婦 362
	沐浴体験、新生児の保育体験、妊婦体験	保健師	夫 345
		助産師	合計 707
合計		1021	

実施状況（表 20-3）

年度	実施回数	日数	参加者数
2017	各コース年 12 回実施	36	1,133
2018	各コース年 12 回実施	36	1,044
2019	各コース年 11 回実施	33	1,021

イ プレママクッキング

妊娠中の適切な食生活を、調理実習を通して学ぶとともに、生涯にわたる健康的な食習慣につなげることを目的として実施している。

事業の概要 (表 20-4)

対象者	妊娠 16 週～35 週までの町田市在住の妊婦
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館
事業の内容	栄養士による講話 調理実習 会食 12 回実施 申し込み制 食材料費として参加費 500 円を徴収
周知方法	母子バッグへのチラシ封入 「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況 (表 20-5)

年度	実施回数	参加者数
2017	12	151
2018	12	90
2019	10	79

2019 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で 2 回中止

ウ 多胎児の会

多胎児を育てている方、これから出産予定の方を対象に、情報交換や遊び等を通じて子育てを支援することを目的に、母親学級育児科の事業として実施している。

実施状況 (表 20-6)

日程	会場	参加者数		合計
		大人	子	
7 月 29 日	健康福祉会館	16	30	46
11 月 25 日	健康福祉会館	10	20	30
2 月 20 日	健康福祉会館	14	26	40
	合計 (3 回実施)	40	76	116

(2) 健康教育

ア 栄養健康教育

小児の食物アレルギーの有病率が増加しているなか、食物アレルギーの正しい知識の普及と情報提供を図るとともに、保護者の不安を和らげることを目的とし年2回の講演会を実施している。

講座の内容 (表 20-7)

対象者	食物アレルギー等の心配がある乳幼児の保護者、市内の給食施設職員
関連する法律・例規	アレルギー疾患対策基本法 母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館、町田市保健所中町庁舎
講習の内容	小児科医師による食物アレルギーに関する講演 年2回実施
周知方法	「広報まちだ」、チラシ

講座の内容・実施状況 (表 20-8)

日時	対象者	内容	講師	参加者数	
10月29日	食物アレルギーやアトピー性皮膚炎の心配がある乳幼児の保護者	食物アレルギーとアトピー性皮膚炎のために明日からできること	独立行政法人 国立病院機構 相模原病院 小児科医	大人	31
				子	21
				合計	52
11月22日	市内の給食施設職員	専門医が教える！食物アレルギーの知識と対応	相模原病院 小児科医	大人	62
				子	
				合計	62
			合計(2回実施)	大人	93
				子	21
				合計	114

イ 離乳食講習会

乳児の栄養・食生活を母親に理解させ、乳児の健康増進を図るとともに、乳児と保護者の交流を通して社会性を育てることを目的として実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消及び情報交換の場として位置づけている。

講習の概要 (表 20-9)

対象者	4～6 か月児・8～10 か月児の保護者
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要綱
実施会場	健康福祉会館 鶴川保健センター
講習の内容	栄養士・歯科衛生士・保育士による講話 グループ相談 試食等 初期(4～6 か月児の保護者が対象) 後期(8～10 か月児の保護者が対象) 年42回実施(初期24回・後期18回) 申し込み制
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

講習内容 (表 20-10)

区分	対象	内容	従事者
初期	4～6 か月児の保護者	離乳食初期について 試食 グループ相談	栄養士 保育士
後期	8～10 か月児の保護者	離乳食後期について むし歯予防について 保育について 試食 グループ相談	栄養士 歯科衛生士 保育士

実施状況 (表 20-11)

区分	回数	申込者数	参加者数			個別 相談者
			申込者	申込者以外	子供	
初期	22	633	558	77	505	2
後期	16	382	317	25	294	0
合計	38	1,015	875	102	799	2

2019年度は新型コロナウイルス感染症の影響で初期2回、後期2回(年間計4回)中止

年度別実施状況 (表 20-12)

年度	回数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子供
2017	42	1,001	103	917
2018	42	1,011	1007	904
2019	38	875	102	799

ウ 幼児食講習会

離乳食講習会と同様に、幼児の栄養・食生活を理解してもらうとともに、幼児の健康増進を図り、幼児と保護者の交流を通して、地域性を育てることを目的に実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消の場として位置づけている。

講習の概要 (表 20-13)

対象者	1歳6か月～2歳0か月の子と保護者
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要綱
実施会場	健康福祉会館
講習の内容	栄養士・保育士による講話 親子の遊び グループ相談 試食等 年8回実施 申し込み制
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況 (表 20-14)

回数	申込者数	参加者数			個別 相談者
		申込者	申込者以外	子供	
7	170	125	4	123	0

2019年度は新型コロナウイルス感染症の影響で1回中止

年度別実施状況 (表 20-15)

年度	回数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子供
2017	8	167	8	164
2018	8	160	7	161
2019	7	125	4	123

(3) 健康相談

母子の健康を維持することを目的に、乳幼児の身長・体重測定、保育相談、栄養相談と産後の母体の相談、歯やお口の相談等を健康福祉会館及び各市民センター等で、定期的に保健師、助産師、栄養士及び歯科衛生士が実施している。

ア 乳幼児相談

保育相談、栄養相談、歯科相談、乳幼児の身長・体重測定等を実施している。

相談の概要 (表 20-16)

対象者	2 か月～就学前までの子と親
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条
実施会場	健康福祉会館 鶴川保健センター 子どもセンター「ばあん」 忠生保健センター 小山市民センター
相談内容	保健師・栄養士・歯科衛生士による相談 乳幼児の身長・体重測定 相談内容：子育て、栄養、乳幼児の身体、お口のケア法等 母性相談と同時に、年 60 回実施 事前の申し込みは不要
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

会場別実施状況 (表 20-17)

会 場	実施回数	来所者数	平均 来所者数
健康福祉会館	22	1,740	79.1
鶴川保健センター	11	732	66.5
子どもセンター「ばあん」	11	794	72.2
忠生市民センター	11	381	34.6
小山市民センター	5	117	23.4
合 計	60	3,764	62.7

年度別実施状況 (表 20-18)

年度	実施回数	来所者数	会場別来所者数				
			健康福祉会館	鶴川保健センター※	子どもセンター「ばあん」	忠生市民センター	小山市民センター
2017	66	5,364	2,607	957	995	655	150
2018	66	4,780	2,027	1,025	962	565	201
2019	60	3,764	1,740	732	794	381	117

イ 母性相談

母親の健康を守るため、産後の母体の相談等を実施している。

相談の概要 (表 20-19)

対象者	2 か月～就学前までの子の母親
関連する法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福祉会館 鶴川保健センター 子どもセンター「ばあん」 忠生保健センター 小山市民センター
相談内容	助産師による相談 相談内容：産後の母体の相談等 乳幼児相談と同時に、年60回実施 事前の申し込みは不要
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

会場別実施状況 (表 20-20)

会場	実施回数	相談者数	平均 相談者数
健康福祉会館	22	258	11.7
鶴川保健センター	11	123	11.2
子どもセンター「ばあん」	11	90	8.2
忠生市民センター	11	62	5.6
小山市民センター	5	26	5.2
合計	60	559	9.3

年度別実施状況 (表 20-21)

年度	実施回数	相談者数	会場別相談者数				
			健康福祉会館	鶴川保健センター※	子どもセンター「ばあん」	忠生保健センター	小山市民センター
2017	66	911	464	191	113	112	31
2018	66	795	345	219	107	91	33
2019	60	559	258	123	90	62	26

ウ 母性保健相談・母乳育児相談

妊産婦の健康や母乳・育児の相談を通じて、女性の一生を通じた健康づくりを支援するために実施している。また、産後の母親の健康や健やかな子育ての知識の普及を目的に、家族計画実地指導を実施している。

相談の概要 (表 20-22)

対象者	女性の方 特に思春期・妊産婦・更年期の方
関連する法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福祉会館
相談内容	助産師による相談 思春期・妊産婦・更年期等の保健相談、乳房管理の相談 乳房マッサージ、家族計画相談 (乳房マッサージ・来所相談は予約制) 電話相談も実施 毎週木曜日に実施(祝日・年末年始を除く)
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況 (表 20-23)

年度	実施回数	相談者数
2017	49	529
2018	49	516
2019	50	488

(4) 乳幼児栄養食品支給

乳幼児の栄養改善指導の一環で、その家庭に対して、その栄養強化のために必要な食品(粉乳)を無償で支給している。

支給の概要 (表 20-24)

対象者	下記の①～③のいずれかに該当する方 ①生活保護を受けている世帯の乳幼児 ②当該年度の市民税が非課税、または全額減免された世帯の乳幼児 ③中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯の乳幼児 ただし、健康診査等の結果、医師により栄養強化を行うことが必要と認められた場合に限る
関連する法律・例規	母子保健法第14条 町田市乳幼児栄養食品支給要領
申請方法	申請の際には母子健康手帳、要件を証明する書類が必要
支給方法	粉乳を自宅に配送
支給期間	生後4か月から1歳の誕生日まで
周知方法	冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

※2019年度は該当者がいないため、実績は0件

(5) 母子健康手帳の交付

妊娠届を受理した後、母子健康手帳を交付している。

手帳交付の概要 (表 20-25)

対象者	妊娠届出書を提出した妊婦
関連する法律・例規	母子保健法第 15・16 条
目的	妊娠中の経過・出産の状況・各種健康診査・予防接種の記録等、健康保持を図る
交付方法	妊娠届を受理した際に、保健予防課、各市民センター等で直接交付 外国語版の手帳も交付（英語・中国語・ハンゲル語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・インドネシア語・タイ語・ベトナム語）
周知方法	冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

日本語版交付状況等 (表 20-26)

年度	妊娠届受理件数	手帳交付件数
2017	2,787	2,845
2018	2,723	2,770
2019	2,620	2,673

(6) 出産・子育てしっかりサポート事業

妊娠中の様々な不安を軽減し、安心して出産を迎えていただくため、市内在住の全ての妊婦を対象として専門職（保健師等）が面接を行い、妊娠期から就学前まで支援を行っている。

事業概要 (表 20-27)

対象者	町田市在住の妊婦
関連する法律・例規	町田市出産・子育てしっかりサポート事業実施要領
面接会場	保健予防課（市庁舎・健康福祉会館・保健所中町庁舎・鶴川保健センター）、各市民センター等（会場ごとに月 1～2 回実施）
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師等が妊婦と面接をし、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握する ・面接終了後に出産・子育て応援商品券を配布する ・心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者等に対して「支援計画書」を作成し、乳幼児健診等にてその効果検証を行いながら、就学前まで支援していく

面接実施状況 (表 20-28)

年度	2017	2018	2019
面接件数	2,560	2,481	2,408

(7) 産後ケア事業

産褥期における母親の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的として、家族等から援助を受けることが困難で、育児支援を必要とする母子に対して、心身のケア、育児の支援等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を実施している。

事業の概要 (表 20-29)

対象	町田市在住の生後3か月未満の乳児及びその母親で、家族等から家事・育児等の支援が得られない方のうち、体調不良や授乳・育児に不安がある方 その他、特に支援が必要と認められる方
関連する法律・例規	町田市産後ケア事業実施要領
実施施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ としの助産院 ・ 新百合ヶ丘総合病院 ・ 町田市民病院 ・ marimo 助産院
事業の内容	宿泊型ショートステイもしくは日帰り型デイケアにより、以下の内容を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 母体ケア（母体の健康状態の確認、乳房ケア等） ・ 乳児ケア（乳児の健康状態の確認等） ・ 育児相談、授乳指導、沐浴指導、休息、食事の提供等

実施状況 (表 20-30)

年度	2017	2018	2019
申請者数	47	130	139
利用者数	31	70	65
日帰り型利用日数（延べ）	19	25	16
宿泊型利用日数（延べ）	119	230	255

(8) 母子保健訪問事業

ア 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

必要に応じて妊産婦・新生児・乳幼児等の家庭に、保健師や助産師または看護師が訪問して、指導・助言を実施している。

訪問の概要 (表 20-31)

対象者 ※	妊産婦	妊娠中、あるいは産後1年を経過しない女性
	新生児	生後28日未満の新生児 ただし、里帰り等の事情がある場合は28日を超えても訪問可能 出生通知票により対象を把握 ・主に第1子の方等：保健師または助産師が訪問 ・主に第2子以降の方：看護師が訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）
	乳幼児等	3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健診未受診の方 上記以外の希望する方や必要と思われる方
関連する法律・例規	母子保健法第11・17条 児童福祉法第21条 町田市新生児訪問指導実施要領 町田市こんにちは赤ちゃん事業実施要領 町田市妊産婦訪問指導実施要領	
訪問の概要	保健師・助産師による訪問では、妊娠中・出産後のアドバイスや発育・栄養・病気の予防等、子育てに関する相談・支援を実施 看護師による訪問では、子育てに関する相談・情報提供を実施	
周知方法	冊子「ぶれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等	

※妊産婦以外の成人も、必要に応じて訪問指導を実施

年度別実施状況 (表 20-32)

年度	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	学童以上	合計
2017	21	2,268	2,187	82	322	238	7	5,125
2018	42	2,132	2,055	100	223	245	27	4,824
2019	56	2,032	2,000	94	274	248	57	4,761

※実人数

イ 未熟児訪問指導

母子保健法・同施行規則及び同施行細則に基づき、出生時2,000g未満で出生、または特殊医療を受けた新生児及びその家族に対して、届出や医療機関からの報告等により未熟児の状況を把握し、必要に応じて訪問指導を実施し、各家庭環境にあった適切な指導・助言をすることで育児支援を行っている。

未熟児訪問指導申請件数 (表 20-33)

年度	2017	2018	2019
申請件数	82	100	94

ウ 重症心身障害児（者）訪問事業の申請受理

在宅重症心身障害児（者）に対する、健康の保持と安定した家庭療育を確保するために訪問相談・訪問看護の申請を受理して、東京都に進達している。

重症心身障害児（者）訪問事業申請状況 （表 20-34）

年度	2017	2018	2019
申請件数	6	5	5

21 歯科衛生士活動

口腔は健康の入り口と言われている。歯科疾患は、発病やその進行に伴い、食生活や社会生活に支障をきたすだけでなく、全身の健康にも影響を与えるものである。乳幼児期から高齢期を対象に、各ライフステージに応じた歯科疾病の予防・早期発見・早期治療、生涯を通じた歯及び口腔の健康増進などを目的に実施している。

歯科衛生士活動状況（表 21-1）

業務名		実施人数		
集団健診	1歳6か月児歯科健康診査	2,629		
	2歳児歯科健康診査	2,372		
	2歳6か月児歯科健康診査	2,240		
	3歳児健康診査	2,813		
障がい	障がい者等歯科保健推進対策事業(歯科相談 11回)	238		
学齢期	歯科保健普及対策事業小学校連携(10校)	1,154		
	歯科保健普及対策事業中学校連携(1校)	73		
成人期	歯科口腔健康診査(うち妊婦無料クーポン利用者)	1,555(461)		
個別指導	1歳6か月児	保健指導	2,692	
		ブラッシング	871	
		スケーリング	63	
		ポリッシング	33	
	2歳児	保健指導	2,372	
		ブラッシング	842	
		スケーリング	92	
		ポリッシング	89	
	2歳6か月児	フッ素塗布	2,177	
		保健指導	2,240	
		ブラッシング	398	
		スケーリング	61	
	3歳児	ポリッシング	91	
		フッ素塗布	2,071	
		保健指導	2,813	
		ブラッシング	294	
	健育教育	3~4か月児健康診査	スケーリング	51
			ポリッシング	75
			むし歯予防教室	58
			学齢期歯みがき教室	1,227
園児むし歯予防教室		母親学級	139	
		離乳食講習会	317	
		子育てひろば	120	
		3~4か月児健康診査	2,456	
		1歳6か月児歯科健康診査	2,629	
		2歳児歯科健康診査	2,372	
その他	2歳6か月児歯科健康診査	2,240		
	3歳児歯科健康診査	2,813		
	園児むし歯予防教室	集団 個別	5,436 2,999	
	からだ測定会	131		
	学齢期歯みがき教室(小・中 11校 16回)	1,227		
	出張講座(高齢者福祉施設)	218		
	デンタルケア	180		
	食育フェス	88		
	健康づくりフェア	490		
	普及啓発活動(イベントスタジオ)	128		
健康相談	3~4か月児歯科相談	14		
	電話・来所・相談	23		
	乳児相談	384		

22 栄養士活動

「食は命なり」と言われるが、市民の生涯を通して「食」を通じた健康づくりと、それによるQOL（生活の質）の向上や生活習慣病の予防を図るため、ライフステージに沿った栄養教育を実施している。

栄養士活動状況（表 22-1）

業務名		参加者数	
成人 栄養 指導	栄養相談	78	
	地区健康の集い	一般（栄養）	52
		歯周疾患	0
		ロコモ	0
		病態別	0
	脂質異常症予防講習会	105	
	糖尿病予防講習会	12	
	測定会	131	
	ヘルスアップクッキング	51	
	親子クッキング	47	
	健康づくり講習会	22	
	訪問	0	
	電話・来所	73	
その他	食生活改善普及運動月間	80	
	くらしフェア	87	
	鶴川市民センターまつり	240	
	キラリ☆まちだ祭	898	
	さんあーる広場	230	
母子 栄養 指導	3～4 か月児健康診査	集団	2,506
		個別	87
	6・9 か月 1.6 児健康診査後フォロー		9
	1 歳 6 ヶ月児健康診査		198
	3 歳児健康診査	集団	2,828
		個別	84
	乳幼児経過観察健康診査		7
	乳幼児発達健康診査		6
	離乳食講習会		875
	幼児食講習会		125
	母親学級母性科（母親学級）		119
	プレママクッキング		79
	乳幼児相談		889
	訪問		3
	電話・来所・栄養相談		85
	栄養健康教育（アレルギー）		31
	虫歯予防教室		58
2 歳児歯科	集団	2,346	
	個別	184	

V 生活衛生

1 動物管理

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生予防や、まん延防止、撲滅を目指し、公衆衛生の向上や公共の福祉の増進を図るため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施している。

そのほか、動物の適正な飼育と動物愛護の普及・啓発のための広報や講習会を実施し、不幸な命を増やさないために、不妊・去勢手術費用の一部補助事業や、新たな飼い主を探す支援、「飼い主のいない猫」対策を実施している。また、逸走又は負傷した犬等を収容し飼い主が判明した場合に返還している。

(1) 犬登録と狂犬病予防

狂犬病の発生予防のため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行っている。

犬登録及び注射済票交付数(表 1-1)

年度	年度末犬登録数	注射済票交付数
2017	25,065	20,270
2018	24,757	19,837
2019	24,611	19,537

(2) 動物愛護と適正飼育の普及啓発

ア 飼育動物に関する要望・相談

飼育動物に関する要望・相談を受け付け、当該動物等の飼育者等に対して適正飼育の指導を行っている。

要望・相談件数(表 1-2)

年度		2017	2018	2019	
動物による事故	犬	14	18	24	
	その他	0	0	0	
要望・相談件数	犬	放浪	37	16	25
		拾得	7	6	6
		負傷	1	4	7
		放し飼い	15	16	11
		汚物・汚水	12	7	17
		悪臭	1	1	2
		鳴き声	39	34	29
		その他	62	63	83
	猫	拾得	1	0	7
		負傷	20	14	22
		汚物・汚水	29	14	7
		悪臭	0	2	1
		鳴き声	0	2	1
		その他	108	65	85
その他	50	23	29		

イ 犬と楽しく暮らすための基礎講座

新規に犬登録をされた方や飼う予定の方を対象に、犬の飼育にあたって基礎的な知識を習得できるように講習会を開催している。

犬と楽しく暮らすための基礎講座実施回数及び参加延人数(表 1-3)

年度	実施回数	参加延人数
2017	4	96
2018	3	56
2019	3	90

ウ 地域猫対策セミナー

飼い主のいない猫によるフン尿等の被害でお困りの方等、猫の問題でお困りの方を対象に、その対策に関する知識を習得するための講習会を開催している。

地域猫対策セミナー実施回数及び参加延人数(表 1-4)

年度	実施回数	参加延人数
-	-	-
2018	1	26
2019	1	28

※当該セミナーは 2018 年度からの取り組み

エ 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助

不幸な命を生み出さないために飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する経費の一部補助を行っている。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助件数(表 1-5)

年度	飼い主のいない猫	
	オス	メス
2017	183	196
2018	159	178
2019	119	140

オ 飼い主のいない猫共生モデル地区

飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域社会への迷惑等を防止するとともに、市民の動物愛護の意識を高めるため、町内会・自治会等を基礎とした団体をモデル団体として指定し、団体が実施した飼い主のいない猫に不妊・去勢手術の補助を行っている。

飼い主のいない猫共生モデル地区数(表 1-6)

年度	年度末地区数
2017	26
2018	30
2019	30

(3)動物の保護と管理

保護・収容頭数

飼い主のもとから逃げ出した犬や負傷又は病気により動けなくなっている犬・猫等を収容している。

保護・収容頭数(表 1-7)

年度	捕獲 収容	引き取り		負傷		返還	
		犬	猫	犬	猫	犬	猫
2017	6	28	23	0	17	27	1
2018	1	35	8	0	8	14	1
2019	2	26	20	0	14	19	1

2 環境衛生

環境衛生事業は、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、プールなど市民の身近な施設、水道施設及び特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可、確認等を行う事業である。また、立入検査や理化学検査により施設の維持管理向上、レジオネラ症など感染症の発生予防など公衆衛生の向上を図っている。このほか、生活環境問題対策として、ねずみ・衛生害虫防除や室内環境の相談業務等を行っている。

(1) 施設と監視指導

環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数(表 2-1)

業種	営業施設数	許可・確認届出件数	廃止件数	監視指導件数
2017	4,463	69	92	545
2018	4,438	74	99	568
2019	4,432	84	90	452
理容所	182	6	9	23
美容所	549	42	33	134
クリーニング所	194	7	10	31
公衆浴場	27	-	-	50
旅館業	33	2	-	46
興行場	14	-	-	21
プール	18	-	1	44
水道施設	467	7	7	19
小規模貯水槽水道等	1,240	8	18	14
温泉利用施設	3	-	-	1
墓地等	1,569	4	9	22
特定建築物	122	7	-	18
住宅宿泊事業	14	1	3	29

その他環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数(表 2-2)

	施設数	届出件数	廃止件数	調査指導件数
2017	524	11	6	27
2018	523	10	11	14
2019	339	8	192	13
コインランドリー	34	4	-	13
コインシャワー	-	-	-	-
飲用井戸等	305	4	192	-

(2) レジオネラ症発生予防対策

四類感染症のレジオネラ症は、国内各地の浴場施設で死亡事故が発生したことにより社会問題となっている。市では公衆浴場法施行条例、旅館業法施行条例及びプールの衛生管理等に関する条例にレジオネラ症防止対策に関する項目を規定し、予防対策に取り組んでいる。

施設の水質を良好に維持し細菌の増殖を抑制し、レジオネラ症発生の予防を図るために、公衆浴場等の施設へ定期的に立入り水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出された場合はレジオネラ属菌数に応じて改善指導を行っている。また、レジオネラ属菌の繁殖場所を特定するため循環系統等での原因究明のための調査などを行い、改善措置後に再検査を実施し不検出を確認している。2019年度は、公衆浴場、旅館業の入浴施設及びプール運営施設の水質検査を実施し、全施設で、レジオネラ属菌不検出であることを確認した。

(3) 環境衛生関係施設の理化学検査等

プールや浴場の水質などについて行政検査として理化学検査を行っている。検査の結果、法令基準に適合しなかった施設に対しては、原因究明及び改善指導を行い改善を確認している。

公衆浴場の水質検査結果(表 2-3)

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)					
					適合	不適合	濁度	カリウム消費量 過マンガン酸	大腸菌群	レジオネラ属菌	残留塩素	照度
普通	2	2	0	16	16	0	-	-	-	-	-	-
その他	14	12	2	101	86	15	-	-	-	-	15	-
					基準		5度以下	25mg/l以下	1個/ml以下	10CFU/100ml未満	0.4mg/l以上	20lux以上

興行場の空気検査結果(表 2-4)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量	照度
10	10	-	10	10	-	-	-	-	-
				基準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下	(注)

(注) 場内において映写中または演技中は0.2lux以上、休憩中は20lux以上

プールの水質の検査結果(表 2-5)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)								
				適合	不適合	PH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス	レジオネラ属菌
17	15	2	69	52	17	-	-	17	-	-	-	-	-	-
				基準		5.8~ 8.6	2度 以下	12mg/l 以下	検出 されな いこと	200個 /1ml 以下	100lux 以上	0.4mg/l 以上	0.15% 以下	10CFU/100ml 未満

生活衛生関係営業施設・水道関係施設等の相談処理件数(表 2-6)

総数	生活衛生関係 営業施設	特定建築物	墓地等	水道関係施設	その他
525	194	46	123	47	115

(注)生活衛生課関係営業施設とは、美容所、理容所、クリーニング所、公衆浴場、ホテル・旅館等、興行場、遊泳用プール等である。

(4)生活環境問題に関する対応

衛生害虫防除や室内環境等に関する相談に対し、正確な情報提供等により健康で快適な 居住環境の実現を支援している。

また、アシナガバチの巣駆除用の防護服の貸出しを行っており、2019年度は73件であった。

衛生害虫・室内環境等の相談処理件数(表 2-7)

総数	ねずみ・衛生害虫等					その他
	ねずみ類	刺咬昆虫 (ハチ等)	吸血昆虫 (蚊・シラミ類等)	ダニ類	その他 衛生害虫等	
454	149	183	8	13	49	52

(5) 飲用に供する井戸等の水質検査

市内の地下水の水質実態を把握するため、飲用に供する井戸の水質検査を実施している。2019年度は、11 施設の水道法水質基準全項目（消毒副生成物、臭気原因物質を除く）と、放射性セシウム（¹³⁴Cs、¹³⁷Cs）の検査を実施した。その結果、5 施設（45.5%）が水質基準に不適合であり、結果に応じて煮沸による消毒後の飲用等の指導を行った（表 2-8）。なお、放射性セシウム（¹³⁴Cs、¹³⁷Cs）が検出された施設は無かった。

水質検査不適項目（表 2-8）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適数(延数)							
			一般細菌	亜硝酸態窒素 及び 硝酸態窒素	その化合物 鉄及び	その化合物 及び マンガ	その化合物 及び アルミニウム	臭気	色度	濁度
11	6	5	-	1	2	2	-	-	2	3
基準超過 %			0	9.1	18.2	18.2	0	0	18.2	27.3
基準値			100 個/ml 以下	10mg/l 以下	0.3mg/l 以下	0.05mg/l 以下	0.2mg/l 以上	20lux 以上	5 度 以下	2 度 以下

3 食 品 衛 生

食品衛生事業は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例等の規定に基づき、飲食を原因とする衛生上の危害の発生防止を目的としている。市民や業界団体の意見を参考に町田市食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、事業を実施している。食品等事業者に対しては、営業許可に関する手続、施設の監視指導、食品の収去検査、衛生講習会等を行っている。また、食中毒が疑われた場合には、関係施設、患者及び原因物質を調査し、食中毒と断定されれば改善指導など被害の拡大及び再発防止のために必要な措置をとっている。このほか、住民等から寄せられた苦情に対しては、必要に応じて営業施設等に立ち入り、原因を調査して改善の指導を行っている。

(1) 営業施設数及び監視件数

ア 食品衛生法に規定する営業(表 3-1)

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数	
		新規	更新			
2017	5,132	639	518	643	2,839	
2018	5,049	459	446	542	2,327	
2019	5,152	577	502	474	2,882	
飲食店営業	旅館・ホテル	24	0	0	0	4
	バー・キャバレー	180	45	13	25	99
	一般飲食店	1,833	191	194	168	965
	民生食堂	-	-	-	-	-
	すし屋	60	3	8	5	62
	そば屋	71	4	9	4	35
	仕出し屋	29	2	4	4	21
	弁当屋	168	12	11	8	91
	そう菜店	259	36	21	21	204
	コンビニエンスストア等	-	-	-	-	-
	移動	1	-	-	-	-
	臨時	13	-	6	1	12
	許可ある集団給食	194	21	20	17	98
	自動車	112	29	3	19	51
	自動販売機	33	3	2	3	5
	天ぷら船	-	-	-	-	-
小計	2,977	346	291	275	1,647	

		施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
			新規	更新		
喫茶店営業	店舗	55	19	2	4	43
	自動販売機	230	17	24	31	73
	自動車	7	1	-	1	1
	小計	292	37	26	36	117
菓子製造業	パン製造業	119	10	10	10	68
	生菓子製造業	86	6	6	3	54
	その他の菓子製造業	262	40	21	18	192
	移動	-	-	-	-	-
	臨時	1	-	-	-	-
	自動車	38	8	4	3	23
	小計	506	64	41	34	337
あん類製造業		-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		60	19	1	3	43
乳処理業		1	-	-	-	5
特別牛乳さく取処理業		-	-	-	-	-
乳製品製造業		2	-	-	-	3
集乳業		-	-	-	-	-
乳類販売業	専業	35	-	4	3	9
	ショーケース売り	433	36	50	42	233
	自動販売機	122	3	7	15	18
	自動車	4	1	-	-	1
	小計	594	40	61	60	261
食肉処理業		11	-	1	-	4
食肉販売業	一般	82	5	14	3	98
	包装	236	25	25	30	110
	自動販売機	-	-	-	-	-
	自動車	3	1	-	-	1
	小計	321	31	39	33	209
食肉製品製造業		7	-	1	-	7

		施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
			新規	更新		
魚介類販売業	一般	82	4	12	3	89
	包装	225	23	23	25	97
	自動車	1	1	-	1	1
	小計	308	28	35	29	187
魚介類せり売業		-	-	-	-	-
魚肉ねり製品製造業		1	-	-	-	-
冷蔵業 食品の冷凍・	冷凍業	-	-	-	-	-
	冷蔵業	1	-	-	-	-
	小計	1	-	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		3	-	-	-	-
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	-
冰雪製造業	冰雪製造業	-	-	-	-	-
	(自動角氷製造機)	-	-	-	-	-
	(自動販売機)	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-
氷雪販売業		3	1	-	-	1
製造業 食用油脂	動物性油脂	-	-	-	-	-
	植物性油脂	1	-	-	-	-
	小計	1	-	-	-	-
マーガリン又は ショートニング製造業		-	-	-	-	-
みそ製造業		3	1	-	-	1
醤油製造業		-	-	-	1	-
ソース類製造業		1	1	-	-	1
酒類製造業		-	-	-	-	-
豆腐製造業		15	-	1	1	22
納豆製造業		-	-	-	-	-
めん類製造業		9	1	-	-	1
そうざい製造業		35	7	5	2	36
缶詰又は瓶詰食品製造業		1	1	-	-	-
添加物製造業		-	-	-	-	-

イ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業(表 3-2)

年度	食鳥処理場施設数	監視数
2017	-	-
2018	-	-
2019	-	-

ウ 食品製造業等取締条例に規定する営業(表 3-3)

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数	
		新規	更新			
2017	627	83	57	95	348	
2018	617	76	59	86	298	
2019	604	54	63	67	320	
行商	弁当等人力販売業	-	-	-	-	
	菓子	-	-	※	2	
	豆腐及びその加工品	1	1	※	3	
	ゆでめん類	-	-	※	-	
	アイスクリーム類	-	-	※	-	
	魚介類及びその加工品	-	-	※	-	
	小計	1	1	-	5	
つけ物製造業	8	1	-	1	2	
製菓材料等製造業	-	-	-	-	-	
粉末食品製造業	3	-	-	1	1	
そう菜半製品等製造業	4	-	-	-	-	
調味料等製造業	10	2	2	-	7	
魚介類加工業	3	-	-	-	-	
液卵製造業	-	-	-	-	-	
食料品等販売業	一般	373	27	45	37	222
	包装	158	18	16	19	76
	包装(一時販売)	8	2	-	1	2
	自動販売機	24	1	-	2	7
	自動車	9	2	-	1	3
	小計	572	50	61	60	310
卵選別包装業	3	-	※	-	-	

※更新制度なし

エ 食品製造業等取締条例に規定する届出給食施設(表 3-4)

	施設数	報告件数	廃止件数	監視件数
2017	221	9	5	84
2018	221	23	23	49
2019	230	17	8	58
学校・幼稚園	37	3	4	12
病院・診療所	12	-	-	-
工場・事業所	6	-	-	-
児童福祉施設	86	9	2	25
社会福祉施設	65	3	2	21
ボランティア給食	3	-	-	-
その他	2	-	-	-
給食(届出以外)	19	2	-	-

オ 東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業(表 3-5)

	施設数	新規	廃止	監視件数
2017	104	17	10	48
2018	107	12	9	81
2019	106	14	15	79
ふぐ取扱所	18	3	7	14
ふぐ加工製品取扱施設	88	11	8	65

カ 町田市食品衛生法施行細則に規定する営業等(表 3-6)

		施設数	報告件数	廃業件数	監視件数		
2017		5,873	4	-	2,986		
2018		5,873	-	-	2,302		
2019		5,874	1	-	2,517		
食品製造業	許可を要しない	製粉・精米・精麦業	48	-	-	-	
		つけ物製造業	10	-	-	2	
		その他の食品製造業	一般食品	23	1	-	1
			乳肉食品	-	-	-	-
		小計	81	1	-	3	
食品販売業	許可を要しない	魚介類加工品販売業	663	-	-	497	
		乳製品販売業	606	-	-	261	
		アイスクリーム類販売業	626	-	-	310	
		野菜果物販売業	749	-	-	310	
		菓子(パンを含む)販売業	867	-	-	310	
		主食販売業	109	-	-	51	
		酒類・調味料販売業	593	-	-	310	
		その他の食品販売業	831	-	-	310	
		小計	5,044	-	-	2,359	
・おもちゃ	食器具容器包装	食器具容器包装製造業	-	-	-	-	
		食器具容器包装販売業	289	-	-	155	
		おもちゃ製造業	9	-	-	-	
		おもちゃ販売業	190	-	-	-	
		小計	488	-	-	155	
添加物製造業		-	-	-	-		
添加物販売業		256	-	-	-		
乳さく取業		5	-	-	-		

※施設数は東京都から引き継いだ数から報告実績で更新したもの

※監視件数は営業施設監視件数から類推したもの

(2) 食品・器具等の検査

ア 収去検査

食品衛生法で規格基準の定められた食品、東京都において措置基準の設けられている食品等を収去し検査を行っている。

細菌検査は、細菌数、大腸菌群、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、大腸菌、腸管出血性大腸菌O157等の検査を行っている。また、化学検査は、保存料、甘味料、着色料、漂白剤等の食品添加物やアレルギー物質の検査を行っている。なお、2019年度の検査は公益社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所に依頼した。なお、「否」とは食品衛生法違反である。

食品別収去検査成績(表 3-7)

		検体数	細菌検査		化学検査	
			適	否	適	否
2017		80	52	2	26	-
2018		87	60	-	26	1
2019		84	52	-	32	-
魚介類等	魚介類	3	2	-	1	-
	魚介類加工品	-	-	-	-	-
冷凍食品		-	-	-	-	-
肉・卵類及びその加工品		4	2	-	2	-
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	8	4	-	4	-
	乳製品	6	3	-	3	-
	乳類加工品	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	-	-	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品	-	-	-	-	-
	野菜類・果物及びその加工品	7	6	-	1	-
菓子類		9	5	-	4	-
飲料 ・氷雪 ・水	清涼飲料水	-	-	-	-	-
	酒精飲料	-	-	-	-	-
	氷雪	-	-	-	-	-
	水	-	-	-	-	-
その他 の食品	缶詰・びん詰	-	-	-	-	-
	調味料	-	-	-	-	-
	そうざい類及びその半製品	38	24	-	14	-
	上記以外の食品 (弁当・調理パン等)	9	6	-	3	-
添加物		-	-	-	-	-
器具・容器包装・おもちゃ		-	-	-	-	-

イ 簡易検査

従業員の手指、調理器具、食品等について、現場等で大腸菌群、黄色ぶどう球菌、腸炎ビブリオ等の簡易検査を行っている。なお、「不良」とは細菌が1個以上検出されたものである。

検体別簡易検査成績(表 3-8)

	検査数	内訳(判定結果)	
		良	不良
2017	1,256	926	330
2018	1,448	1,047	401
2019	1,425	1,155	270

(3) 食中毒発生状況

食中毒発生状況(表 3-9)

総数			内訳				
2017	2018	2019	発生日	原因施設	原因食品	病原物質	患者数/ 喫食者数
3	3	2	7月26日	飲食店	施設が提供した食事	カンピロバクター	3/3
			2月1日	飲食店	施設が提供した食事	カンピロバクター	5/5

(4) 食中毒関連調査

市外の施設が原因施設と強く疑われる場合の食中毒疑い発生時に、他の自治体からの依頼により、市民等に対する食中毒調査を行っている。

食中毒関連調査件数(表 3-10)

年度	事件数	調査人数	調査施設数	検査検体数
2017	30	91	20	102
2018	55	26	37	42
2019	42	54	21	44

(5) 苦情・相談対応

苦情・相談受付件数(表 3-11)

	苦情対応	相談対応	
		電話処理	窓口処理
2017	95	14,779	6,584
2018	49	13,801	6,466
2019	71	13,008	5,542

(6) 講習会等実施状況(表 3-12)

食品取扱従事者等に対して衛生知識向上のための食品衛生実務講習会を実施している。また、市民に対しても、講習会、街頭相談等を実施し、正しい食品衛生知識の普及に努めている。

年度	食品取扱従事者等向け講習会		市民向け講習会		衛生展・街頭相談	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
2017	33	1,752	11	511	1	296
2018	35	1,849	6	277	1	434
2019	31	1,480	5	227	1	342

(7) 調理師・製菓衛生師免許申請件数(表 3-13)

調理師法、製菓衛生師法に基づく免許の各種手続きを東京都知事からの委任を受け行っている。

	2017	2018	2019	免許申請	名簿訂正	書換交付	再交付	登録抹消	返納
調理師	134	137	95	70	11	8	6	-	-
製菓衛生師	17	16	5	5	-	-	-	-	-

(8) 食品衛生推進員の活動

食品衛生推進員とは、食品衛生法第 61 条第 2 項の規定及び町田市食品衛生推進員設置要領により、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、市長が 2 年の任期で委嘱している。

2019 年度は 15 名の食品衛生推進員が年 2 回の「食品衛生推進会議」等を中心に、地域における食品衛生に関する普及啓発活動や食品の安全確保のための活動を行った。

VI 統計表

用語の解説

低体重児

2,500 グラム未満の出生児をいう。

乳児死亡

生後 1 年未満の死亡をいう。

新生児死亡

生後 4 週未満の死亡をいう。

周産期死亡

妊娠満 22 週以後の死産と早期新生児を合わせたものをいう。

死産

妊娠満 12 週（妊娠第 4 月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

なお、自然死産と人口死産とに分けられる。

自然増加

出生数から死亡数を減じたものをいう。

比率の解説

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間の1歳未満の死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間の生後4週未満の死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間妊娠22週以後の死産数} + \text{年間生後1週未満の死亡数}}{\text{年間妊娠満22週以後死産数} + \text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出生数} + \text{年間死産数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増加率} = \frac{\text{年間出生数} - \text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{年間死因別死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 100,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{2018年1月1日現在の年齢別女子人口}} \quad (\text{15歳から49歳までの合計})$$

※なお、この統計表は厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用して独自集計した。

(1) 人口動態統計〔町田市〕(表 1-1)

実数	出生		合計 特殊 出生率	死亡			周産期死亡			死産			婚 姻	離 婚	自 然 増 加
	(再掲) (2低 500g 未満児)			(再掲) 乳 児 死 亡	(再掲) 新 生 児 死 亡	総 数	妊 娠 満 22 週 以 後	生 後 1 週 未 満	総 数	自 然 死 産	人 工 死 産				
												人口千対			
2017年管内	2,755	262	...	3,783	8	6	11	6	5	65	24	41	1,560	693	△ 1,028
2018年管内	2,589	268	...	3,865	5	3	5	4	1	54	27	27	1,527	603	△ 1,276
東京都	107,150	9,790	...	119,253	183	71	315	259	56	2,201	1,007	1,194	82,716	22,706	△ 12,103
率	人口千対	出生百対		人口千対	出生千対	出生千対	出生千対	出生千対	出生千対	出生千対	出生千対	出生千対	人口千対	人口千対	人口千対
2017年管内	6.3	9.5	1.26	8.7	2.9	2.2	4.0	2.2	2	23.0	8.5	14.5	3.6	1.6	△ 2.4
2018年管内	6.0	10.4	1.23	8.9	1.9	1.2	1.9	1.5	0	20.4	10.2	10.2	3.5	1.4	△ 2.9
東京都	8.0	9.1	1.20	8.9	1.7	0.7	2.9	2.4	0.5	20.1	9.2	10.9	6.2	1.7	△ 0.9

<東京都の実数>厚生労働省「人口動態統計年報」より
 <東京都の率及び基礎人口>厚生労働省「平成29年人口動態統計月報年計(概数)の概況」より
 <算出の基礎人口>東京都「東京都の人口(推計)」より(各年10月1日現在の推計人口)
 町田市 (2017年) : 434,419人 町田市 (2018年) : 433,938人 東京都 (2018年) : 13,340,000人

図1 出生率の年次推移

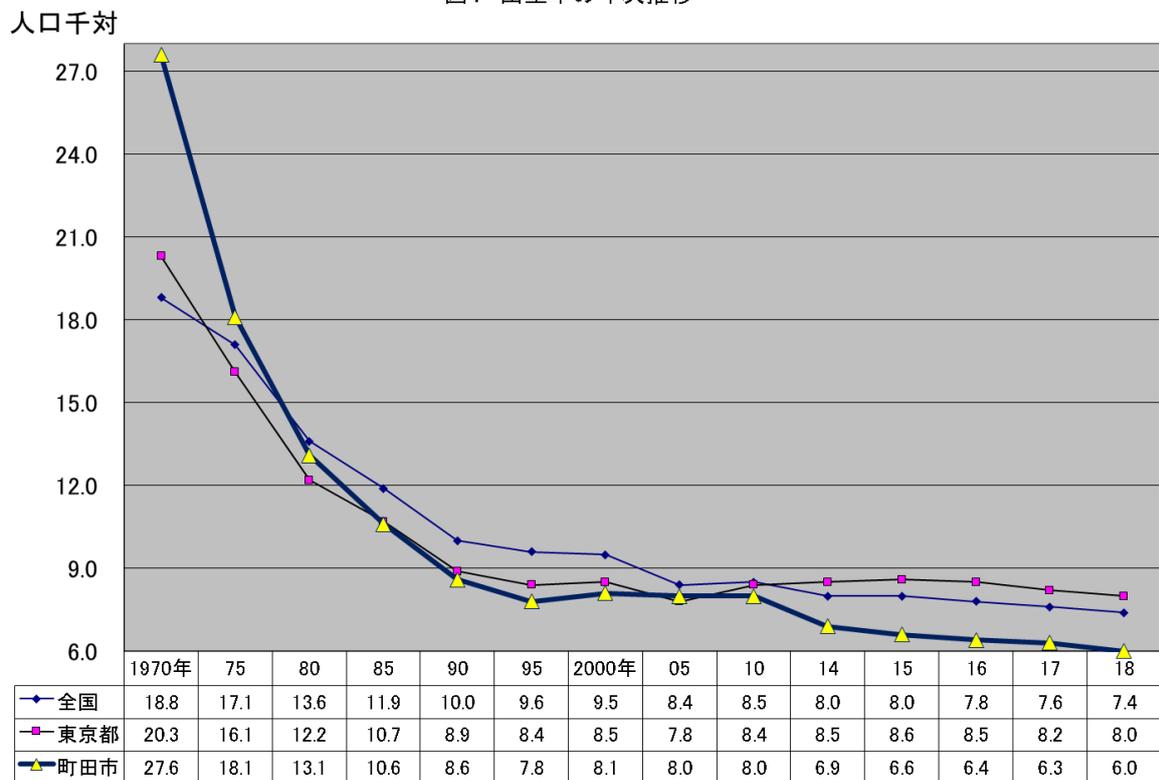
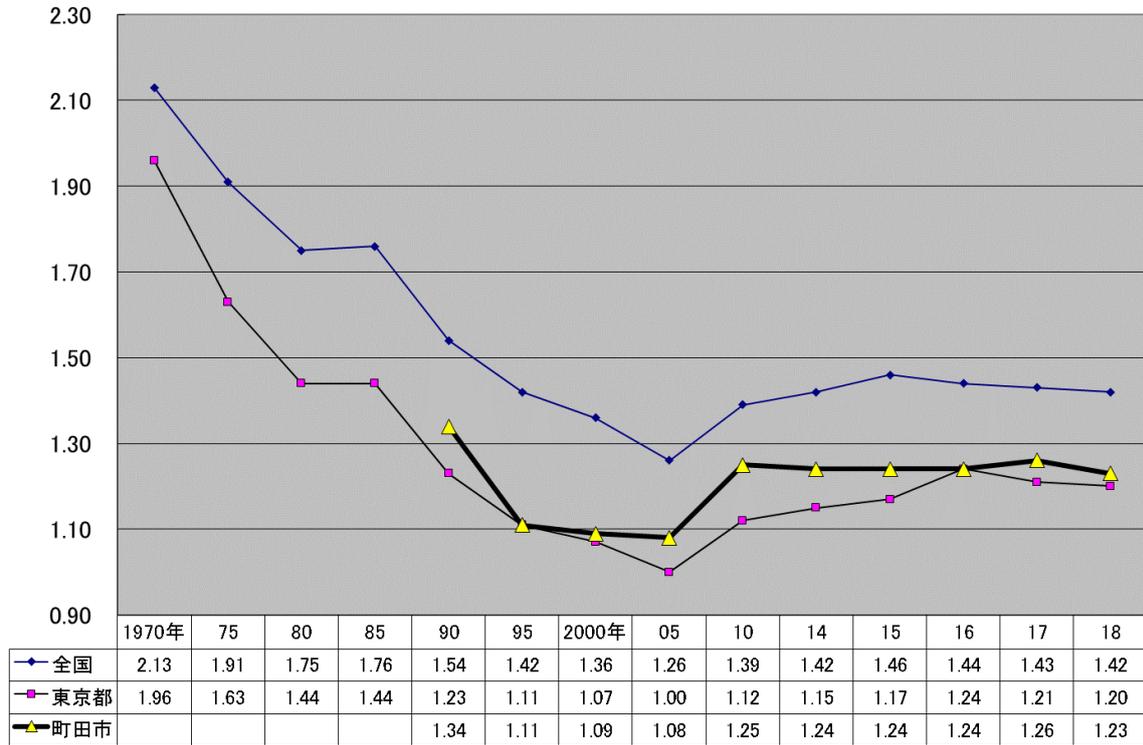
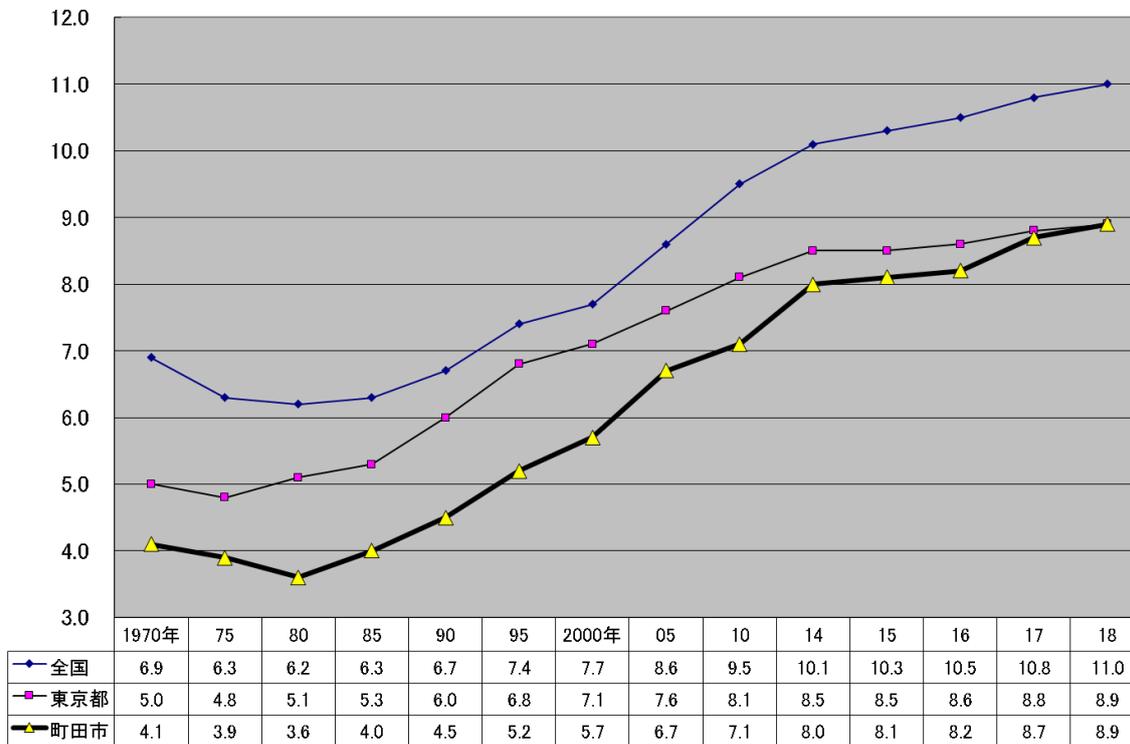


図2 合計特殊出生率の年次推移



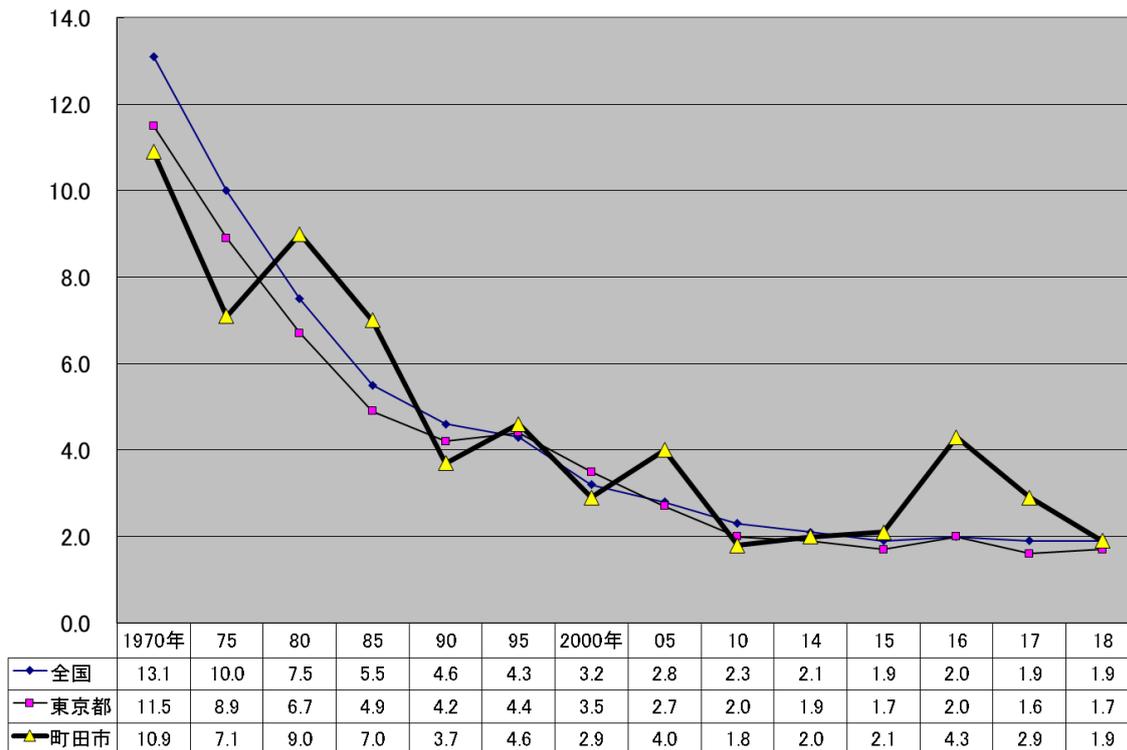
人口千対

図3 死亡率の年次推移



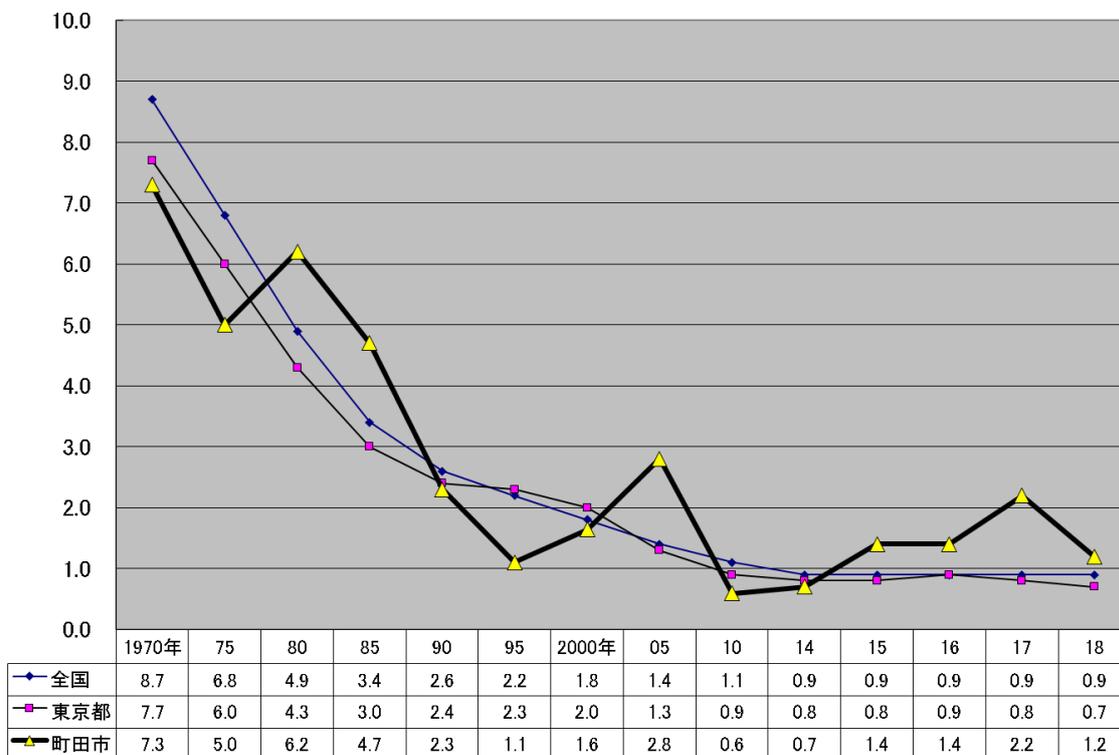
出生千対

図4 乳児死亡率の年次推移



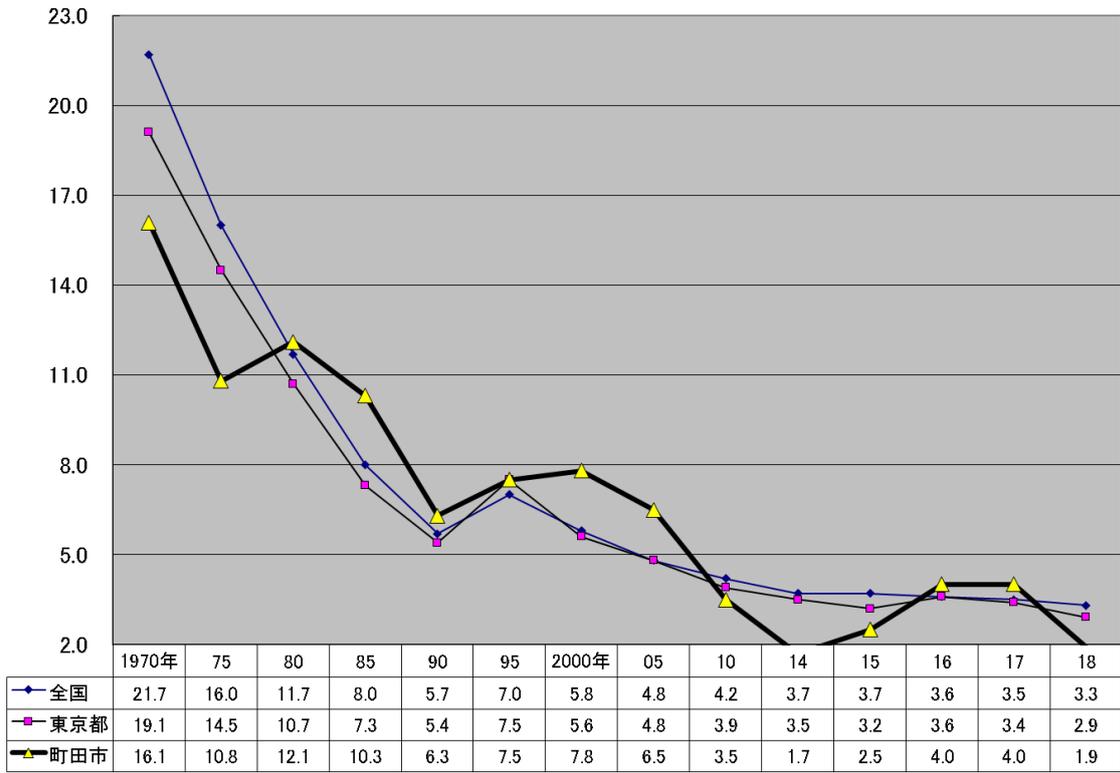
出生千対

図5 新生児死亡率の年次推移



出生千対

図6 周産期死亡率の年次推移



出産千対

図7 死産率の年次推移

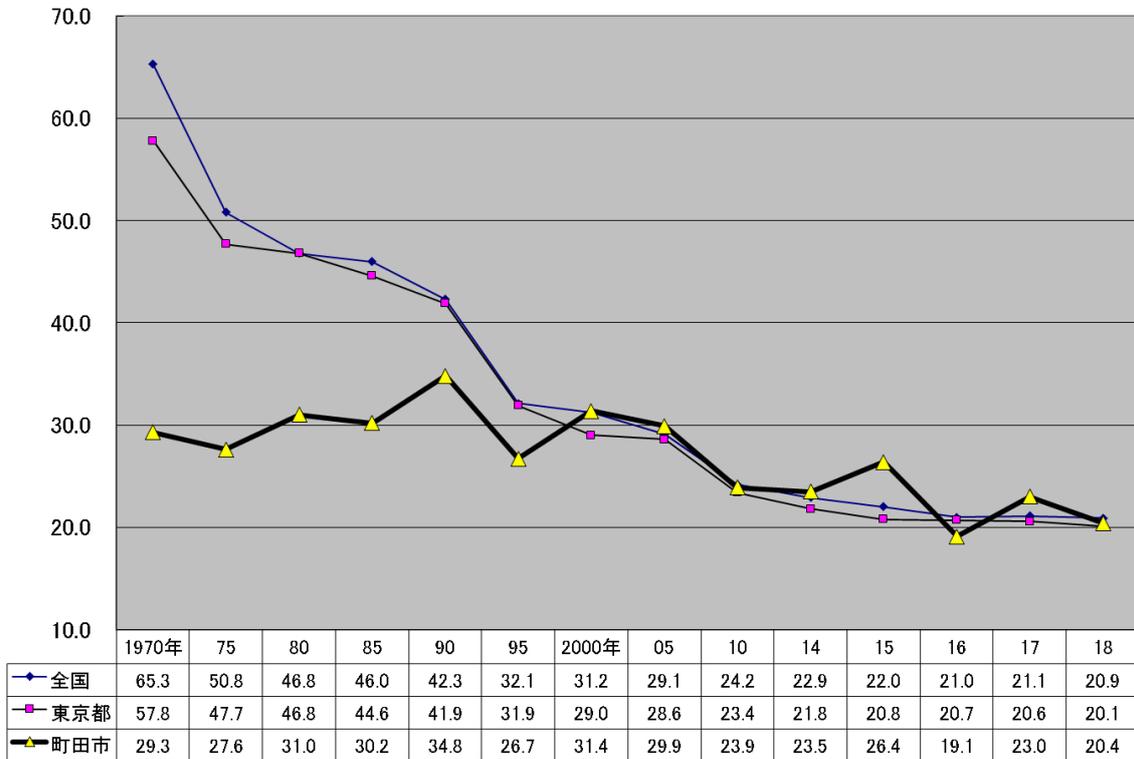


図8 婚姻率の年次推移

人口千対

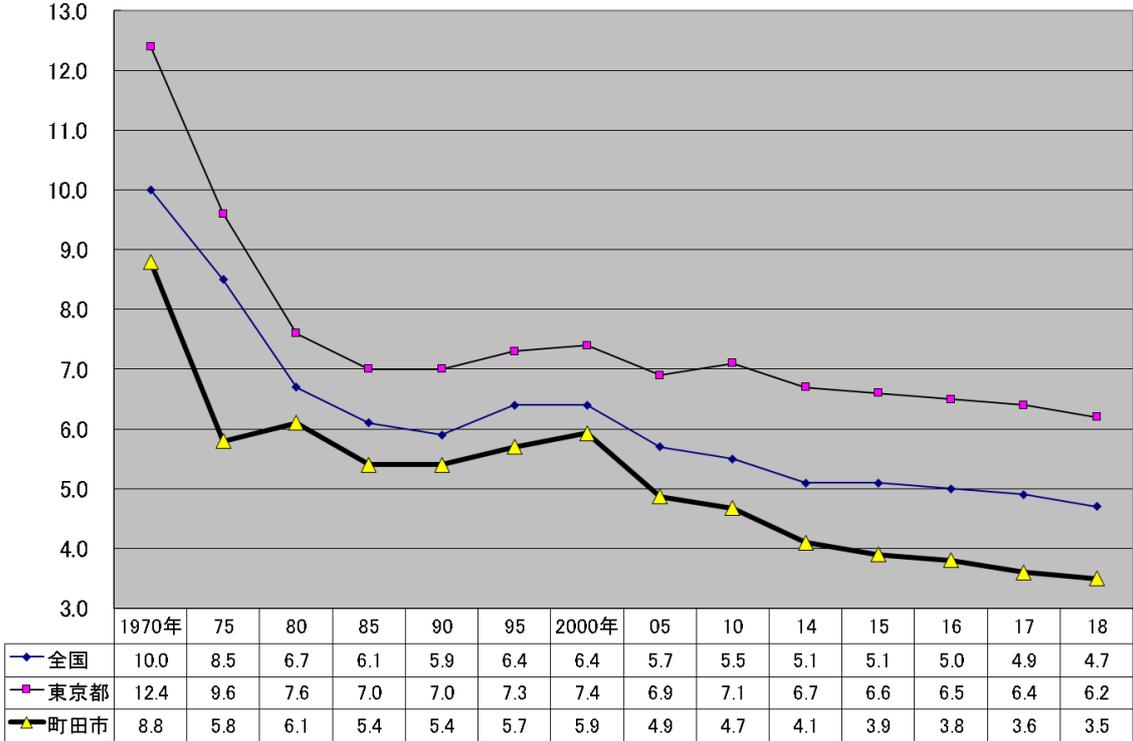
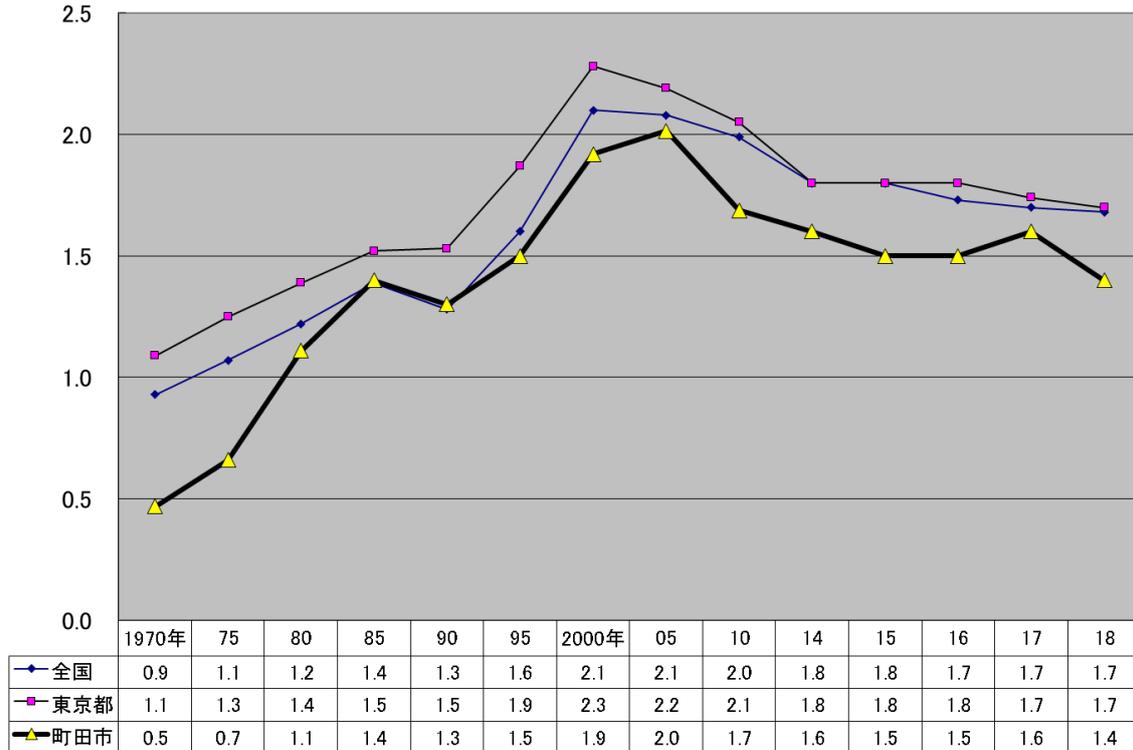


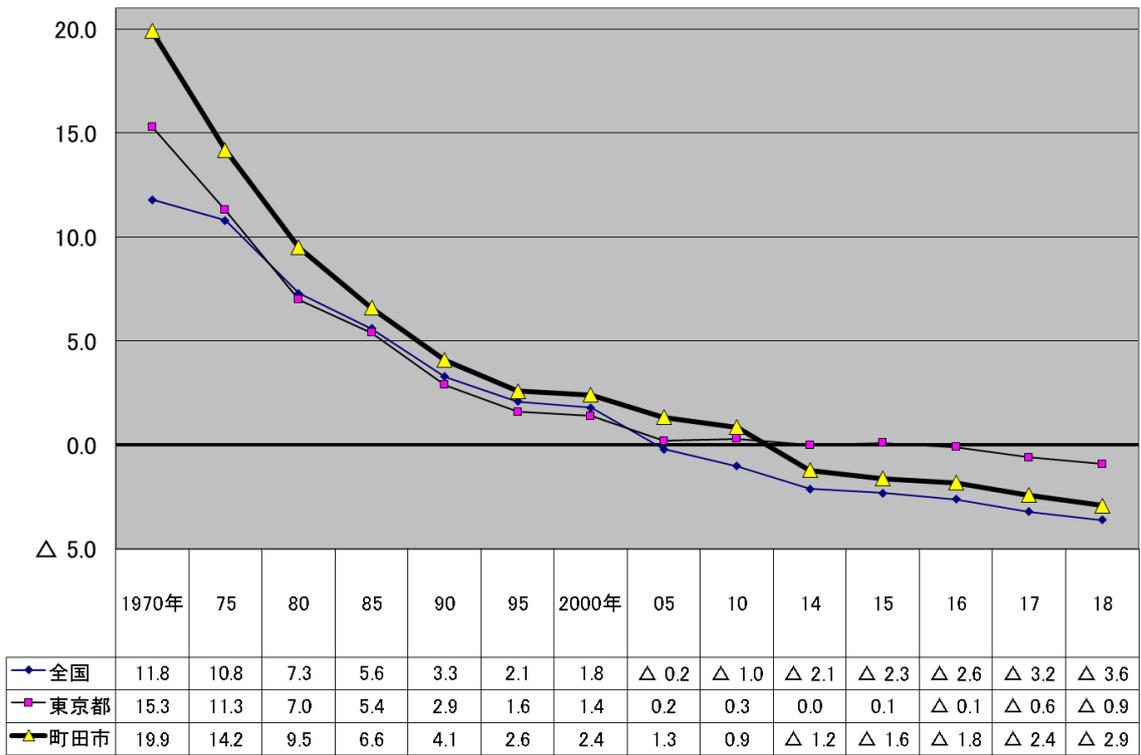
図9 離婚率の年次推移

人口千対



人口千対

図10 自然増加率の年次推移



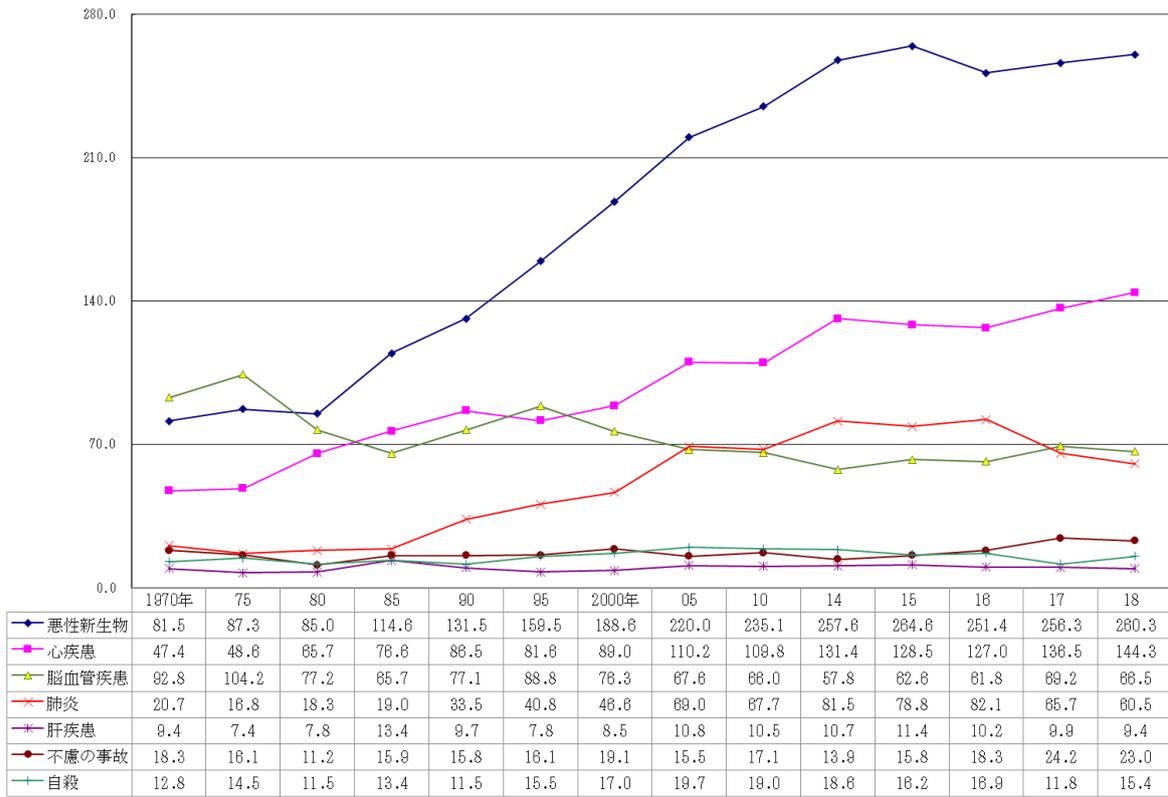
(2) 主要死因別死亡数 (简单分類) (表 1-2)

死 因	総 数			0歳		1～4		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29		30～34	
	総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
2017 年 総 数	3,783	2,058	1,725	4	4	1	-	1	1	-	-	2	-	3	2	5	3	6	4
年齢階級人口10万対	872.6	967.7	781.0	率は1～4歳を含む		59.8	51.6	10.0	10.4	-	-	17.8	-	27.5	19.2	49.3	30.8	51.6	36.0
2018 年 総 数	3,865	2,020	1,845	4	1	1	-	-	-	1	2	2	1	1	3	4	2	4	4
年齢階級人口10万対	890.7	951.0	832.9	率は1～4歳を含む		62.6	13.2	-	-	9.5	19.8	17.4	9.2	8.9	27.7	42.4	22.0	36.6	38.2
結 核	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
悪 性 新 生 物	1,131	657	474	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
年齢階級人口10万対	260.6	309.3	214.0	率は1～4歳を含む		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9.1	9.6
(再掲) 食道の悪性新生物	38	33	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 胃の悪性新生物	118	79	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
(再掲) 結腸の悪性新生物	115	48	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	39	21	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 肝及び肝内胆管の悪性新生物	69	48	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	63	18	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 膵の悪性新生物	118	73	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 気管、気管支及び肺の悪性新生物	206	144	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 乳房の悪性新生物	48	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
(再掲) 子宮の悪性新生物	20	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 白 血 病	24	15	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
糖 尿 病	33	18	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 血 圧 性 疾 患	19	8	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
心 疾 患	627	317	310	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
年齢階級人口10万対	144.5	149.2	139.9	率は1～4歳を含む		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.6	-	-	-
(再掲) 急性心筋梗塞	89	51	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) その他の虚血性心疾患	162	91	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 不整脈及び伝導障害	44	28	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
(再掲) 心 不 全	283	121	162	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脳 血 管 疾 患	289	133	156	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
年齢階級人口10万対	66.6	62.6	70.4	率は1～4歳を含む		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9.1	-
(再掲) くも膜下出血	56	16	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 脳 内 出 血	93	56	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
(再掲) 脳 梗 塞	128	59	69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大動脈瘤及び解離	55	29	26	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
肺 炎	263	159	104	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
慢性閉塞性肺疾患	54	48	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
喘 息	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝 疾 患	41	27	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腎 不 全	59	40	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
老 衰	301	73	228	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不慮の事故	100	58	42	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
(再掲) 交通事故	5	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
自 殺	67	43	24	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	1	-	3	1	1	1
その他の全死因	819	405	414	3	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	1	-	1

(2018年)

35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65～69		70～74		75～79		80～84		85歳以上		不詳	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
9	9	20	12	21	20	41	33	53	27	71	23	157	73	240	129	347	170	410	274	667	941	-	-
64.0	65.9	109.1	67.3	110.6	111.7	276.1	235.5	441.7	222.9	602.2	184.7	1,058.2	428.5	2,001.7	875.9	3,210.3	1,320.2	5,614.9	2,931.1	14,547.4	10,072.8	-	-
6	3	7	8	28	22	63	20	46	32	75	27	149	66	219	112	327	197	394	311	689	1,034	-	-
46.0	23.8	42.3	49.2	143.2	116.8	378.9	128.5	357.4	252.3	660.2	228.3	1,112.2	438.5	1,737.1	732.2	2,869.4	1,366.3	4,918.2	3,036.8	12,316.8	9,729.9	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-
1	-	1	3	7	8	21	9	17	9	35	19	69	43	109	60	133	82	118	87	145	153	-	-
7.7	-	6.0	18.4	35.8	42.5	126.3	57.8	132.1	70.9	308.1	160.6	515.0	285.7	864.6	392.2	1,167.1	568.7	1,473.0	849.5	2,592.1	1,439.7	-	-
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	1	4	1	8	1	10	-	6	1	2	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	7	1	11	2	14	4	9	8	19	7	16	16	-	-
-	-	-	-	2	-	2	-	1	-	1	5	3	9	6	4	8	11	13	16	12	22	-	-
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	6	-	3	3	4	5	4	2	2	8	-	-
-	-	-	-	1	1	2	1	1	-	2	-	5	-	4	3	10	3	13	4	10	9	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	2	3	7	6	5	4	9	2	5	2	15	-	-
-	-	-	-	1	2	3	-	2	1	7	2	8	5	19	4	15	13	11	6	7	12	-	-
-	-	-	-	-	1	5	-	6	-	5	1	10	7	29	10	36	8	23	13	30	22	-	-
-	-	-	2	-	2	-	3	-	1	-	3	-	4	-	8	-	9	-	6	-	9	-	-
-	-	-	-	-	1	-	2	-	1	-	2	-	2	-	3	-	1	-	4	-	4	-	-
1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	2	2	1	1	1	-	-	3	8	2	-	-
-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	1	-	1	-	2	1	4	3	2	7	5	4	-	-
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	2	2	2	9	-	-
2	2	-	2	6	-	4	-	6	4	12	4	33	6	28	6	44	25	65	56	116	205	-	-
15.3	15.9	-	12.3	30.7	-	24.1	-	46.6	31.5	105.6	33.8	246.3	39.9	222.1	39.2	386.1	173.4	811.4	546.8	2,073.7	1,929.0	-	-
-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	4	2	7	1	4	1	9	10	9	10	15	13	-	-
1	1	-	-	1	-	3	-	2	1	2	2	13	1	14	4	10	3	20	18	25	41	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	3	-	1	1	2	1	1	3	15	11	-	-
-	-	-	2	2	-	-	-	-	1	4	-	7	3	7	-	18	11	31	20	52	125	-	-
-	1	1	-	4	1	7	3	3	3	3	1	5	3	15	11	23	16	31	30	40	87	-	-
-	7.9	6.0	-	20.5	5.3	42.1	19.3	23.3	23.6	26.4	8.5	37.3	19.9	119.0	71.9	201.8	111.0	387.0	292.9	715.1	818.7	-	-
-	-	-	-	2	-	1	2	1	3	-	-	2	2	1	5	5	9	2	6	2	13	-	-
-	1	1	-	1	1	5	1	1	-	3	-	1	1	9	3	6	3	17	7	11	20	-	-
-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	2	-	5	3	12	4	12	13	26	49	-	-
-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	1	-	2	-	2	3	4	7	6	8	9	7	-	-
-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2	-	3	3	5	3	20	3	37	19	91	75	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	2	-	5	-	9	-	11	-	18	5	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	1	-	-
-	-	-	2	1	-	5	-	3	1	-	-	3	-	4	-	5	4	6	3	-	4	-	-
1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	-	2	-	2	2	6	2	6	3	20	11	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	4	12	15	58	208	-	-
-	-	1	-	-	-	1	-	4	2	3	-	5	2	5	3	7	5	13	8	17	21	-	-
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
1	-	2	1	5	6	7	2	2	3	4	2	4	2	2	2	3	1	3	1	3	1	-	-
1	-	2	-	4	7	12	6	7	7	10	1	19	7	38	20	65	45	81	71	162	243	-	-

図11 主要死因の年次推移



(3) 乳児・新生児死亡数、主要要因(乳児死因分類)(表1-3)

(2018年)

分類番号	B a 0 1	B a 0 2	B a 0 3	B a 0 4	B a 0 5	B a 0 6	B a 0 9	B a 1 0	B a 1 1	B a 1 2	B a 1 3	B a 1 4	B a 1 5	B a 1 6	B a 1 7	B a 1 8	B a 1 9	B a 2 0	B a 2 1	B a 2 2	B a 2 3	B a 2 3	B a 3 5	B a 3 6	B a 3 7	B a 3 8	B a 3 9	B a 4 0	B a 4 1	B a 4 2	B a 4 3	B a 4 4	B a 4 4	B a 4 5	B a 4 6	B a 5 0	その他		
																																						総数	腸管感染症
町田市	総数	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
生後7日未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
7日~4週未満	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
4週~1年未満	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2

(4) 原因別死産数(基本分類)(表1-4)

(2018年)

死産の原因(母側病態)	児側病態(P00~P96・Q00~Q99)														その他	
	総数	週産期に発生した病態							先天奇形、変形及び染色体異常							
		総数	に妊娠期間及び胎児発育障害	器障害と心血管障害	週産期に特異的な呼吸	感産期に特異的な症	障害及び血液障害	胎児と新生児の出血性	及び体温調節の病態	胎児と新生児の外	その他	総数	神経系の先天奇形	循環器系の先天奇形		呼吸器系の先天奇形
2017年総数	65	22	-	-	1	1	-	20	2	-	-	-	1	1	41	
2018年総数	54	25	-	-	1	-	1	23	2	-	-	-	-	2	27	
自然死産総数	27	25	-	-	1	-	1	23	2	-	-	-	-	2	-	
現在の妊娠とは無関係の場合もあり得る母体の病態により影響を受けた胎児及び新生児	15	15	-	-	1	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	
母体の妊娠合併症により影響を受けた胎児及び新生児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
胎盤、臍帯及び卵膜の合併症により影響を受けた胎児及び新生児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の分娩合併症により影響を受けた胎児及び新生児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
胎盤又は母乳を介して有害な影響を受けた胎児及び新生児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
病態の記載のないもの	12	10	-	-	-	-	-	1	9	2	-	-	-	-	2	
人工死産総数	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	

(5) 母の年齢・出産順位別出生数 (表 1-5)

(2018年)

母の年齢	出 産 順 位							
	総 数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児 以上	不 詳
総 数	2,589	1,135	1,040	318	77	13	6	-
～ 14	-	-	-	-	-	-	-	-
15 ～ 19	26	24	2	-	-	-	-	-
20 ～ 24	190	115	63	12	-	-	-	-
25 ～ 29	546	316	176	44	7	2	1	-
30 ～ 34	912	391	383	113	24	1	-	-
35 ～ 39	730	228	334	119	37	8	4	-
40 ～ 44	178	58	79	29	9	2	1	-
45 ～ 49	6	2	3	1	-	-	-	-
50 ～	1	1	-	-	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-

(6) 妊娠期間別出生体重別出生数 (表 1-6)

(2018年)

妊娠週数	出 生 体 重											
	総数	～999	1000～ 1499	1500～ 1999	2000～ 2499	2500～ 2999	3000～ 3499	3500～ 3999	4000～ 4499	4500～ 4999	5000～	不詳
総 数	2,589	14	7	37	210	1,035	1,049	211	26	-	-	-
男	1,317	9	3	16	92	486	565	131	15	-	-	-
女	1,272	5	4	21	118	549	484	80	11	-	-	-
満42週以上	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
満37～41週	2,427	-	-	7	152	987	1,044	211	26	-	-	-
満32～36週	138	1	1	27	58	47	4	-	-	-	-	-
満28～31週	17	8	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-
満28週未満	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(7) 母の年齢別合計特殊出生率 (表 1-7)

母の 年齢	2014年			2015年			2016年			2017年			2018年		
	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率
15	0	2036	0.000000	0	2070	0.000000	0	2133	0.000000	0	2,070	0.000000	0	2,012	0.000000
16	4	2016	0.001984	1	2048	0.000488	1	2085	0.000480	0	2,142	0.000000	3	2,089	0.001436
17	6	1994	0.003009	3	2009	0.001493	5	2063	0.002424	4	2,087	0.001917	3	2,157	0.001391
18	6	1966	0.003052	8	2030	0.003941	11	2052	0.005361	7	2,107	0.003322	8	2,135	0.003747
19	22	2147	0.010247	17	2098	0.008103	17	2157	0.007881	14	2,163	0.006472	12	2,224	0.005396
20	26	2016	0.012897	13	2164	0.006007	20	2100	0.009524	22	2,164	0.010166	19	2,174	0.008740
21	24	2004	0.011976	35	2082	0.016811	34	2175	0.015632	28	2,117	0.013226	27	2,163	0.012483
22	31	1947	0.015922	40	2025	0.019753	34	2097	0.016214	40	2,144	0.018657	30	2,139	0.014025
23	48	1983	0.024206	31	1873	0.016551	40	1978	0.020222	52	2,053	0.025329	44	2,090	0.021053
24	54	1918	0.028154	58	1952	0.029713	50	1802	0.027747	40	1,897	0.021086	70	2,026	0.034551
25	80	1965	0.040712	72	1853	0.038856	70	1862	0.037594	58	1,749	0.033162	71	1,852	0.038337
26	96	1977	0.048558	94	1889	0.049762	100	1796	0.055679	62	1,782	0.034792	86	1,721	0.049971
27	121	1977	0.061204	119	1954	0.060901	119	1872	0.063568	112	1,773	0.063170	90	1,730	0.052023
28	144	2003	0.071892	161	1952	0.082480	148	1951	0.075859	129	1,840	0.070109	138	1,703	0.081033
29	194	2027	0.095708	196	1964	0.099796	157	1956	0.080266	173	1,902	0.090957	161	1,760	0.091477
30	213	2206	0.096555	193	2030	0.095074	179	1937	0.092411	171	1,946	0.087873	178	1,859	0.095750
31	225	2262	0.099469	219	2214	0.098916	179	2030	0.088177	204	1,947	0.104777	178	1,909	0.093243
32	213	2225	0.095730	210	2262	0.092838	237	2222	0.106661	243	2,050	0.118537	183	1,971	0.092846
33	204	2336	0.087329	205	2220	0.092342	209	2308	0.090555	205	2,221	0.092301	191	2,078	0.091915
34	211	2386	0.088433	197	2322	0.084841	204	2253	0.090546	207	2,286	0.090551	182	2,262	0.080460
35	221	2590	0.085328	192	2404	0.079867	196	2374	0.082561	174	2,275	0.076484	173	2,300	0.075217
36	190	2754	0.068991	172	2596	0.066256	175	2441	0.071692	155	2,389	0.064881	185	2,289	0.080821
37	170	2884	0.058946	158	2750	0.057455	156	2630	0.059316	167	2,473	0.067529	161	2,395	0.067223
38	137	3072	0.044596	124	2899	0.042773	144	2774	0.051911	159	2,651	0.059977	119	2,483	0.047926
39	120	3232	0.037129	113	3069	0.036820	89	2935	0.030324	118	2,785	0.042370	92	2,693	0.034163
40	68	3414	0.019918	86	3233	0.026601	79	3083	0.025624	93	2,951	0.031515	66	2,801	0.023563
41	51	3662	0.013927	60	3426	0.017513	51	3253	0.015678	52	3,089	0.016834	55	2,952	0.018631
42	43	3655	0.011765	39	3690	0.010569	35	3453	0.010136	39	3,255	0.011982	31	3,116	0.009949
43	11	3784	0.002907	14	3659	0.003826	28	3722	0.007523	13	3,457	0.003760	18	3,286	0.005478
44	6	3565	0.001683	7	3783	0.001850	7	3688	0.001898	9	3,730	0.002413	8	3,432	0.002331
45	2	3480	0.000575	2	3580	0.000559	2	3789	0.000528	3	3,724	0.000806	3	3,740	0.000802
46	2	3420	0.000585	1	3488	0.000287	0	3601	0.000000	1	3,798	0.000263	0	3,723	0.000000
47	1	3433	0.000291	0	3436	0.000000	1	3493	0.000286	0	3,598	0.000000	0	3,805	0.000000
48	0	2385	0.000000	0	3446	0.000000	0	3469	0.000000	1	3,511	0.000285	3	3,597	0.000834
49	0	3208	0.000000	0	2392	0.000000	0	3451	0.000000	0	3,468	0.000000	0	3,517	0.000000

VII 附属機関等

1 保健所運営協議会

地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 11 条に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

委 員 名 簿

(2020 年 3 月 28 日現在)

氏名	現職
玉木 靖浩	南大沢警察署 署長
小川 冬樹	東京都町田市歯科医師会 会長
長谷川 義剛	町田市町内会・自治会連合会 副会長
金崎 章	町田市民病院 院長
新藤 博	町田消防署 署長
関根 克敏	町田市薬剤師会 会長
高藤 典靖	東京都獣医師会町田支部 支部長
◎ 堤 明純	北里大学医学部公衆衛生学主任教授
中川 忠彦	町田市民生委員・児童委員協議会 町田第二地区会長
林 泉彦	町田市医師会 会長
布施 賢而	町田警察署 署長
堀内 清華	山梨大学出生コホート研究センター助教

◎印は会長

(五十音順)

2 町田市感染症の診査に関する協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第24条第6項の規定に基づき、結核患者を含めた感染症患者の入院勧告や入院期間の延長に関する事項等を審議する。

委 員 名 簿

(2020年3月31日現在)

氏名	現職
☆ 池田 寿昭	東京医科大学八王子医療センター病院長
伊原 玄英	町田駅前内科クリニック 院長
☆ 宇留間 友宜	東京医科大学八王子医療センター助教
片桐 真人	北里大学医療衛生学部教授
佐藤 泰隆	八王子労働基準監督署町田支署長
◎ 鈴木 道弘	黒江医院院長
竹田 宏	東京慈恵会医科大学附属第三病院感染制御室室長
田中 勝	田中勝法律事務所弁護士
☆ 平井 由児	東京医科大学八王子医療センター感染症科教授

◎印は会長

(五十音順)

☆印は、結核以外の重要案件が発生した場合に召集する。

3 町田市大気汚染障がい者認定審査会

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年東京都条例第117号)第5条第1項の規定に基づき、大気汚染の影響を受けると推定される疾病の認定に関する事項を調査、審議する。

委 員 名 簿

(2020年3月31日現在)

氏名	現職
鈴木 道弘	黒江医院院長
富川 盛光	おださが小児アレルギー科院長
野村 忠弘	成瀬台クリニック院長
河合 江美	町田市保健所長
◎ 藤原 優子	町田市民病院小児科部長・新生児内科部長・新生児集中治療室長
保田 由喜治	やすだこどもクリニック院長

◎印は会長

(五十音順)

4 町田市食育推進計画策定及び推進委員会

食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく町田市食育推進計画の策定及び推進に資するため、食育推進に関することについて調査、検討し、その結果を市長に報告する。

委 員 名 簿

(2020年3月31日現在)

氏名	現職
◎ 饗場 直美	神奈川工科大学 応用バイオ科学部 教授
五十子 桂祐	町田市医師会 理事
小口 悦子	東京家政学院大学 現代生活学部 教授
音琴 三郎	東京都町田市歯科医師会 副会長
神藏 かおる	町田市私立幼稚園協会 町田こぼと幼稚園 副園長
坂本 愛	町田市観光コンベンション協会
嶋田 敬子	町田市立七国山小学校 栄養教諭
高木 鉄雄	町田市農業協同組合 野菜部部長
千葉 勢子	町田市法人立保育園協会 井の花保育園 園長
富田 一女	都立町田総合高等学校 教諭
夏梅 琴絵	町田市立中学校PTA連合会 代表
新倉 敏和	町田市農業協同組合 経済部長
野末 直美	町田市立町田第三小学校 校長
原田 智子	町田市公立小学校PTA連絡協議会
福田 猛夫	東京都町田食品衛生協会(学校法人榎本学園 町田調理師専門学校)
松井 大輔	町田商工会議所 常議員(山路フードサービス 代表取締役)
村上 律子	町田地域活動栄養士会 会長
森 一成	町田集団給食研究会 会長
矢島 加都美	町田市立真光寺中学校 校長

◎印は委員長

(五十音順)

5 町田市地域精神保健福祉連絡協議会

町田市における地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、精神保健福祉に関する知識の普及啓発、協力体制の整備・調整等について、関係機関・団体と協議する。

委 員 名 簿

(2020年3月31日現在)

氏 名	現 職
◎ 後藤 晶子	医療法人社団鶴永会 鶴が丘ガーデンホスピタル 院長
中川 種栄	町田こころのクリニック 院長
島本 昌和	花いかだ心療クリニック 院長
佐藤 政史	医療法人誠心会 あさひの丘メンタルクリニック 院長
山下 弘一	町田市医師会副会長
鳥井口 美帆	訪問看護ステーション デューン町田 管理者
守重 正俊	町田警察署 生活安全課 課長
櫻井 利行	南大沢警察署 生活安全課 課長
草野 正孝	町田消防署 警防課 課長
井上 トシ子	町田市民生委員・児童委員協議会
遠山 希委子	NPO 法人町田市精神障害者さるびあ会 副会長
青山 信幸	地域活動支援センターまちプラ 所長
井上 悟	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 所長
林 澄人	町田市地域福祉部 生活援護課 課長
中島 佳子	町田市地域福祉部 障がい福祉課 課長
高橋 由希子	町田市いきいき生活部 高齢者福祉課 地域支援担当課長
西澤 弘泰	町田市民病院 医事課 課長
樋口 貴晴	町田市保健所 保健総務課 課長
河合 江美	町田市保健所長

◎印は会長

6 町田市難病保健医療福祉調整会（難病対策地域協議会準備会）

町田市における難病対策を円滑に推進するため、関係機関との連携を深め、難病患者の在宅療養生活を支援する地域ネットワークの構築を図る。

委 員 名 簿

(2020年3月31日現在)

氏名	現職
青木 良浩	東京都難病ピア相談室 ピア相談員 東京都ALS協会 事務局長
五十子 桂祐	一般社団法人 町田市医師会 理事 医療法人社団 創生会 町田病院 院長
小川 英世	町田市看護部長会 代表 医療法人社団 慶泉会 町田慶泉病院 看護部長
小倉 朗子	公益財団法人 東京都医学総合研究所 難病ケア看護 主席研究員
上條 真子	学校法人北里研究所 北里大学病院 トータルサポートセンター 課長
河合 江美	町田市保健所 所長
刑部 登志子	町田市訪問看護ステーション連絡会 会長
古味 斉	町田市いきいき生活部 介護保険課長
小森 哲夫	独立行政法人国立病院機構 箱根病院 神経筋・難病医療センター 院長
栄山 雪路	栄山医院 院長
柴 貴子	東京都多摩難病相談・支援室 難病相談支援員
自見 隆弘	医療法人社団 慶泉会 町田慶泉病院 院長
長谷川 昌之	町田市ケアマネジャー連絡会 医療介護連携推進担当
平松 弘太郎	東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 課長代理（在宅難病事業担当）
◎ 舩津 到	医療法人社団 三医会 鶴川記念病院 院長
星野 中	町田市防災安全部 防災課長
高橋 由希子	町田市いきいき生活部 高齢者福祉課地域支援担当課長
中島 佳子	町田市地域福祉部 障がい福祉課担当課長
西澤 弘泰	町田市民病院 医事課長
樋口 貴晴	町田市保健所 保健総務課長
吉本 逸美	町田市地域福祉部 福祉総務課長

◎は会長

(五十音順)

7 町田市自殺対策推進協議会

町田市自殺対策推進協議会設置要綱に基づき、町田市の自殺対策を推進するために施策に関する事等を協議する。

委 員 名 簿

(2020年3月31日現在)

氏 名	現 職
秋田 整	特定非営利活動法人 全国自死遺族総合支援センター 自死遺族・遺児支援スタッフ
秋山 一弘	秋法律事務所 弁護士
新井 久稔	北里大学医学部 精神科学 講師
大川原 久	町田市町内会・自治会連合会 副会長
荻野 淳子	町田市民生委員児童委員協議会 副会長
音琴 三郎	公益社団法人東京都町田市歯科医師会 副会長
風祭 恵一	八王子労働基準監督署町田支署 監督・安衛課長
叶内 昌志	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 事務局長
草野 正孝	町田消防署 警防課長
佐々木 研一	町田市公立小学校長会 町田市立つくし野小学校長
◎ 中川 種栄	一般社団法人町田市医師会 理事
橋本 雅彦	町田市立小・中学校長会 町田市立南大谷中学校長
早借 洋一	特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話 副理事長
比嘉 健二	警視庁南大沢警察署 生活安全課 課長代理
宮嶋 修	町田公共職業安定所 次長
守重 正俊	町田警察署 生活安全課長
八木 満	町田商工会議所 総務部 部長
安岡 史紀	一般社団法人町田市薬剤師会 理事

◎印は会長

(五十音順)

町田市保健所事業概要

発行年月 2021年2月
発行 町田市
編集 町田市保健所
町田市森野2丁目2番22号
電話 042 (724) 4241

刊行物番号 20-47